

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果（平成29年6月24日付けで請求人に通知）を別冊のとおり公表する。

平成29年7月7日

宮城県監査委員 石 森 建 二

宮城県監査委員 成 田 由加里



宮城県公報別冊

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

平成29年4月25日

第2 請求人

(省略)

第3 措置請求の内容

一部、表に置き換えている部分を除き、できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、自由民主党・県民会議に対して交付された政務調査費の支出について、宮城県監査委員は厳正な監査を行い、違法不当な部分につき、怠る事実によって宮城県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう請求するものである。

2 請求の理由

(1) 本件請求概要

自由民主党・県民会議の会派が平成23年度政務調査費の資料購入費で購読した「自由民主」，「りぶる」代，平成24年1月27，28日研修費で支出したホテル代・講師謝金代及び会派所属議員の平成23年度政務調査費の調査研究費，資料購入費などの支出は，平成21年4月からの「政務調査費の手引」（以下「手引」という。），「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条（第5項は除く）第3項第3号の別表1・2に抵触する。

また，「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）第11条「会派は，政務調査費の適正な使用を確保するために，政務調査費の使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない」という立場にある会派自体が前記のような違法不当な支出をしたことは，重大である。

よって，宮城県に生じた損害を早急に補填すべく，必要な措置・勧告を求める事案である。

(2) 本件の事情

イ 当事者について

(イ) 請求人は，宮城県民である。

(ロ) 自由民主党・県民会議は宮城県議会の会派である。

(ハ) 下記(3)ロ(ロ)「あ〜ひ」（注1）は，自由民主党・県民会議の会派所属議員である。

[注1] 「あ〜ひ」は，請求人が議員ごとに付したものであり，請求人が不当と主張する支出を一覧表に整理した別紙1において「請求番号」として表記した。

(3) 必要な措置を講ずべきこと

イ 政務調査費の使用用途に関する規制の概要

(イ) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務調査費は，法第232条の2「普通地方公共団体は，その公益上必要がある場合に

においては、寄附又は補助することができる。」に定める補助金であり、法第100条第14項、第16項、条例及び宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。）に基づき公益上の必用がある場合—不特定多数県民の共通の利益や福祉につながる場合—にのみ支出が許されるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員1人当たり月額35万円が各会派に一律支出され、政務調査費の総額から必要経費を控除して残余がある場合、各会派は、速やかに当該残余の額に相当する金額を返還しなければならない。（条例第16条）

また、会派は、政務調査費の適正な使用を確保するために、政務調査費の使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない（条例第11条）としている。

(ロ) 平成21年4月からは、手引に沿って政務調査費を支出している。具体的には手引3. 使途基準(1)項目と内容 条例施行規程 別表(第6条関係) 調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費、(2) 政務調査費を充当するのに適さない例、①政党活動経費への支出～⑩政務調査活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出、(3) 会費として支出するのに適さない例、①団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費～⑨意見交換を伴わない会合の参加費、(4) 使途項目ごとの具体例、調査研究費(①～⑥)から人件費(①)、(5) 費目別の充当指針、「旅費」実費充当を原則とする。但し、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条(第5項は除く)に規定する費用弁償の額を充当することができるものとする。その場合は、支払証明に旅費試算書を添付の上、議員が金額を証明するものとする。(1) 交通費への充当、(2) 宿泊費への充当、実費を充当することが原則。ただし、費用弁償の額を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる。なお、実費充当といえども、社会通念上高額な宿泊費は望ましくない。また、宿泊費は宿泊料金(室使用料)と朝・夕食代に充てるためのものであり、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用に伴う経費等に政務調査費を充当することは適当でない。【証拠書類】宿泊施設が発行する明細の表示された領収書

「会費(参加費)」会費(参加費)への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書。(1) 懇談会等への出席に要する会費。飲食を主たる目的とした会合(各種団体の新年会や忘年会等)の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。

また、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する(連続する)懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できないものとする。

なお、飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内

又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。

- ・研修会，研究会等で外部講師を呼んでいる場合
- ・シンポジウム
- ・異業種交流会
- ・公的性格を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会

(2) 政務調査費の充当が不適當な会費(参考事例)(上記(3)会費として支出するのに適さない例とほとんど同じ内容)以下、「食糧費」「広報費」「事務所経費」「事務用品・備品購入費，リース料」「通信費」「書籍購入費，新聞購読料」「人件費」

手引4. 支出における留意事項

(1) 実費支出の原則(調査研究活動は会派又は議員の自発的な意思に基づいて行われるものであることから，政務調査費は，社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提として上で調査研究活動に要した費用の実費に充当することが原則である。)

(2) 充当の範囲(充当する範囲は，調査研究に直接必要とする経費に限られ，たとえ調査研究に使用する場合であっても，議員の私的財産形成等につながるものには充当できない。

政務調査費は，当該年度の調査研究活動に要する経費に充てるものであり，年度を超えて使用することはできない。)

(3) 按分による支出，①按分の必要性 会派又は議員の活動は，議会活動，政党活動，選挙活動等と多彩であり，一つの活動が政務調査活動と他の活動の両面を有し，混然一体となっていることが多い。このことから，活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適當な場合には，使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し，積算根拠を明確にしておく必要がある。②按分方法 イ使用面積による按分例(事務所費など)，ロ活動実績割合等による按分例(事務所費，事務費，人件費，広報費など)，ハ按分割合が明確にできない場合，2分の1以下で按分する。(2分の1を超える充当には合理的な理由を明記)，③按分方法の参考例(全国都道府県議会議長会資料より)，イ事務所費，ロ事務費(通信費)，ハ人件費

(4) 領収書等への使途等の記載 収支報告書に添付して提出する領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)の写しには，次の事項が記載されている必要がある。①領収書等の記載事項 イ宛て先，日付，支出金額 ロ領収書作成者の住所・会社名(団体名)・代表者名(氏名) ハ支出目的：〇月分給料として，〇月分コピー機リース料として，②領収書等添付票の記載事項 イ使途内容 ロ按分による支出額 ハ上限額による支出等，③支払証明書の記載事項 イ～ニ

以上のような概要である。

纏めれば，政務調査費は，宮城県が上記の法第232条の2の公益上の必用があると考えて宮城県議会の会派及び無会派議員に政務調査費を交付したもの

で、交付を受けた会派及び無会派議員は、手引Ⅰ 政務調査費の概要 1. 政務調査費の目的 「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に交付されるもので、議会審議の充実を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的としている。」に沿って政務調査費を支出しなければならないから、県民から観光目的の視察だ、我田引水的支出だ、年度末の予算消化だ、などの疑念を抱かれないよう「李下に冠を正さず」の姿勢で調査研究を行わなければならない。

更に、政務調査費が県財政の一部であることを考えれば、法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」は、会派及び無会派議員並びに会派所属議員にも当て嵌まるので、不必要な政務調査費の支出をしないのは言うまでもなく、必要な視察・調査研究・研修・資料などへの支出であっても、当該支出が最小で最大の県民福祉の向上に繋がるように政務調査費を支出しなければならないと考える。

ロ 事実と違法不当の理由

(イ) 自由民主党・県民議会会派支出（合計金額801,132円）

A 自由民主党・県民議会（以下「会派」という。）は、会派として「自由民主」を平成23年4月～平成24年3月までと「りぶる」を平成23年5月～平成24年3月まで両紙とも宮城県議会議員選挙の11月を除き、毎月会派所属全議員で購読し、資料購入費として合計240,932円を自由民主党宮城県支部連合会（自由民主党の宮城県にある支部を束ねている政治団体。以下「県連」という。）へ支出している。

「自由民主」は毎週火曜日発行の週刊紙で「これを読めば自民党が分かる」をモットーに総裁・党役員・閣僚などへのインタビューなど、「りぶる」は毎月15日発行の女性向け月刊誌で女性局の活動や議員へのインタビュー・料理・フィットネス・星占い・旅など何れも自由民主党の本部や都道府県連の活動情報を掲載し、報道機関が大衆に向けて発行する不偏不党・中立が求められるがちな所謂「新聞」とはその目的・内容などを大きく異にする一般的に「機関紙」と呼ばれるものである。

これらは、議員を抱える政治団体のために党员・支持者・後援者などへの自党の主張や議会活動報告を行う必要があり、同時に党员・支持者などの獲得のための広報宣伝と党本部や県連などを含む支部のいろいろな活動費用の獲得を兼ねて政党活動の一環として発行されている。

つまり、自党の機関紙の購読とは、「県連」と会派所属議員の政治団体が政治資金で繋がっていることを考えれば、「県連」をワンクッションにした会派所属議員の政治団体への政治資金の還流と考えることもできる。

また、平成18年4月10日皆川章太郎県連広報本部長から会派の千葉達会長と平成25年4月1日長谷川洋一県連広報本部長から会派の安部孝会長への「自由民主」・「りぶる」の以下の請求書の内容から会派所属全議員が、

一購読者として偶々両紙を継続的に購読しているのではないことが分かる。

- ① 会派所属議員が県連広報部の本部長や支局長という肩書きを持っている。
- ② 皆川章太郎議員は、県連広報本部長と支局長であり、自分の購読分も含まれているので会派所属全議員（平成18年7月5日時点の宮城県議会議員席次表から皆川議員も含め25名）の購読部数になっている。（平成25年4月1日長谷川洋一議員は、県連広報本部長と支局長であり、自分の購読分も含まれているので、会派所属全議員（平成25年度の政務活動費収支報告書から長谷川議員も含め33名）の購読部数になっている。）
- ③ 会派議員が県連広報本部長・支局長という肩書きを持っているために党活動の一環としての「自由民主」拡販に理解、協力する必要がある、結果、拡販に繋がる第一歩として自ら「自由民主」を購読していると考えられる。
- ④ 会派所属議員は、平成18年4月10日時点まで「①」の肩書きで年間購読していたし、これからも継続的な購読をお願いされている。
- ⑤ 平成25年4月1日長谷川洋一県連広報本部長から会派への「自由民主」の請求書も平成18年4月10日と会派所属議員数というパラメーターを除けば同じ内容で、平成25年4月1日時点まで「①」の肩書きで年間購読していたし、これからも継続的な購読をお願いされている。
- ⑥ 平成23年度、「自由民主」・「りぶる」の請求書は添付されていないが、「④」「⑤」の事実から「①」の肩書きで会派所属全議員（平成23年度の政務調査費収支報告書より選挙前38名と選挙後33名）が「自由民主」を購読していると考えられる。
- ⑦ 「りぶる」も同様と考えられる。

したがって、会派の「自由民主」・「りぶる」の購読料合計240,932円は、政治資金の還流という側面と会派所属議員の県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属するという側面から手引に違反した不当な支出と考える。（別添資料1～15）

- B 平成24年1月27・28日、会派は、研修会（瓦礫利用の防潮堤についての講演拝聴・意見交換）を秋保温泉（保養地）のホテルで開催し、宿泊費を含むホテル代・講師謝金合計640,825円を研修費として支出している。

この研修会に関して確認できた会派及び研修会に参加した議員の政務調査実績報告書（会派分と3名の議員分だけで他議員のものは確認できなかった。以下「報告書」という。）によれば、所要時間は、27日「泊」・28日「泊」で時間の記入がないもの、27・28日で「180分」、27日だけで「60分」、27日～28日で「2時間・2時間」と、「泊」を除けば最大で合計4時間なので、時間的に午後1時から午後5時の半日で終了する研修会とすることが可能であり、1泊2日にする必要はない。

また、1泊2日にしたため、28日2時間の研修は、午前10時チェックアウトで忙しそうなスケジュールになっていると考えられる。

更に、このホテルのホームページを見る限り、研修・会議用の専用の部屋は見当たらず、且つホテルの請求書を見れば、研修に関するものは会議料・コピー代・プロジェクター代で、このホテルでなければならぬ何か特別な研修用の設備があったとは考えられない。この程度の設備なら仙台駅周辺に、其れこそ会議・研修専用の設備を付帯した施設やホテル・会館などがいろいろあり、また、秋保温泉（保養地）のホテルよりはるかに交通へのアクセスも良いことから議員・講師を含む多くの人にとって都合の良い場所と考えられるのに何故態々交通へのアクセスが悪い秋保温泉（保養地）を選んだのか疑問である。

以上の考察から1月27日・28日の研修会は、態々1泊2日にし、特別の研修用設備もない秋保温泉（保養地）のホテルを利用した何か議員に都合の良い場所・施設での研修と考えることができる。

したがって、会議料・コピー代・プロジェクター代を除く宿泊料483,000円は不当な支出と考える。

仮に、この研修を1泊2日で且つこのホテルで行う合理的な理由があったとしても、宿泊料について、宮城県は「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条、別表第1の乙地方に該当するので、全員が議長以外の議員の場合、140,300円の条例違反の金額が発生する。

また、講師謝金については、講師のプロフィールなどに関する資料はなく、領収書も宛名・年月日・金額・支出目的（1月27日会派研修会講師謝金として、となっていて交通費等を含む内訳はない）を除く氏名・住所・連絡先などは黒塗り（何故黒塗りにするのか分からない）で、講師が会派の研修に相応しい人物かどうか正確に判断できない。その上、講演のレジュメや研修プログラムなどの資料はないし、講師謝金取扱基準や交通費などに関する会派の資料や宮城県の取扱基準も見当たらなかった。

したがって、「報告書」の内容を基に、「大阪市の講師に係る謝礼金の取扱基準について」に妥当性を求めて計算した結果、専門の知見を有する大学関係者や国幹部が2時間講演した場合の講師謝金は、22,800円で、77,200円が不当な支出と考え、宿泊料を合わせると合計560,200円が不当な支出と考える。（別添資料16～25）

(ロ) 会派所属議員支出（合計金額3,354,549円が不当な支出）（注2）
金額の後のア～コは、以下ア～コに該当し不当な理由を示すものである。（注3）

〔注2〕 主張金額に集計誤りがあり、正しくは3,429,546円である。

〔注3〕 請求人が「以下ア～コに該当し不当な理由を示す」とした内容について、下表において、アからコまでの「主張区分」とし、それぞれについて、不当な理由を整理した。

また、別紙1において、請求人が主張する不当な理由について、支出ごとの「主張区分」の欄にアからコまでを記載した。

さらに、請求人が主張する議員ごとの不当な支出については、別紙1に一覧表形

式でまとめたので記載を省略する。

主張区分 (注4)	不当な理由
ア 実費充当 原則に反 するもの	<p>議員によって集められた金額が最終的にどのようにいくら支出されたか否か実費が不明で、手引Ⅱ4(1)実費支出の原則「調査研究活動は会派又は議員の自発的な意思に基づいて行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提とした上で調査研究活動に要した費用の実費に充当することが原則である。」に違反した不当な支出と考える。</p>
イ a 実質的意 見交換が あったか 不明なも の	<p>実質的な意見交換が中心であったことを具体的客観的に裏付ける公開資料がなく、手引Ⅱ3(5)費目別の充当指針、会費(参加費)「会費(参加費)への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書。 (1)懇談会等への出席に要する会費、飲食を主たる目的とした会合(各種団体の新年会や忘年会等)の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。」に違反した不当な支出と考える。</p>
イ b 支出団体 の活動実 態が不明 なもの	<p>団体の活動内容や実態が公開されておらず、手引Ⅱ3(5)費目別の充当指針、会費(参加費)「会費(参加費)への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うもの」に違反した不当な支出と考える。また、当該団体への年会費の支出も同様に考える。</p>
ウ 年度を超 えて充当 している もの	<p>手引Ⅱ4(2)充当の範囲「充当する範囲は、調査研究に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産形成等につながるものには充当できない。</p> <p>政務調査費は、当該年度の調査研究活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。」に違反した不当な支出と考える。</p>
エ 領収書記 載事項が 不備なも の	<p>手引Ⅱ4(4)領収書等への用途等の記載「収支報告書に添付して提出する領収書その他の証拠書類(以下『領収書等』という。)の写しには、次の事項が記載されている必要がある。</p> <p>①領収書等の記載事項 イ宛て先、日付、支出金額 ロ領収書作成者の住所・会社名(団体名)・代表者名(氏名)</p>

	<p>ハ支出目的：○月分給料として、○月分コピー機リース料として</p> <p>②領収書等添付票の記載事項</p> <p>イ 用途内容：</p> <p>ロ 按分による支出額：</p> <p>ハ 上限額による支出等：</p> <p>③支払証明書の記載事項「イ～ニ」に違反した不当な支出と考える。</p>
オ a 寄附等私 的活動に 当たるも の	<p>チャリティーや寄附は、誰にいくらするか否かは個人の自由な意思に基づくものであり、議員が当該チャリティーや寄附に賛同してするのは個人の自由であるが、手引Ⅱ 3（2）政務調査費を充当するのに適さない例、①～⑪の中の④私的活動経費への支出に該当した不当な支出と考える。</p>
オ b 同窓会等 の会費に 当たるも の	<p>OB会なども含む同窓会費は、手引Ⅱ 3（3）①～⑨の中の②個人の立場で加入している団体などに対する会費等に該当した不当な支出と考える。</p>
カ 政党、後 援会活動 費に当た るもの	<p>多様な思想・信条を有する納税者の税金で賄われるとされ県財政の一部が政務調査費として交付されていると考えれば、必然的に導出されると考えられる手引Ⅱ 3（5）会費（参加費）の中の「（2）政務調査費の充当が不適當な会費（参考事例）○政党（県連）本来の活動に伴う党大会、党費、党大会賛助金等○他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費」、また、記載はないが抑々政治団体とは特定の政治上の主義・施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること或いは特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体なので政党や議員の後援会だけでなくこれら以外の政治団体への会費なども不当な支出と考える。</p>
キ 宗教団体 の活動等 に当たる もの	<p>多様な思想・信条を有する納税者の税金で賄われるとされ県財政の一部が政務調査費として交付されていると考えれば、必然的に導出されると考えられる手引Ⅱ 3（5）会費（参加費）の中の「（2）政務調査費の充当が不適當な会費（参考事例）○宗教団体（特定の宗教の教義宣布・儀式執行・信者教化を目的として、礼拝施設を備える団体と考える）（注 5）の会費、宗教活動への出席に要する会費」などの支出の禁止に該当した不当な支出と考える。</p> <p>また、政教分離の観点からも宗教団体への支出は禁止される。</p>

ク 個人の立場での加入団体会費であるもの	手引Ⅱ 3 (5) 会費 (参加費) の中の「(2) 政務調査費の充当が不適當な会費 (参考事例) ○個人の立場で加入している団体等に納める会費等 (○団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合, その団体に納める年会費, 月会費等も含める。この場合, 「ク (寄与しない)」と表記した)」に該当した不適當な支出と考える。
ケ 役職兼務団体出席経費であるもの	手引Ⅱ 3 (5) 会費 (参加費) の中の「(2) 政務調査費の充当が不適當な会費 (参考事例) ○他団体の役職 (会長・理事長・(専務) 理事・監事・顧問・参与・相談役などと考える) を兼ねている議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費 (当該団体の役職を兼ねるが当該団体の主催する理事会・総会・役員会だけでなく, 懇親会などの会合等に参加する経費も含むと考える)」(注5)に該当した不適當な支出と考える。
コ 私的活動経費であるもの	手引Ⅱ 3 (2) 政務調査費を充当するのに適さない例 「④私的活動経費への支出 例: 慶弔餞別費等 (病氣見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等, 慶弔電報, 年賀状の購入又は印刷等経費), 冠婚葬祭への出席費用 (葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等), 宗教活動経費 (檀家総代会・報恩講・宮参り等), 観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費, 親睦会・レクリエーション等のための経費, 議員個人の私的目的のために使用する経費」に該当した不適當な支出と考える。

[注4] 「主張区分」の欄の表題は、監査委員において付したものである。

[注5] 「不適當な理由」の欄の文中の下線部は、請求人の記載であって、手引に規定のないものである。

なお、多くの上記事実について事前質問をしたが無回答であった。

宮城県監査委員は、上記事実を客観的・具体的詳細な資料の確認の基に厳正に監査し、違法不適當な政務調査費相当額について会派から宮城県に返還を求めるなど必要な措置をとるよう宮城県知事に対して勧告することを求める。

事実証明書として領収書等添付票の写し等467枚を添付

第4 監査委員の辞退及び請求の受理等

- 1 齋藤正美監査委員及び坂下賢監査委員については、本件監査を辞退したい旨の申出があり、両監査委員は、本件監査に携わっていない。
- 2 本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人が摘示している、平成23年度政務調査費に係る自由民主党・県民会議の支

出及び同会派を經由した所属議員の政務調査費の支出が、条例、条例施行規程及び手引で定める政務調査費を充てることができる範囲（以下「使途基準」という。）に違反しており、知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行行使しないという「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かについて監査を行うこととし、その対象は次のとおりとした。

- (1) 自由民主党・県民会議が会派所属議員に購読させる目的で、宮城県議会議員選挙のあった平成23年11月分を除き、会派が「自由民主」を平成23年4月分から平成24年3月分まで、「りぶる」を平成23年5月分から平成24年3月分まで購入したことに對して240,932円を支払い、政務調査費を充当したこと。（以下「監査対象事項1」という。）
- (2) 自由民主党・県民会議が、平成24年1月27日、28日の1泊2日で開催した研修会費として支出した640,825円について政務調査費を充当したこと。（以下「監査対象事項2」という。）
- (3) 自由民主党・県民会議所属議員が政務調査に係る費用として支出した5,862,737円について政務調査費を充当したこと。（以下「監査対象事項3」という。）

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成23年度の政務調査費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務調査費に係る収支報告書及び証拠書類等の調査を行うとともに、自由民主党・県民会議会長、同会派所属関係議員（元議員を含む。）及び一部支出先である政治団体を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく請求人による証拠の提出及び陳述は、請求人にその希望の有無を書面により確認したが、回答が無かったため、実施しなかった。

第6 監査の結果

1 監査対象箇所からの聴き取り及び事実の確認

監査対象箇所である議会事務局の関係書類調査の結果、別紙2「措置請求書に係る支出の政務調査費充当額の実事確認」のとおり政務調査費を充当したことを確認した。

請求人が違法・不当と摘示する支出に充当された政務調査費については、自民党・県民会議からの交付請求に基づき、平成23年4月14日から平成23年12月15日までの7回に分けて同会派に交付されたことを確認した。また、平成23年度の政務調査費に係る収支報告書については、平成23年7月21日から平成24年6月7日までの7回に分けて議長から知事に対して提出されたことを確認した。

議会事務局から書面の提出及び聴き取りした結果は、次のとおりである。

(1) 自由民主党・県民会議会派支出分

イ 党機関誌購入費

請求人の主張に對しどのように考えるか。

(回答)

政党機関紙であっても、国政の状況や各政党の考え方、一般的な社会情勢など

が盛り込まれており、幅広い議員活動に資するものと認識している。

ロ 会派研修会

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

当日、知事を招いて午後6時から県政一般に係る意見交換が実施されており、終了時間や所属議員が県内全域から参加していることを踏まえると、宿泊はやむを得ないものと捉えている。

また、講師謝金については、地方公共団体の基準と比較する必要性はないと考えており、当該講師の通常の講演料に照らして決定されたものと認識している。

(2) 自由民主党・県民会議会派所属議員支出分

イ 実費（主張区分：ア）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

「実費支出の原則」とは、議員又は会派が調査研究に要した費用の実費すなわち領収書に記載された金額に政務調査費を充当することであり、請求人の解釈は当たらないものとする。

なお、実費充当の例外として議員報酬条例に規定する費用弁償の額を準用して充当することができる。とされている。

ロ 年度越え（主張区分：ウ）

手引に照らし、年度を超えた支出に政務調査費を充当することについて、どのように考えるか。

(回答)

年度末及び年度初めの期間は、経費の精算（クレジット払い等）や年会費の前払いなどの関係から、ある程度年度を越えた充当を認めている。

なお、年会費や、継続的に支払われる光熱水費などについては、支払の対象期間に重複がないかを確認している。

ハ 領収書記載事項（主張区分：エ）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

(回答)

政務調査費が各会派を通じて各議員に交付されていることに鑑み、会派等宛の領収書であっても、議員宛に交付されたものとして充当を認めている。

また、領収書発行者の様式上、一部の項目（住所、代表者名等）が記載されていない場合であっても、支払いの事実が疑われるものでなければ充当を認めている。

ニ チャリティー（主張区分：オb）

手引に照らし、チャリティーに政務調査費を充当することについてどのように考えるか。

(回答)

チャリティー会費という名称となっているものの、参加者と県政一般に係る意見交換が行われていることから、3分の2以内又は5千円のいずれか低い額を政

務調査費から充当しているものと認識している。

ホ 事務所費（ぬ1）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

（回答）

事務所は政務調査活動のみに使用しているとの申し立てがあり、全額充当を認めたものと考えている。なお、光熱水費を2分の1按分した理由は不明である。

へ 資料購入費（う3，う13，か1（追加分），く5（追加分），の19，の98，の99）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

（回答）

議員の政務調査活動は広範にわたるため、明らかに調査研究にそぐわないと判断される書籍以外は、充当を認めている。

ト 宿泊料（う4，さ7，て2，の2（追加分））

手引に照らし、宿泊料に政務調査費を充当する場合の基準・考え方についてどうか。

（回答）

手引上では、「実費を充当することが原則」としているものの、「社会通念上高額な宿泊費は望ましくない」との基準を示している。

なお、費用弁償の規定を準用して宿泊費を充当する場合としては、領収書の紛失等により実費が証明できないなどのケースを想定している。

チ 同一団体への会費重複支出（き14，そ7）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

（回答）

宮城県隊友会は「特別会員」として加入し、宮城県隊友会大崎支部は「賛助会員」として加入したものであり、活動の区域・内容の異なる団体にそれぞれに加入したものと認識している。

リ デジタルカメラ購入費（し1）

請求人の主張に対しどのように考えるか。

（回答）

購入価格が「著しく高価」というほどではないと判断したものと考えられる。

また、用途によって、必要となるデジタルカメラの機種が異なってくるものと認識している。

2 関係人（自由民主党・県民会議会長）に対する調査結果

自由民主党・県民会議会長に対し、請求人の主張に対する見解や政務調査費充当について議員にどのように指導・監督したかを文書により調査した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

（1）研修会の概要について

平成24年1月27，28日に開催した研修会の概要について説明願います。

（回答）

平成24年1月27日～28日に会派研修会を秋保温泉「ホテルきよ水」で開催

した。会派研修会の講師には、横浜国立大学名誉教授・財団法人国際生態学センター所長〇〇先生をお招きし、《震災復興について》～いのちを守る森の防潮堤～をテーマにご講演を頂きました。

また、意見交換会には、村井嘉浩宮城県知事にご出席賜り、2月議会（予算）に向けて、〇〇先生のがれきを活用した森の防潮堤についての提案や震災対応（仮設住宅・がれき処理等）、今後の防災対応・心のケア、産業復興、社会資本の再生、医療体制の再構築などの県政運営や今後の運営方針について会派会員と意見交換した。

（2）請求人の主張について

イ 「自由民主」，「りぶる」の購読料について

請求人は次のように主張しています。会派として、この主張に対しどのように考えますか。

- ・ 「自由民主」，「りぶる」は、党員・支持者・後援者などへの自党の主張や議会活動報告を行うほか、党員・支持者などの獲得のための広報宣伝と党本部や県連などを含む支部のいろいろな活動費用の獲得を兼ねて政党活動の一環として発行されている。

- ・ また、会派（自由民主党・県民会議）所属議員が県連広報本部長・支局長という肩書きを持っているために党活動の一環としての「自由民主」，「りぶる」拡販に理解、協力する必要がある、結果、拡販に繋がる第一歩として自ら「自由民主」，「りぶる」を購読していたと考えられる。

- ・ したがって、会派の「自由民主」，「りぶる」の購読料合計240,932円は、政治資金の環流という側面と会派所属議員の県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属するという側面から手引に違反した不当な支出と考える。

（回答）

請求人が主張する購読料について、我々は中身に掲載されている国政の動向や地方政治動向、地域で取り組んでいる産業振興・教育改革・まちづくりへの取り組み、識者が指摘する政治への不満、地域情報、世界の動向、政策決定への仕組み、文化・情報の発信、地域おこし、生活情報等 など議員として必要な政策立案の基礎的情報が掲載されている情報誌と認識しているので、政務調査費に資するものと判断している。

よって、請求人の考え方とは、見解の相違である。

ロ 平成24年1月27，28日開催「会派研修会」について

請求人は次のように主張しています。会派として、この主張に対しどのように考えますか。

（イ）宿泊の必要性について

- ・ 平成24年1月27，28日、会派（自由民主党・県民会議）は、研修会を秋保温泉（保養地）のホテルで開催し、宿泊費を含むホテル代・講師謝金合計640,825円を研修費として支出している。

- ・ 会派及び3名の議員の政務調査実績報告書（以下、「報告書」とする）によれば、27，28日で最大で合計4時間なので、半日で終了する研修会と

することが可能であり、1泊2日にする必要はない。

- ・ また、当該ホテルのホームページや請求書を見る限り、当該ホテルでなければならぬ特別な研修用の設備があったとは考えられず、仙台駅近辺に会議・研修専用の設備を付帯した施設やホテル・会館などがあり、秋保温泉のホテルよりはるかに交通アクセスも良いことから、何故秋保温泉（保養地）を選んだのか疑問である。
- ・ 以上のことから、当該研修会は、態々1泊2日にし、特別な研修用設備もない秋保温泉（保養地）のホテルを利用した何か議員に都合の良い場所・施設での研修と考えることができる。
- ・ したがって、会議費・コピー代・プロジェクター代を除く宿泊費483,000円は不当な支出と考える。
- ・ 仮に、この研修を1泊2日で且つこのホテルで行う合理的な理由があったとしても、宿泊料について、宮城県は「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条、別表第1の乙地方に該当するので、全員が議長以外の議員の場合、140,300円の条例違反の金額が発生する。

(回答)

会派研修会の目的の一つとして、地域における観光業界の動向や特に東日本大震災以降は、風評被害や被災地の旅行者の大幅な減少に伴う大幅な売り上げ減少が続いている現状を鑑み、研修会開催場所の決定や、当時がれきの処分や防潮堤の整備という大きな問題を抱えている現状を憂い、テーマ設定をしたところである。

世界的な植物学者である〇〇教授は、いのちを守る森の防潮堤を提唱し、膨大ながれきを復興資源として活用し、がれきと土を使って強靱な森の防潮堤を築こうとする考え方を述べられていた。

その〇〇先生の日程を確保し、貴重ながれきの処理と防潮堤を組み合わせた森の防潮堤構想の話を押聴し、その後の村井宮城県知事と会派会員との意見交換において、森の防潮堤の提案や先ほど述べた震災対応（仮設住宅・がれき処理等）、今後の防災対応・心のケア、産業復興、社会資本の再生、医療体制の再構築等、意見交換会にて村井知事と会員間で意見のやり取りをさせて頂きながら、その後の会員間での様々な県政分野での意見交換につながった。多忙な両氏の時間を同時に確保できたのがこの日程であったこと、そして、会派所属議員の選挙区は仙台市だけではなく宮城県内全域にあり、会派間の意見交換が遅くまでかかることが想定できることから、宿泊を必要と判断したものであり、合理的な理由があったと考えている。

(ロ) 講師謝金について

- ・ 講師謝金については、講師のプロフィールなどに関する資料はなく、領収証も宛名・年月日・金額・支出目的を除く氏名・住所・連絡先などは黒塗り（何故黒塗りにするのか分からない）で、講師が会派の研修に相応しい人物かどうか正確に判断できない。その上、講師謝金取扱基準や交通費などに関する会派の資料や宮城県の取扱基準も見当たらなかった。

- ・ したがって、報告書の内容を基に、「大阪市の講師に係る謝金等の取扱基準について」に妥当性を求めて計算した結果、専門の知見を有する大学関係者や国幹部が2時間講演した場合の講師謝金は22,800円で、77,200円が不当な支出と考える。

(回答)

「いのちを守る森の防潮堤」を提唱、著書を多く出版し、テレビ出演をはじめメディアに多数登場している〇〇先生は、全国で講演活動をしています。さらに先生の講演の相場は、今回の支出金額よりもかなり高いとされており、交通費も含めた実費での講師料は、会派としてむしろ適正な謝金の額であったと考えている。

(3) 政務調査費の適正な使用を確保するための指導監督について

平成23年度当時、政務調査費の適正な使用を確保するため、会派所属議員をどのように指導監督していましたか。

(回答)

会派として、政務調査費の適正な指導は、会派総会にて手引に基づき適正に処理することを随時指導していた。

また、必要に応じて事務局から指導も頂いていたと報告を受けています。

3 関係人(会派所属議員)に対する調査結果

会派所属関係議員に対し、支出先の概要、県政との関わり、請求人の主張に対する見解等を文書により調査した。

その調査結果は、次のとおりである。

- | | | |
|---------------------|---------|-----|
| (1) 関係人(会派所属議員)調査結果 | 会費(参加費) | 別紙3 |
| (2) 関係人(会派所属議員)調査結果 | (年会費) | 別紙4 |
| (3) 関係人(会派所属議員)調査結果 | (資料購入費) | 別紙5 |
| (4) 関係人(会派所属議員)調査結果 | (その他事項) | 別紙6 |
| (5) 関係人(会派所属議員)調査結果 | (第2回) | 別紙7 |

4 関係人(請求番号:て1の支出先)の調査結果

請求番号:て1に係る支出について、平成29年6月21日に支出先である政治団体の事務所において、政務調査費を充当した事務委託費に係る収支状況を調査した。

政治団体の平成23年度政治資金収支報告書の写し、関係帳簿、領収書及び人件費対象者の雇用実態等を確認し、政務調査費充当分が会派から委託費として政治資金収支報告書に適正に記載されていること及び本件委託費の額が事務所にかかる全体経費の2分の1以下であることを確認した。

第7 判断

政務調査費は、法第100条第14項及び第15項の規定を受け、条例及び条例施行規程の定めるところにより交付されており、財務会計を適正に執行し、不適正な場合に是正を求めることは知事の責務である。

法が条例等の定めに委ねる政務調査費については、政務活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を内包していることから、基本的に議会の自

律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派等による政務調査費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は議長の判断を尊重すべきものである。また、会派又は議員の政務活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられている。

条例第10条、条例施行規程及び手引が定めている使途基準の内容は、法第100条第14項にいう「議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費」を具体化したものである。手引については、条例及び条例施行規程に明確に位置づけられているものではないが、宮城県議会の政務調査費に係る住民監査請求及び訴訟等を契機とし、政務調査費に係る運用見直しと併せて平成21年3月17日に県議会各会派代表者会議において決定されたものであり、条例を補完する指針として適切に運用されるべきものとして、政務調査費の対象外となる経費や、諸手続などを規定している。

このことを踏まえ、手引を、具体的支出の使途基準適合性の判断に当たってのより所とされるべきものであると解して監査を実施し、判断を行ったものである。

監査の対象となる機関は、知事及びその補助執行者である議会事務局であり、調査の対象となる事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引に規定する使途基準に違反した政務調査費の充当が行われたことにより、県に不当利得返還請求権が発生し、知事に「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が存するか否かである。

したがって、確認された事実を使途基準に照らして、支出に係る会派又は議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、知事に、返還請求の勧告を行う。

それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上のような観点に立って判断した結果を以下に記載する。

1 監査対象事項1（会派による資料購入費への充当）について

請求人は、自由民主党・県民会議が、平成23年4月から平成24年3月までの間（平成23年11月を除く。）に購読した「自由民主」及び平成23年5月から平成24年3月までの間（平成23年11月を除く。）に購読した「りぶる」の購読料金240,932円に政務調査費を充当したことについて、政治団体への政治資金の環流という側面と会派所属議員の県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属するという側面から手引に違反すると主張しているため、以下2点について判断する。

(1) 「自由民主」、「りぶる」の購読に政務調査費を充当したことについて

条例第10条で「会派又は議員の調査研究に資する各号に掲げる費用に充てる」とし、第5号に資料購入費を掲げている。

また、条例施行規程第6条において、条例第10条の使途基準について別表を以下のように定めている。さらに、手引Ⅱ3（1）項目と内容においても同様の定めがある。

項 目	内 容
資料購入費	会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代, 新聞雑誌購読料等)

そして、手引では、Ⅱ 政務調査費交付の実務 3 使途基準 (4) 使途基準ごとの具体例において、次のように定めている。

項 目	具 体 例
資料購入費	○会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入及び新聞購読に要する経費 ① 業界専門誌の購読 ② 専門図書の購入 (資料を購入する経費はすべてここに計上する。)
	資料購入費, 購読料 等

また、手引では、Ⅱ 3 (5) 費目別の充当指針において、次のように定めている。

費 目	内 容
書籍購入費 新聞等購読料	調査研究活動のために必要な書籍, 雑誌等の購入, 新聞等の購読料に充当することができる。 書籍や雑誌の購入に政務調査費を充当する場合には, 調査研究活動に対する有用性が高く, 調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定すべきであり, 領収証等にその書籍名を明らかにしておく必要がある。購入店で領収証に記載されない場合は, 領収等添付票の余白に議員が付記するか, 書籍表紙のコピーを添付する。 【証拠書類】当該経費の領収書

さらに、手引Ⅱ 3 (2) 政務調査費を充当するのに適さない例として、①政党活動経費への支出 (例：政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用など) を定めている。

請求人は、自党の機関誌の購読とは、「県連」と会派所属議員の政治団体が政治資金で繋がっていることを考えれば、「県連」をワンクッションにした会派所属議員の政治団体への政治資金の環流と考えることもできるので、「手引」に違反した不当な支出であると主張する。

自由民主党・県民会議は、「自由民主」「りぶる」について、掲載されている国政の動向や地方政治動向、地域で取り組んでいる産業振興・教育改革・まちづくりへの取組、識者が指摘する政治への不満、地域情報、世界の動向、政策決定への仕組み、文化・情報の発信、地域おこし、生活情報など議員として必要な政策立案の基礎的情報が掲載されている情報誌と認識しており、政務調査に資するものと説明する。

「自由民主」については、請求人が摘示しているとおりの「これを読めば自民党がわかる」をモットーに最新のトピックスを掲載している機関紙であり、総裁、党役員、閣僚などのインタビューなど、自民党本部や都道府県連の活動情報、国政の動向などを掲載している。最近の掲載記事を見ると、「『経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2017』と『未来投資戦略2017』の解説」のほか、『塩谷立人工知能未来社会経済戦略本部長インタビュー』『教育再生実行本部 第八次提言を申し入れ』『一億総活躍推進本部 政策提言を取りまとめ』『経済構造改革特命委員会 最終報告を策定』などとなっている。

次に、「りぶる」については、サブタイトルが「政治と暮らしの WomanMagazine」となっているとおりの、時事問題や自民党が取り組む政策・ビジョンについて議員インタビュー・コラム、女性ならではの視点で政治・政策を考え、行動する女性局の全国活動の紹介、料理や旅、文化などに関する情報が掲載されている。

県政の課題は多岐にわたり、調査対象も広範なものであるところ、上記の掲載内容を踏まえると、自民党・県民会議の、議員として必要な政策立案の基礎的情報が掲載されているとの主張を否定する特段の事情は認められない。

また、「自由民主」「りぶる」を購読することで様々な情報が得られることを踏まえると、自由民主党・県民会議と関係のある政党の出版物を購読することが、その政党を経済的に支援、政党の方針及び政策を学習するという側面があるとしても、そのことから、直ちに調査研究活動には関連せず、手引が政務調査費を充当するのに適さないとしている政党活動経費への支出に当たるとはいえない。

(2) 県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属することについて

請求人は、「自由民主」「りぶる」の購読は、会派所属議員の県連広報本部長・支局長という私的な活動に帰属するという側面から手引に違反した不当な支出と主張する。

さきに述べたとおりの、「自由民主」「りぶる」の購読は議員としての調査研究活動に資するものと考えられることから、手引の規定に反するものとはいえない。また、政党の方針及び政策を学習するという側面があるとしても、そのことから直ちに調査研究活動には関連せず、手引が政務調査費を充当するのに適さないとしている政党活動経費への支出に当たるとはいえない。

以上のとおり、「自由民主」「りぶる」の購読料に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

したがって、監査対象事項1に係る請求には理由がないので棄却する。

2 監査対象事項2（会派による研修費への充当）

(1) 宿泊料に政務調査費を充当したことについて

請求人は、平成24年1月27、28日の研修会は、最大で合計4時間の研修会のため1泊2日の必要はなく、特別の研修用設備もない秋保温泉（保養地）のホテルを利用した何か議員に都合の良い場所・施設での研修であり、会議料・コピー代・プロジェクター代を除く宿泊料483,000円は不当な支出と主張する。

自由民主党・県民会議は、第6の2（2）の調査結果のとおり、①研修会の目的の一つとして、地域における観光業界の動向や特に東日本大震災以降は、風評被害

や被災地の旅行者の大幅な減少に伴う大幅な売上げ減少が続いている現状を鑑み、研修会開催場所を決定したこと。②当時、がれきの処分や防潮堤の整備という大きな問題を抱えている現状を憂い、テーマを設定し、〇〇先生を研修会の講師として、「震災復興について～いのちを守る森の防波堤～」の講演をいただいたこと。③その後の意見交換会には、村井知事に出席いただき、2月議会に向けて、がれきを活用した森の防波堤の提案や震災対応（仮設住宅・がれき処理等）などの県政運営や今後の運営方針について会派会員と意見交換したこと。④会派所属議員の選挙区は宮城県全域にあり、会派間の意見交換が遅くまでかかることが想定できることから宿泊が必要と判断したことなど、宿泊の必要性を説明している。

条例において研修費は、会派又は議員の調査研究に資する費用であるとして、条例施行規程第6条において使途基準について以下のように定めている。また、手引Ⅱ3（1）項目と内容においても同様の定めがある。

項 目	内 容
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借上げ費、講師謝金、会費、旅費等)

また、手引では、Ⅱ3（4）において、次のように定めている。

項 目	具 体 例
研 修 費	○会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への職員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費 ① 県政セミナーの開催 ② 研修会への所属議員及び職員の派遣 ③ 政経懇談会への議員の参加 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 研修会等開催経費（会場費、機材借上げ費、資料印刷費、講師謝金、会議用茶菓代等）、交通費、宿泊費、会費、参加負担金 等 </div>

また、手引では、Ⅱ3（5）において、次のように定めている。

費 目	内 容
旅 費	実費充当を原則とする。 ただし、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条（第5項を除く。）に規定する費用弁償の額を準用して充当することができるものとする。その場合は、支払証明書に旅費試算書を添付の上、議員が金額を証明するものとする。 (1) 交通費への充当 運賃等の実費を充当することが原則。 (略)

(2) 宿泊費への充当

実費を充当することが原則。ただし、費用弁償の規定を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる。

なお、実費充当といえども、社会通念上高額な宿泊費は望ましくない。また、宿泊費は宿泊料金（室使用料）と朝・夕食に充てるためのものであり、マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫使用に伴う経費等に政務調査費を充当することは適当でない。

【証拠書類】 宿泊施設が発行する明細の表示された領収書

さらに、手引では、Ⅱ 4 (1) 実費支出の原則において、次のように定めている。

調査研究活動は会派又は議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当と考えられる範囲であることを前提とした上で調査研究活動に要した費用の実費に充当することが原則である。

ただし、旅費の計算については、事務の簡素化の観点から、県議会議員の議員報酬等に関する条例第6条（第5項を除く。）に規定する費用弁償の額を準用して、充当できるものとする。

自民党・県民会議は、研修会当日は、「震災復興について～いのちを守る森の防波堤～」をテーマとする研修会開催後に、2月議会に向けた会派議員と知事との意見交換に加え、会所属議員間での意見交換を行ったことから宿泊研修としたと説明している。

その後の県議会本会議等において、自民党・県民会議所属議員によって森の防潮堤に関する議論を始めとする様々な議論が実際に展開されたことなどを踏まえると、自民党・県民会議の主張を否定する特段の事情は認められない。

また、自民党・県民会議は、研修会の目的の一つとして、地域における観光業界の動向、特に東日本大震災以降、風評被害により旅行者の大幅な減少が続いている現状に鑑み、研修会開催場所を決定したと説明している。

大震災発生後の状況を振り返ると、津波による被害が甚大であった沿岸部では、仮設住宅の整備に時間を要するため、劣悪な環境にあった避難所における感染症の蔓延が危惧されていたことから、県が主導して被災者を旅館等に一時的に避難させる「二次避難」を実施した。その際、県内で受け皿となったのは、鳴子、川渡、青根、遠刈田などの温泉旅館であり、仙台市内においては、既に閉館していた旧エクセル東急ホテルが、石巻市の被災者向けに建物を開放した事例のみに止まっていた。

二次避難については、1日1人当たり5,000円が国の災害救助費から支給されるところ、風評被害に苦しむ仙台市内の温泉旅館等から被災者の受入要望が出され、県議会の委員会審議においても実現に向けた質疑がなされた経緯があった。

当時は、平時とは異なり、風評被害に苦しむ観光地が多くの被災者を一時的に避難所として受け入れた状況や震災後の混乱期から復旧・復興へと向かう時期であったという事情が存在した。

したがって、会派又は議員の調査研究活動の対象、方法は広範にわたり、その手

段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自立性を尊重すべきであること、また、社会通念上、高額な宿泊費とまではいえないことを踏まえると、秋保温泉において開催した研修会の経費に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

また、請求人は、1泊2日の研修を当該ホテルで行う合理的な理由があったとしても、宿泊料は県議会議員の議員報酬等に関する条例第6条の規定に基づき算定すると140,300円が条例違反の不当な支出であると主張する。

宿泊費への充当については、手引Ⅱ3(5)に「実費を充当することが原則。ただし、費用弁償の規定を準用して旅費を計算した場合は、その定額まで充当できる」とこととされている。また、手引Ⅱ4(1)において実費充当が原則とされているところ、「事務の簡素化の観点から、県議会議員の議員報酬等に関する条例第6条に規定する費用弁償の額を準用して充当できる」とされているものであり、請求人の主張には理由がない。

(2) 講師謝金に政務調査費を充当したことについて

請求人は、講師のプロフィールに関する資料がなく、領収書の氏名等も非開示のため研修に相応しい人物か判断できない、また、講師謝金取扱基準や交通費に関する会派の資料や県の取扱基準も見当たらないため、「大阪市の講師に係る謝礼金の取扱基準に照らし、77,200円が不当な支出であると主張する。

自民党県民会議は、講師は、著書やメディアへの登場も多く、全国での講演活動実績もあり、講演謝礼の相場は高額であること、交通費を含めた実費での講師料は、むしろ適正な謝金の額であったと説明している。

条例等において、研修費に関して研修会を実施する経費として講師謝金が示されている。手引の費目別充当指針において講師謝金に係る指針は示されていないものの、研修会を実施する経費であることから、その他の研修費同様に実費充当が相当であると考えられる。

このため、講師謝金に政務調査費を充当するに当たっても実費支給が原則であることを考えると、大阪市の取扱基準を持ち出すことは妥当とはいえない。

また、全国的にも著名で講演実績の多い講師の場合には、講師謝金も高額になること、実際の講師謝金は相対の交渉で決まるという実情などを踏まえると、今回の講師謝金については社会通念上、不当に高額であるとまではいえない。さらに、領収書の黒塗りについては、宮城県議会が保有する情報の公開に関する条例による個人情報保護の観点から非開示とされたものであり、特段の意図を認めることはできない。

以上のとおり、講師謝金に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反するとはいえない。

したがって、監査対象事項2に係る請求には理由がないので棄却する。

3 監査対象事項3(自由民主党・県民議会会派所属議員による充当)について

前述のとおり、請求人は、自由民主党・県民議会会派所属議員支出分の一部について、不当とする理由を主に「ア」、「イa」、「イb」、「ウ」、「エ」、「オa」、「オb」、「カ」、「キ」、「ク」、「ケ」及び「コ」に区分し、その主張を述べて

いる。また、一つの支出につき、複数の区分において不当性の主張を行っているものもある。

このため、以下、それぞれの区分（以下「主張区分」という。）ごとに検討を行うこととし、区分が付されていないものについては、各個別の支出分ごとに検討を行う。また、判断に当たって類型化できるものは、その旨を示すものとする。

(1) 主張区分：ア（実費充当原則に反するもの）

請求人は、表アに記載の各支出について、「議員によって集められた金額が最終的にどのようにいくら支出されたか否か実費が不明で、手引Ⅱ 4（1）実費支出の原則（調査研究活動は会派又は議員の自発的な意思に基づいて行われるものであることから、政務調査費は、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることを前提とした上で調査研究活動に要した費用の実費に充当することが原則である。）に違反した不当な支出である。」と主張している。

表ア

請求番号	あ1, あ2, い1, う12, う31, え2, え3, え5, え11, か1, か3, か9, か10, か11, か12, き13, き15, き16, き23, き24, き25, く1, け1, け2, さ9, さ21, さ33, さ50, さ53, し5, せ1, そ5, そ6, そ9, た4, ち3, ち7, ち8, ち10, ち12, ち14, ち16, ち21, ち23, ち24, て3, て6, と1, と2, と6, な4, に3, の20, の46, の62, の87, の105, は2, は3, は4
------	---

これについて、関係人に調査したところ、領収書記載の金額は、会費（参加費）として支払ったものであり、集められた金額を精算することにより会費が確定したものではない旨の説明があった。また、議会事務局に確認したところ、実費支出の原則とは、会派又は議員が調査研究に要した費用の実額、すなわち領収書記載金額に政務調査費を充当することであると説明している。

これら懇談会の会費については、一般的な懇談会として社会通念上妥当な範囲内であると考えられることから、実費充当の原則に反しているとまではいえない。

よって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で、表アに記載の各支出の用途基準適合性について改めて検討する。

これらの支出は、全て手引Ⅱ 3（5）費目別充当指針に規定する「会費（参加費）」に該当する。

手引では、会費（参加費）に政務調査費を充当することに関して、Ⅱ 3（5）費目別の充当指針において、次のように定めている（抜粋）。

費 目	内 容
会費（参加費）	会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。

	<p>【証拠書類】 会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>(1) 懇談会等への出席に要する会費</p> <p>飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。</p> <p>また、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できないものとする。</p> <p>なお、飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会、研究会等で外部講師を呼んでいる場合 ・シンポジウム ・異業種交流会 ・公的性格を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会 <p style="text-align: center;">（以下略）</p>
--	--

手引においては、政務調査費を飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や議員間の懇談会等の会費へ充当することを禁止する一方で、「政務調査活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できない」として、異業種交流会や公的性格を有する経済団体や福祉団体等との意見交換などを例示し、飲酒を伴う場合の会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限として政務調査費を充当できることとしている。

これらを踏まえ、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：あ1，う12，う31，か3，か10，き15，き23，き24，く1，け2，さ53，ち23，と6，に3，の105の支出に係る会合については、県執行部との意見交換であると認められる。

手引Ⅱ3（4）政務調査費においては、「会派又は議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」の例として、④県政に関する執行部との意見交換が示されている。また、手引Ⅱ3（5）の「費目別の充当指針会費（参加費）（1）」において「飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。」とされているところ、これらの支出については当該基準（以下、「充当基準」という。）に従って、参加費それぞれに政務調査費が充当されていると認められる。

このため、これらの支出について政務調査費を充当したことは、使途基準に違反

しているとはいえない。(以下、県執行部との意見交換に分類されるものを「類型A」という。)

次に、請求番号：き16，ち3，の20に係る支出先の各種団体等については、産業振興，地域づくり，青少年の健全育成，防災など，県行政と関わりのある活動をしている団体であると認められる。

これらの懇談会について，関係人は県政に関わる意見交換，情報交換が行われている旨説明しているところ，各種団体等を取り巻く社会情勢なども含め，広く県行政に係る意見交換を行うことで調査活動に資する取組が可能とも考えられる。判例においても「地域で開催される各種の会合に出席して他の出席者との間で情報交換等を行うことは，議員としての調査研究のための外部折衝であるという側面を有することは一概に否定できない」（平成28年3月11日 東京地方裁判所判決）とされているところである。また，これらの支出のうち飲酒を伴うものについては，充当基準に従って政務調査費が充当されていると認められる。

したがって，これらの支出に政務調査を充当したことについては，使途基準に明らかに違反しているとはいえない。(以下，県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換に分類されるものを「類型B」という。)

次に，請求番号：あ2，え3，え5，え11，か12，さ9，さ21，さ33，し5，そ5，そ9，ち8，ち10，ち14，ち16，て3，て6，と2，の46，の62，の87，は3に係る支出は，関係人が説明しているとおおり，議員による政策課題勉強会に伴う会合に係るものであると認められる。

これらの会合について，関係人は，県政との関わりについて，議会での一般質問の中に提言として反映されるなど説明しているところ，様々な分野の県政課題について意見交換等を行うことが考えられることから，調査研究活動に資するものと考えられる。また，これらの支出のうち飲酒を伴うものについては，充当基準に従って政務調査費が充当されていると認められる。

したがって，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に違反しているとはいえない。(以下，議員による政策課題勉強会に分類されるものを「類型C」という。)

次に，請求番号：か11，さ50，た4，ち21に係る支出は，関係人が説明しているとおおり国会議員との意見交換に係るものであり，エネルギー・環境問題に関し，国政の動向や地域の実情について意見交換を行ったと認められることから調査研究活動に資するものと考えられる。また，これらの支出のうち飲酒を伴うものについては，充当基準に従って政務調査費が充当されていると認められる。

したがって，これらの支出に政務調査を充当したことについては，使途基準に違反しているとはいえない。(以下，国会議員との意見交換に分類されるものを「類型D」という。)

次に，請求番号：い1，え2，か1，か9，き13，き25，け1，せ1，そ6，ち7，ち12，ち24，と1，な4，は2，は4に係る支出は，団体等の年会費である。

県議会議員の調査研究活動は広範囲に及びうるものであり，議員が特定の団体に

年会費等を支払ってその活動に参加することにより、有意義な調査活動が行われることを否定すべきではない。

手引においては、Ⅱ 3 (5) 費目別の充当指針に政務調査費の充当が不適当な会費として「団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費、月会費等」が示されているものの、団体の活動内容について明確な基準は設けられていない。

請求人からは、団体の活動が県政と関わりがない旨の具体的な摘示がなされていないところ、関係人からは、支出先団体について、様々な角度から県政に関わりがある活動をしている旨の説明がなされており、それらの説明を否定する特段の事情はなかった。

これらのことから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。(以下、県政に関わりのある団体等の年会費に分類されるものを「類型E」という。)

(2) 主張区分：イ a (実質的意見交換があったか不明なもの)

請求人は、表イ a に記載の各支出について、「実質的な意見交換が中心であったことを具体的客観的に裏付ける公開資料がなく、手引Ⅱ 3 (5) 費目別の充当指針、会費 (参加費)、『会費 (参加費) への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。(1) 懇談会等への出席に要する会費、飲食を主たる目的とした会合 (各種団体の新年会や忘年会等) の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。』に違反した不当な支出である。」と主張している。

表イ a

請求番号	い 2, う 1, う 5, う 7, う 9, う 10, う 11, う 15, う 16, う 17, う 18, う 20, う 21, う 22, う 24, う 25, う 27, う 28, う 29, え 3, え 5, え 7, お 1, お 3, お 5, お 8, お 9, か 2, か 4, か 6, か 11, き 3, き 6, き 7, き 11, き 12, き 19, き 24, く 1 (追加), く 2 (追加), く 3 (追加), く 4 (追加), こ 2, こ 3, こ 4, こ 5, こ 6, こ 7, こ 8, さ 3, さ 4, さ 5, さ 8, さ 9, さ 12, さ 14, さ 16, さ 19, さ 20, さ 21, さ 22, さ 23, さ 24, さ 25, さ 26, さ 28, さ 29, さ 30, さ 31, さ 32, さ 33, さ 34, さ 36, さ 37, さ 38, さ 39, さ 40, さ 43, さ 44, さ 45, さ 46, さ 47, さ 50, さ 52, さ 53, さ 54, さ 1 (追加), さ 2 (追加), さ 3 (追加), さ 4 (追加), さ 5 (追加), さ 6 (追加), さ 7 (追加), さ 8 (追加), さ 10 (追加), し 4, し 6, し 7, す 1, そ 1, そ 2, そ 4, そ 5, そ 8, そ 9, そ 10, た 1, た 2, た 4, ち 4, ち 8, ち 10, ち 13, ち 16, ち 17, ち 18, ち 21, ち 23, つ 2, つ 4, つ 5,
------	--

<p>つ6, つ7, つ8, て3, て6, て8, と3, と4, と5, な2, な3, な5, な6, な7, な8, な9, な10, に1, に2, に3, ぬ3, ぬ4, ね1, の13, の28, の30, の32, の35, の39, の45, の46, の52, の57, の62, の64, の65, の66, の68, の70, の77, の78, の79, の80, の81, の82, の83, の84, の85, の87, の88, の90, の91, の92, の93, の96, の105, ひ2, ひ3, ひ5</p>
--

手引では、Ⅱ3 使途基準（5）において、費目別の充当指針を次のように定めている。（抜粋）

費 目	内 容
会費(参加費)	<p>会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>(1) 懇談会等への出席に要する会費</p> <p>飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や会派や議員間の懇談会等の会費へ充当することは禁止する。</p> <p>また、調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会で、会費の額が明確に定められているものであっても、飲酒を伴う場合は次に掲げる例を除き充当できないものとする。</p> <p>なお、飲酒を伴う場合の会費として充当できる金額は、会費の3分の2以内又は5,000円のいずれか低い額を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会、研究会等で外部講師を呼んでいる場合 ・シンポジウム ・異業種交流会 ・公的性格を有する経済団体や福祉団体等との意見交換会 <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

手引においては、Ⅱ6（1）において政務調査費に係る収支報告書には領収書等の写しを添えて提出することとして、条例に基づき閲覧の対象としているところ、意見交換がなされたことを裏付ける資料の公開までは義務付けておらず、こうした資料がないことのみをもって、使途基準に違反しているとはいえない。また、「飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会や忘年会等）の会費や議員間の懇談会等の会費へ（政務調査費を）充当することは禁止」されている一方で、「政務調査活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会」については、先に述べた一定の要件のもと、政務調査費を充当できることとしてい

る。

これらを踏まえ、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：き24，さ16，さ53，た1，ち23，に3，の105に係る支出については、類型Aと同様の執行部との意見交換であると考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：い2，う1，う5，う7，う9，う10，う15，う16，う17，う18，う20，う21，う24，う27，う28，う29，え7，お5，お8，お9，か2，か4，か6，き6，き11，き12，き19，く1（追加），く2（追加），く3（追加），く4（追加），こ2，こ3，こ4，こ5，こ6，こ7，こ8，さ3，さ5，さ8，さ12，さ20，さ22，さ23，さ24，さ28，さ29，さ30，さ31，さ32，さ34，さ36，さ37，さ39，さ40，さ43，さ44，さ45，さ46，さ47，さ54，さ1（追加），さ2（追加），さ3（追加），さ4（追加），さ5（追加），さ6（追加），さ7（追加），さ8（追加），し6，し7，す1，そ1，そ4，ち4，ち17，つ2，つ4，つ6，つ7，つ8，て8，と3，と4，と5，な2，な3，な5，な6，な7，な8，な9，な10，に1，に2，ぬ3，ぬ4，の13，の28，の30，の32，の35，の39，の45，の52，の64，の65，の66，の68，の77，の78，の79，の80，の81，の82，の83，の84，の85，の88，の90，の91，の92，の93，の96，ひ2，ひ3，ひ5に係る支出については、類型Bと同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはいえない。

次に、請求番号：え3，え5，さ9，さ21，さ33，そ5，そ9，ち8，ち10，ち16，て3，て6，の46，の62，の87に係る支出については、類型Cと同様の議員による政策課題勉強会と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：か11，さ50，そ8，た2，ち13，た4，ち21，ね1に係る支出については、類型Dと同様の国会議員との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：お1，お3，さ52に係る支出については、類型Eと同様の県政に関わりのある団体等の年会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはいえない。

次に、請求番号：う11，う25，き3，さ25，さ10（追加），し4，そ2，ち18，と5，の57に係る会合については、特定の個人あるいは特定のチーム・団体の活動に対する支援であり、個人的参加の色彩が強いとも考えられるが、これらの会合には、世代又は業種を超えた幅広い出席者が見込まれるところである。

関係人は、これらの会合において、各種団体・チーム、個人を取り巻く社会情勢に関連して県行政に係る意見交換が行われたと説明しているところ、これらの説明を否定する特段の事情はなかったことから、調査研究活動に資するものがないとまではいえない。

また、これらの支出のうち飲酒を伴うものについては、充当基準に従って政務調査費を充当していると認められる。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。（以下、使途基準に明らかに違反しているとまではいえないその他の会合に分類されるものを「類型F」という。）

次に、請求番号：う22については、（7）主張区分：オ b（同窓会等の会費に当たるもの）で述べる。

一方、請求番号：さ4、さ19、さ26、そ10、つ5、の70に係る支出については、特定個人の受賞等の祝賀、あるいは故人を偲ぶという特定の目的で催される会合である。こうした会合では、参加者相互の自由な交流というよりは、ゆかりのある方々が集まり、その目的や趣旨に沿った進行がなされるところ、そのような中で県政に係る意見交換が中心になるとは考えにくい。

したがって、当該会合への参加は、個人的なつながりでの会合への参加というべきであり、当該経費について政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。（以下、特定個人の祝賀会、あるいは故人を偲ぶこと等を目的とする会合に分類されるものを「類型G」という。）

(3) 主張区分：イ b（支出団体の活動実態が不明なもの）

請求人は、表イ b に記載の各支出について、「団体の活動内容や実態が公開されておらず、手引Ⅱ 3（5）費目別の充当指針 会費（参加費）、『会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究に適うもの』に違反した不当な支出と考える。また、当該団体への年会費の支出も同様に考える。」と主張している。

表イ b

請求番号	う2, う5, う10, う16, う19, う28, う29, う1 (追加), え1, え2, え8, お1, お3, お6, お7, か1, か5, か6, か9, き17, き20, き25, こ1 (追加), さ1, さ2, さ5, さ12, さ16, さ22, さ24, さ29, さ31, さ34, さ36, さ40, さ45, さ47, さ52, さ54, さ1 (追加), さ3 (追加), さ7 (追加), さ8 (追加), し5, そ8, た1, た2, ち7, ち13, ち14, ち24, て10, と2, と4, な2, な9, ね1, の1, の7, の12, の23, の40, の52, の55, の63, の68, の73, の80, の86, の108, の 1 (追加), は2, は4
------	--

手引では、Ⅱ 3 使途基準（5）において、費目別の充当指針を次のように定めている。（抜粋）

費 目	内 容
会費(参加費)	会費(参加費)への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。 【証拠書類】 会議等の主催者が発行する領収書 (以下略)

手引においては、政務調査費に係る収支報告書には領収書等の写しを添えて提出することとし、条例に基づき閲覧の対象にされているが、団体の活動内容や実態を公開することまでは義務付けられておらず、団体の活動内容が公開されていないことのみをもって、手引の規定等に照らし違法又は不当とはいえない。また、(2)で述べたとおり、手引では、政務調査活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する(連続する)懇談会については、手引に定める一定の要件のもと、政務調査費を充当できることとしている。

これらを踏まえ、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：う2，う19，え1，え8，お6，か5，き20，さ16，た1に係る支出については、類型Aと同様の県執行部との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：う5，う10，う16，う28，う29，か6，さ5，さ12，さ22，さ24，さ29，さ31，さ34，さ36，さ40，さ45，さ47，さ54，さ1(追加)，さ3(追加)，さ7(追加)，さ8(追加)，と4，な2，な9，の40，の52，の55，の63，の68，の73，の80，の108に係る支出については、類型Bと同様の県行政と関わりのある活動をしている団体と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはできない。

次に、請求番号：う1(追加)，こ1(追加)，し5，ち14，と2，の1(追加)に係る支出については、類型Cと同様の議員による政策課題勉強会と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：そ8，た2，ち13，ね1に係る支出については、類型Dと同様の国会議員との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：え2，お1，お3，お7，か1，か9，き25，さ1，さ2，さ52，ち7，ち24，の1，の7，の23，の86，は2，は4に係る支出については、類型Eと同様の県政に何らかの関わりのある団体等の年会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはできない。

次に、請求番号：の12に係る支出については、団体等の年会費であり、関係人は、当該団体は、(公財)仙台YMCA関連の社会奉仕団体であり、国際貢献や貧

困者救済など県政との関わりがあると説明している。

(公財) 仙台YMCAの活動を支援する同団体への年会費の支出は、団体活動への直接の支援と考えられることから、関係人が説明するようにその活動が県政に関わりがあるとしても、政務調査活動に資するとまではいえない。

したがって、これらの支出は私的な立場での団体への加入と考えられることから、これに政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。(以下、個人の立場で加入した団体の会費に分類されるものを「類型H」という。)

次に、請求番号：き17に係る支出については、(7) 主張区分：オ b (同窓会等の会費に当たるもの) で述べる。

次に、請求番号：て10に係る支出については、(5) 主張区分：エ (領収書記載事項が不備なもの) 及び(7) 主張区分：オ b (同窓会等の会費に当たるもの) で述べる。

(4) 主張区分：ウ (年度を超えて充当しているもの)

請求人は、表ウに係る支出について、「手引Ⅱ4(2) 充当の範囲 (充当する範囲は、調査研究に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産形成等につながるものには充当できない。政務調査費は、当該年度の調査研究活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。) に違反した不当な支出と考える。」と主張している。

表ウ

請求番号	い3, お7, か1, か9, き25, ち7, ち9, ち20, ち24, の106, は4
------	---

手引では、Ⅱ4 支出における留意事項(2)において、充当の範囲を次のとおり定めている。(抜粋)

充当する範囲は、調査研究に直接必要な経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産形成等につながるものには充当できない。

政務調査費は、当該年度の調査研究活動に要する経費に充てるものであり、年度を超えて使用することはできない。(以下略)

これについて、議会事務局に確認したところ、年会費の前払いなどある程度年度を越えた充当を認めていること、年会費や継続的に支払われる光熱水費などについては、支払の対象期間に重複がないかを確認しているとの説明があった。

年会費の支払が会計年度を超えることは、請求及び支払の関係から一般的に見受けられ、また、支払の対象期間に重複がないか確認されていることから、これらの支出に政務調査費を充当することについて、使途基準に違反しているとはいえない。

よって請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で、表ウに記載の各支出の使途基準適合性について改めて検討する。

議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査の結果、表ウに記載の各支出については、全て団体への年会費であることを

確認した。

このうち、請求番号：い3，お7，か1，か9，き25，ち7，ち9，ち20，ち24，は4に係る支出については、類型Eと同様の県政に何らかの関わりのある団体等の年会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方、請求番号：の106に係る支出については、当該団体において県政に関わりがある活動も行っていることは否定できないものの、演奏会招待やレッスン受講料割引などの会員特典等の総体からみて、類型Hと同様の個人の立場で加入した団体の会費といわざるを得ない。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

(5) 主張区分：エ（領収書記載事項が不備なもの）

請求人は、表エに記載の各支出について、「手引Ⅱ4（4）領収書等への使途等の記載 収支報告書に添付して提出する領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しには、次の事項が記載されている必要がある。①領収書等の記載事項 イ宛て先，日付，支出金額 ロ領収書作成者の住所・会社名（団体名）・代表者名（氏名） ハ支出目的：○月分給料として，○月分コピー機リース料として②領収書等添付票の記載事項 イ使途内容 ロ按分による支出額 ハ上限額による支出等③支払証明書の記載事項 イ～ニ，に違反した不当な支出である。」と主張している。

表エ

請求番号	う1，う2，う11，う19，う25，う28，う1（追加），え1，え2，え8，お6，か1，か5，か9，き25，く5（追加），こ8，こ1（追加），さ12，さ13，さ15，さ22，さ25，さ34，さ40，さ45，さ46，さ54，さ1（追加），さ3（追加），さ7（追加），し1，そ3，そ8，た1，た2，ち7，ち13，ち18，ち24，て1，て10，ぬ2，ね1，の12，の52，の58，の68，の80，は2，は4
------	--

手引では、Ⅱ4支出における留意事項（4）において、領収書等への使途等の記載を次のとおり定めている

収支報告書に添付して提出する領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しには、次の事項が記載されている必要がある。
① 領収書等の記載事項
イ 宛て先，日付，支出金額
ロ 領収書作成者の住所・会社名（団体名）・代表者名（氏名）
ハ 支出目的：○月分給料として，○月分コピー機リース料として
② 領収書等添付票の記載事項
イ 使途内容：領収書等の記載だけでは政務調査活動との関連性が明らか

かでない場合に余白に付記する。J R 運賃（〇月〇日，仙台→東京），△△研修会お茶代など。

ロ 按分による支出額：按分率とその積算根拠，按分による政務調査費支出額を記載。

ハ 上限額による支出等：按分による支出以外で，経費の一部に政務調査費を充当した場合，その金額を政務調査費支出額に記載し，理由を余白に付記する。

③ 支払証明書の記載事項

イ 政務調査活動の実施日，目的地，交通手段

ロ 移動距離，移動距離に基づく自家用自動車の車賃：移動距離×37円/km

ハ 費用弁償の規定を準用した旅費額：旅費試算書を添付

ニ 領収書等が徴収できない場合の支出額：自動販売機で購入した切符代，ETCで支払った有料道路料金等

領収書の記載について，議会事務局に確認したところ，領収書発行者の様式上，一部の項目が記載されていない場合であっても，支払いの事実が疑われるものでなければ充当が認められると判断しているとの説明があった。

また，表エに記載の各支出について，議会事務局が保管している領収書等添付票，政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査の結果，支払の事実が疑われるようなものはなかった。

請求人が主張するように，手引に定める領収書の記載項目全てが網羅されていなければ領収書としての効力が認められないとまではいえず，また，議会事務局の説明のとおり，記載されていない項目があっても，支払の事実自体が疑われるようなものであれば，直ちに手引の規定に違反することにはならないと考えられる。

よって請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で，表エに記載の各支出の使途基準適合性について改めて検討する。

請求番号：う2，う19，え1，え8，お6，か5，た1に係る支出については，類型Aと同様の執行部との意見交換であると考えられる。このため，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に違反しているとはいえない。

次に，請求番号：う1，う28，こ8，さ12，さ22，さ34，さ40，さ45，さ46，さ54，さ1（追加），さ3（追加），さ7（追加），の52，の68，の80に係る支出については，類型Bと同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換であると考えられる。このため，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に明らかに違反しているとはいえない。

次に，請求番号：う1（追加），こ1（追加）に係る支出については，類型Cと同様の議員による政策課題勉強会であると考えられる。このため，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に違反しているとはいえない。

次に，請求番号：そ8，た2，ち13，ね1に係る支出については，類型Dと同

様の国会議員との意見交換と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

次に、請求番号：え2，か1，か9，き25，ち7，ち24，は2，は4に係る支出については、類型Eと同様の県政に何らかの関わりのある団体等の年会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはいえない。

次に、請求番号：う11，さ25，ち18，ぬ2に係る支出については、類型Fと同様の会合と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはいえない。

一方、請求番号：の12に係る支出については、類型Hと同様の個人の立場で加入した団体の会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：て10に係る支出については、(7)主張区分：オb(同窓会等の会費に当たるもの)で述べる。

次に、請求番号：う25，さ13，さ15，そ3，の58に係る支出については、(12)主張区分：コ(私的活動経費であるもの)で述べる。

次に、請求番号：く5(追加)に係る支出については、(13)その他ロ(資料購入費)で述べる。

次に、請求番号：し1に係る支出については、(13)その他のホ(事務費)で述べる。

次に、請求番号：て1に係る支出については、(13)その他のト(政治団体への委託費に係る領収書の宛名)で述べる。

(6) 主張区分：オa(寄附等私的活動に当たるもの)

請求人は、表オaに記載の各支出について、「チャリティーや寄附は、誰にいくらするか否かは個人の自由な意思に基づくものであり、議員が当該チャリティーや寄附に賛同してするのは個人の自由であるが、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例、①～⑪の中の④私的活動経費への支出に該当した不当な支出である。」と主張している。

表オa

請求番号	う6，き5，さ6，ち6，の29，の61
------	---------------------

手引では、Ⅱ3使途基準(2)において、政務調査費を充当するのに適さない例として、全国都道府県議会議長会資料をもとに、次のように定めている。(抜粋)

① 政党活動経費への支出

例：党大会への出席費用，政党活動・県連(政党等)活動費用，政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用，政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む)，党大会賛助金，党大会参加費，党大会参加旅費等，会派の役員経費

② 選挙活動経費への支出

例：選挙における各種団体への支援依頼活動経費，選挙ビラ作成経費，選挙関係に係る経費，選挙活動費

③ 後援会活動経費への支出

例：後援会活動のための経費，後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用，後援会主催の報告会等の開催経費，後援会主催の県政報告会開催経費

④ 私的活動経費への支出

例：慶弔餞別費等（病氣見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等，慶弔電報，年賀状の購入又は印刷等経費），冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等），宗教活動経費（壇家総代会・報恩講・宮参り等），観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費，親睦会・レクリエーション等のための経費，議員個人の私的目的のために使用する経費

⑤ 挨拶，会食やテープカットだけの出席費用の支出

（以下略）

これらの支出について，関係人に調査したところ，これらの会合は全てチャリティーと銘打ってはいるもののその実質は会費制の懇談会である旨の説明があった。

議会事務局が保管している領収書等添付票，政務調査活動記録簿を確認したところ，社会通念上懇談会に要すると思われる会費の額と比べ著しく高額といった事情は確認されず，関係人の説明を否定する特段の事情はなかった。

よって請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で，表オ a に記載の各支出の用途基準適合性について改めて検討する。

請求番号：の 6 1 に係る支出については，類型 B と同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換であると考えられる。このため，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，用途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に，請求番号：う 6，き 5，さ 6，ち 6，の 2 9 に係る支出については（7）主張区分オ b（同窓会等団体会費）で述べる。

（7）主張区分：オ b（同窓会等の会費に当たるもの）

請求人は，表オ b に記載の各支出について，「OB 会なども含む同窓会費は，手引 3（3）①～⑨の中の②個人の立場で加入している団体などに対する会費等に該当した不当な支出」と主張している。

表オ b

請求番号	う 6，う 2 2，う 2 6，き 5，き 7，さ 6，さ 1 4，さ 1 6，さ 3 8，し 3，ち 6，の 6，の 2 9
------	---

手引では，Ⅱ 3 用途基準（3）会費として支出するのに適さない例として，全国都道府県議会議長会資料をもとに，以下のように定めている。

- ① 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費
- ② 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
例：町内会費、公民館費、壮年会費、PTA会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する会費
- ③ 政党（県連）本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ④ 議会内の親睦団体（議員野球部、ゴルフクラブ）の会費
- ⑤ 他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費
- ⑥ 宗教団体の会費
- ⑦ 冠婚葬祭の経費
例：結婚式の会費、香典、祝賀会の会費、祭りの経費
- ⑧ 親睦または飲食を目的とする会合の会費
- ⑨ 意見交換を伴わない会合の参加費

これらの支出について、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：う6、う22、き5、き7、さ6、さ14、さ16、さ38、し3、ち6、の29に係る支出については、各種同窓会の主催する会合への参加費である。

関係人は、これらの会合において、県政に関する意見交換や情報交換が行われた旨説明しているが、これらの説明を否定する特段の事情はなかった。

これらの会合は、各種団体主催の懇談会、異業種交流会と同様に、単に旧交を温めるに止まらず、世代や業種の異なる様々な卒業生の交流を目的として参加することも考えられることから、調査研究に資するものがないとまではいえない。

また、これらの支出について飲酒を伴うものについては、充当基準に従って政務調査費を充当していると認められる。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはまではいえない。（以下、同窓会の会合に分類されるものを「類型J」という。）

さ6、ち6、の29、に係る支出については、（12）主張区分コ（私的活動経費）で述べる。

なお、請求人がこの項で摘示しているものではないが、請求番号：き17、て10に係る支出については、類型Jと同様の同窓会の会合と考えられる。このことから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはまではいえない。

一方、請求番号：う26に係る支出については、高校の部活動OB団体が主催する個人的色彩の強い会合への参加費であると考えられる。

関係人が説明するように、当該会合において学校体育施設の復旧状況について意見交換がなされたことは否定できないものの、関係人が、現役生徒とOBの親睦を目的とする団体であると説明していることから、政務調査活動に資する意見交換が

中心になるとは考えにくく、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：の6に係る支出については、特定のチームの活動に対する支援を目的とする個人的色彩の強い団体等への年会費であると考えられる。関係人からはこれを否定する特段の具体的な説明もなく、類型Hと同様の個人の立場で加入した団体の会費と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

(8) 主張区分：カ（政党、後援会活動費に当たるもの）

請求人は、請求人は、表カに記載の各支出について、「多様な思想・信条を有する納税者の税金で賄われるとされ県財政の一部が政務調査費として交付されていると考えれば、必然的に導出されると考えられる手引3（5）会費（参加費）の中の（2）政務調査費の充当が不適當な会費（参考事例）○政党（県連）本来の活動に伴う党大会、党費、党大会賛助金等や他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費。また、記載はないが抑々政治団体とは特定の政治上の主義・施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること或いは特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体なので政党や議員の後援会だけでなくこれら以外の政治団体への会費なども不当な支出」と主張している。

表カ

請求番号	う8, う23, う30, う32, え4, え9, え10, お2, か7, か8, き2, き18, き22, く2, こ1, こ9, さ10, さ11, さ18, さ35, さ41, さ42, さ48, さ49, さ51, セ2, セ3, た3, ち19, ち22, つ10, て4, て5, て7, て9, て11, な1, な11, ぬ5, の34, の49, の94, の101, の102, ひ1, ひ4, ひ6, ひ7
------	---

手引では、II 3使途基準（5）において、会費（参加費）の充当指針を次のとおり定めている。（抜粋）

費 目	内 容
会費（参加費）	<p>会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>(1) 懇談会等への出席に要する会費 (略)</p> <p>(2) 政務調査費の充当が不適當な会費（参考事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費、月会費等 ○ 個人の立場で加入している団体等に納める会費等 例：町内会費、公民館費、PTA 会費、婦人会費、ス

	<p>ポーツクラブ会費，商工会費，同窓会費，老人クラブ会費，ライオンズクラブ会費，ロータリークラブ会費など議員個人に本来帰属する会費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政党（県連）本来の活動に伴う党大会，党費，党大会賛助金等 ○ 議会内の親睦団体の会費 ○ 他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費 ○ 宗教団体の会費，宗教活動への出席に要する会費 ○ 冠婚葬祭の経費（結婚式の会費，祝賀会の会費，祭りの経費負担） ○ 親睦又は飲食を目的とする会合の会費 ○ 意見交換を伴わない会合（挨拶，会食，テーブルカットだけ等）の会費 ○ 他団体の役職を兼ねている議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費
--	--

これらの支出について，議会事務局が保管している領収書等添付票，政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに，以下のとおり整理した。

請求番号：う 8，う 23，う 30，え 4，え 9，お 2，か 7，か 8，き 18，さ 10，さ 11，さ 18，さ 41，さ 42，さ 49，せ 2，て 4，て 5，て 11，な 1，の 34，の 49，の 94，ひ 4に係る支出については，議員の後援会行事に係るものと考えられる。また，請求番号：こ 1，こ 9，さ 48，て 7，て 9に係る支出については，政党行事に係るものと考えられる。

手引において，Ⅱ 3（3）会費として支出するのに適さない例として⑤他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費が掲げられており，同Ⅱ 3（5）費目別の充当指針会費（参加費）においても同様に，政務調査費の充当が不適当な会費として例示されている。

また，手引Ⅱ 3（2）政務調査費を充当するのに適さない例として①政党活動経費への支出（例：党大会参加費）が例示されており，同Ⅱ 3（3）会費として支出するのに適さない例としても③政党（県連）本来の活動にともなう党大会，党費，党大会賛助金等が示されている。さらに，（5）費目別の充当指針会費（参加費）においても同様に，政務調査費の充当が不適当な会費として例示されている。

このことから，関係人が説明するように，当該会合において幅広い意見交換がなされたとしても，他の議員の後援会活動又は政党の行事への参加費に政務調査費を充当できると考えることはできない。

したがって，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に，請求番号：の 101に係る支出について，関係人は政治資金パーティであると説明している。

政治資金パーティについては，参加費収入から開催経費を差し引いた残額を，当

該パーティを開催した議員等の政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出することとされている（政治資金規正法第8条の2）ものであり、たとえ一部であっても、政務調査費がほかの政治家の活動資金として使われることになる。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：た3に係る支出について、関係人は、一般人も参加するセミナーであり、県民一般に対する広聴、意見交換が目的であった旨を説明している。

しかしながら、こうしたセミナーは、一般県民が広く参加するものというよりは、手引が政務調査費を充当するのに適さないとしている政党支部の活動と考えられる。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

一方、請求番号：え10、さ51、せ3、ち22、つ10、な11、ぬ5、の102、ひ7に係る支出については、懇談会への参加費であるが、当該団体は、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体ではなかったことを確認した。また、関係人が、県議や市町村議員で構成される団体で、各種講演会や研修会を開催していると説明しており、それを否定する特段の事情はなかったことから、調査研究に資するものと考えられる。

さらに、飲酒を伴う懇談会について充当基準に従って政務調査費が充当されていると認められ、その他の点については類型Cと同様の議員による政策課題勉強会とも考えられる。これらのことから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：き22、く2、ち19、ひ6に係る支出については、団体が主催する懇談会の参加費である。

当該団体は、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体であったことは認められるが、手引に規定する政党と同様の活動内容とは考えられない。

関係人は、当該団体は、医療現場との連携や災害時の救援協定など県政と関わりが深く、当該会合において県行政に係る意見交換を行うことで政務調査活動に資する取組を行ったと説明しており、それらを否定する特段の事情はなかった。また、飲酒を伴う懇談会の会費について、充当基準を超えた充当をしているとは認められなかった。

したがって、当該団体が主催する懇談会の参加費に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはまではいえない。

次に、請求番号：ひ1に係る支出先については、当該支出があった時点で当該団体が政治資金規正法に規定する政治団体ではなかったことを確認した。

また、当該行事は、神事ではなく一般的な行事であると推認されることから、手引が政務調査費を充当するのに適さないとしている宗教活動とまではいえない。

関係人は、当該支出について、宗教団体の主催する懇談会への参加費であり、当該懇談会において道徳教育に関して意見交換が行われたと説明しているが、それらを否定する特段の事情はなかった。また、当該支出について、飲酒を伴う懇談会に

係る充当基準を超えた充当をしているとは認められなかった。

したがって、類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換とも考えられる。このことから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：さ35に係る支出先については、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体ではなかったことを確認した。

関係人は、当該支出先について、中小企業や小規模事業者を支援する経営者の団体であり、当該懇談会において震災復興に係る意見交換会を行ったと説明しており、それを否定する特段の事情はなかった。また、当該支出について、飲酒を伴う懇談会に充当基準を超えた充当をしているとは認められなかった。

したがって、類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられる。このことから、当該団体が主催する懇談会の参加費に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：き2に係る支出については、団体のウェブサイトによると、賛助会員としての年会費と認められる。

当該団体は、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体であったことは認められるが、手引に規定する政党と同様の活動内容とは考えられない。

また、関係人は、団体の活動に加え、賛助会員に送付される機関誌購読による情報などから、看護師を取り巻く情勢の調査研究に資する活動を行っていたとも考えられる。当該賛助会員としての会費については、情報収集の観点からして、社会通念上高額とまではいえないことから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：う32に係る支出についても、団体への年会費であると認められるところ、当該団体は、当該支出があった時点で政治資金規正法に規定する政治団体ではなかったことを確認した。

関係人は、当該団体は神社関係者や県民により構成される団体であり、学校教育等により県政と関わりを持つこと、また、当該支出により、様々な知識・見聞を深め、議会での質問や県政報告等に活かしていると説明しているが、これらを否定する特段の事情はなかった。

このため、当該会費への支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

(9) 主張区分：キ（宗教団体の活動等に当たるもの）

請求人は、表キに記載の各支出について、「多様な思想・信条を有する納税者の税金で賄われるとされ県財政の一部が政務調査費として交付されていると考えれば、必然的に導出されると考えられる手引3（5）会費（参加費）の中の（2）政務調査費の充当が不適當な会費（参考事例）○宗教団体（特定の宗教の教義宣布・儀式執行・信者教化を目的として、礼拝施設を備える団体と考える）の会費・活動への出席に要する会費などの支出の禁止に該当した不当な支出」と主張している。また、政教分離の観点からも宗教団体への支出は禁止されると主張している。

表キ

請求番号	う14, え6, お4, さ27, ち2, ち5, の4, の9, の10, の14, の15, の17, の36, の42, の43, の44, の50, の53, の54, の60, の67, の75, の76, の89, の95, の97
------	--

手引では、Ⅱ3使途基準(5)において、会費(参加費)の充当指針を次のとおり定めている。(抜粋)

費目	内容
会費(参加費)	<p>会費(参加費)への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>(1) 懇談会等への出席に要する会費 (略)</p> <p>(2) 政務調査費の充当が不適当な会費(参考事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費, 月会費等 ○ 個人の立場で加入している団体等に納める会費等 例: 町内会費, 公民館費, P T A 会費, 婦人会費, スポーツクラブ会費, 商工会費, 同窓会費, 老人クラブ会費, ライオンズクラブ会費, ロータリークラブ会費など議員個人に本来帰属する会費等 ○ 政党(県連)本来の活動に伴う党大会, 党費, 党大会賛助金等 ○ 議会内の親睦団体の会費 ○ 他の議員の後援会や祝賀会等に出席する会費 ○ 宗教団体の会費, 宗教活動への出席に要する会費 ○ 冠婚葬祭の経費(結婚式の会費, 祝賀会の会費, 祭りの経費負担) ○ 親睦又は飲食を目的とする会合の会費 ○ 意見交換を伴わない会合(挨拶, 会食, テープカットだけ等)の会費 ○ 他団体の役職を兼ねている議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費 <p>(以下略)</p>

これらの支出について、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査をもとに、以下のとおり整理した。

請求番号：う14、お4、さ27、ち5、の76に係る支出については、神社又は神社の関係団体が開催した行事に係る懇談会への参加費であるが、当該行事は、神事ではなく一般的な行事であると推認されることから、手引に規定する政務調査費を充当するに適さない宗教活動とまではいえない。

関係人は、当該懇談会において、地域課題や社会教育に関する意見交換会を行ったと説明しているところ、それを否定すべき特段の事情はなかった。また、飲酒を伴う懇談会について充当基準を超えた充当をしているとは認められなかった。

したがって、類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられることから、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方、請求番号：の15に係る支出について、関係人は、藩制以来の宗教文化と青葉まつり等の市民のつながりがもたらす仙台のアイデンティティを探る上で調査研究に資するところが大きいと説明している。

しかしながら、関係人の説明のほか、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿を確認したところ、当該支出は、神社護持団体への年会費と認められることから、宗教活動への支出とまではいえないものの、神社護持団体への年会費は、神社への支援につながるものでもあり、本件支出は、個人の立場で加入している団体等に納める会費等と考えられる。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：え6、の4、の9、の10、の14、の17、の36、の42、の43、の44、の50、の53、の54、の60、の67、の75、の89、の95、の97に係る支出について、関係人は、玉串料や初穂料、祈祷料等は直会への参加費であり、県政に係る実質的な意見交換があったとして、政務調査費を充当した妥当性を説明している。

しかしながら、神社本庁のウェブサイトによれば、直会とは、「祭りの終了後に、神前に供えた御饌御酒を神職をはじめ参列者の方々に戴くこと」であり、「祭りの準備から祭典を経て、祭典後の直会をもって全ての行事が終了する」ことから、「直会が神事として一般の宴と異なる」もの（一部抜粋）としている。

以上のとおり、直会等への参加も含めて一連の神事というべきであり、手引が政務調査費を充当するのに適さないとした宗教活動に該当するといわざるを得ない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：ち2に係る支出について、関係人は、神社の例大祭復興祈願祭において震災等に対応する意見交換を行ったとして、政務調査費を充当した妥当性を説明している。

しかしながら、上記ウェブサイトによれば、神社が行う大祭、例祭、祈願祭とは、「いずれも、神様に神饌を捧げることでしてご接待を行い、神様に喜んでいただき、祝詞を奏上することで神様のご神徳をいただいて・・・」としていることから、神社の例大祭復興祈願祭も神事というべきである。

したがって、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

(10) 主張区分：ク（個人の立場での加入団体会費であるもの）

請求人は、表クに記載の各支出について、「手引3（5）「会費（参加費）」の中の（2）政務調査費の充当が不適當な会費（参考事例）○個人の立場で加入している団体等に納める会費等（○団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費，月会費等も含める。この場合、「ク（寄与しない）」と表記した）に該当した不適當な支出」と主張している。

表ク

請求番号	き1, き8, き9, き17, き20, ち4, ち11, ち15, つ1, つ2, て10, の1, の2, の3, の5, の21, の23, の40, の48, の55, の59, の63, の72, の73, の86, の90, の93, の108, の1（追加）
------	---

手引では、Ⅱ3使途基準（5）において、会費（参加費）の充当指針を次のとおり定めている。（抜粋）

費 目	内 容
会費(参加費)	<p>会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>(1) 懇談会等への出席に要する会費 (略)</p> <p>(2) 政務調査費の充当が不適當な会費（参考事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合，その団体に納める年会費，月会費等 ○ 個人の立場で加入している団体等に納める会費等 <p>例：町内会費，公民館費，PTA会費，婦人会費，スポーツクラブ会費，商工会費，同窓会費，老人クラブ会費，ライオンズクラブ会費，ロータリークラブ会費など議員個人に本来帰属する会費等 (以下略)</p>

(1) 類型Eにおいて団体等の年会費について述べたとおり、議員の調査活動は広範囲に及びうるものであり、議員が特定の団体に年会費等を支払ってその活動に参加することにより有意義な調査活動が行われることを否定すべきではない。

議会事務局が保管している領収書等添付票を確認したところ、請求番号：き9, ち11, ち15, つ1, の1, の3, の21, の23, の48, の59, の86に係る支出については、類型Eと同様の県政に何らかの関わりのある団体等の年会費

と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、
使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に、請求番号：き1，き17，き20，ち4，つ2，て10，の40，の55，
の63，の73，の90，の93，の108，の1（追加）に係る支出については、
年会費ではなく、類型Bと同様の県行政と関わりのある活動をしている団体の会合
への参加費であると考えられる。このことから、これらの支出に政務調査費を充当
したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方、請求番号：き8，の72に係る支出については、当該団体において県政に
関わりがある活動をしていることについては否定できないものの、団体のOB組織
の会費であって、総体として私的な色彩の強い団体への支出又は私的な目的のため
の支出と考えられる。このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについ
ては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に、請求番号：の2に係る支出についても、支出先団体において県政に関わり
がある活動をしていることについては否定できないものの、同団体のウェブサイト
によれば、会員になることにより、支出先団体主催公演に係る入場料割引などの特
典があることが認められるなど、私的な立場からの加入とも考えられることから、
これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとい
わざるを得ない。

次に、請求番号：の5に係る支出については、支出先団体のウェブサイトによれ
ば、当該支出は、団体への年会費ではなく、つくる会教科書基金への寄附金である
ことが認められた。寄附は私的活動と解すべきであることから、当該支出に政務調
査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

(11) 主張区分：ケ（役職兼務団体出席経費であるもの）

請求人は、表ケに記載の各支出について、「手引3（5）『会費（参加費）』の
中の（2）政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）○他の団体の役職（会長
・理事長・（専務）理事・監事・顧問・参与・相談役などと考える）を兼ねている
議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費（当該団体の役職を兼ねるが
当該団体の主催する理事会・総会・役員会だけでなく、懇親会などの会合等に参加
する経費も含むと考える）に該当した不当な支出」と主張している。

表ケ

請求番号	き4，き10，き21，さ5（追加），さ9（追加），し2，し7， ち1，ち17，つ3，つ8，つ9，の8，の11，の13，の16， の18，の22，の24，の25，の26，の27，の28， の30，の32，の33，の35，の39，の41，の45， の57，の65，の66，の69，の71，の74，の83， の84，の85，の91，の92，の96，の100，の104， は1
------	--

手引では、II 3使途基準（5）において、会費（参加費）の充当指針を次のとお
り定めている。（抜粋）

費 目	内 容
会費(参加費)	<p>会費（参加費）への政務調査費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適うものであり実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。</p> <p>【証拠書類】会議等の主催者が発行する領収書</p> <p>(1) 懇談会等への出席に要する会費 (略)</p> <p>(2) 政務調査費の充当が不適当な会費（参考事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合、その団体に納める年会費，月会費等 ○ 個人の立場で加入している団体等に納める会費等 例：町内会費，公民館費，P T A 会費，婦人会費，スポーツクラブ会費，商工会費，同窓会費，老人クラブ会費，ライオンズクラブ会費，ロータリークラブ会費など議員個人に本来帰属する会費等 (中略) ○ 他団体の役職を兼ねている議員がその団体の理事会・総会等へ出席する際の経費 (以下略)

手引においては、政務調査費の充当が不適当な会費（参加費）の参考事例として、団体の役職を兼ねている議員が当該団体の理事会・総会等へ出席する場合の経費を示している。

本件支出は、総会等へ出席するための経費ではなく、意見交換を行った懇談会へ出席するための経費であることから、団体が負担すべきものではないと考えられる。

したがって、手引に規定する理事会、総会等へ出席する経費には当たらないと考えられることから、政務調査費の充当に適さないものとすることは妥当ではないと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないので棄却する。

その上で、表ケに記載の各支出の使途基準適合性について改めて検討する。

議会事務局からの聴き取り、関係書類の確認及び関係人調査の結果、請求番号：き4、き10、き21、さ5（追加）、さ9（追加）、し2、し7、ち1、ち17、つ3、つ8、つ9、の8、の11、の13、の16、の18、の22、の24、の26、の27、の28、の30、の32、の33、の35、の39、の41、の45、の65、の66、の69、の71、の74、の83、の84、の85、の91、の92、の96、の100、の104、は1に係る支出について、それぞれの支出に係る団体は、類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられる。このことから、当該団体が主催する懇談会の参加費に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではい

えない。

次に、請求番号：の25、の57に係る支出については、団体が主催する懇談会への参加費である。

関係人は、当該支出について、団体関係者との懇親会であり意見交換の場であるなどと説明している。

これらの会合において、各種団体を取り巻く社会情勢に関連して県行政に係る意見交換が行われることは否定できず、調査研究活動に資するものがないとまではいえない。

したがって、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

(12) 主張区分：コ（私的活動経費であるもの）

請求人は、表コに記載の各支出について、「手引3（2）政務調査費を充当するのに適さない例④私的活動経費への支出 例：慶弔餞別費等（病氣見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等，慶弔電報，年賀状の購入又は印刷等経費），冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等），宗教活動経費（檀家総代会・報恩講・宮参り等），観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費，親睦会・レクリエーション等のための経費，議員個人の私的目的のために使用する経費に該当した不当な支出」と主張している。

表コ

請求番号	う5、う7、う24、う25、き3、く3、さ4、さ5、さ6、さ8、さ13、さ15、さ17、さ19、さ26、さ44、さ2（追加）、さ10（追加）、し4、そ2、そ3、そ10、ち6、ち17、つ5、ぬ6、の29、の31、の37、の38、の45、の47、の51、の58、の70、の107、の109
------	--

手引では、Ⅱ3使途基準（2）において、政務調査費を充当するのに適さない例として、全国都道府県議会議長会資料をもとに、次のように定めている。（抜粋）

- | |
|---|
| <p>① 政党活動経費への支出
例：党大会への出席費用，政党活動・県連（政党等）活動費用，政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用，政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む），党大会賛助金，党大会参加費，党大会参加旅費等，会派の役員経費</p> <p>② 選挙活動経費への支出
例：選挙における各種団体への支援依頼活動経費，選挙ビラ作成経費，選挙関係に係る経費，選挙活動費</p> <p>③ 後援会活動経費への支出
例：後援会活動のための経費，後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用，後援会主催の報告会等の開催経費，後援会主催の県政報告会開催経費</p> <p>④ 私的活動経費への支出</p> |
|---|

例：慶弔餞別費等（病氣見舞い・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等経費）、冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等）、宗教活動経費（壇家総代会・報恩講・宮参り等）、観光・レクリエーション・私用用務等による旅行経費、親睦会・レクリエーション等のための経費、議員個人の私的目的のために使用する経費

- ⑤ 挨拶、会食やテーブルカットだけの出席費用の支出
(以下略)

議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査の結果は以下のとおりである。

請求番号：う5，う7，う24，く3，さ5，さ8，さ44，さ2（追加），ち17，ぬ6，の45，の47に係る支出については，類型B同様の県行政と関わりのある活動をしている団体との意見交換と考えられる。このことから，当該団体が主催する懇談会の参加費に政務調査費を充当したことについては，使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に，請求番号：の38に係る支出については，団体が主催する行事に係る会合に出席する経費であり，関係人は，この会合は震災復旧・復興に関する意見交換の場でもあり，来賓として出席したものであると説明している。

関係者との意見交換を行ったとする関係人の説明を否定する特段の事情はなかったことから，当該会合への出席を単なる私的活動ということはできず，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に，請求番号：う25，き3，さ10（追加），し4，そ2，の31に係る支出については，特定の個人あるいは特定のチーム・団体の活動に対する支援と考えられる。しかしながら，世代又は業種を超えた幅広い出席者が見込まれることから，これらの会合において，県行政に係る意見交換が行われることは否定できず，政務調査活動に資するものがないとまではいえない。

これらの支出については，類型Fと同様の会合と考えられることから，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

次に，請求番号：さ6，ち6，の29に係る支出については，同窓会関係の懇談会に係る経費であり，類型Jと同様の同窓会の会合への参加費と考えられる。このことから，当該支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

一方，請求番号：さ4，さ19，さ26，そ3，そ10，つ5，の37，の58，の70，の107，の109に係る支出については，特定個人の受賞等の祝賀，あるいは故人を偲ぶことを目的とした会合と考えられる。これは，類型Gと同様の祝賀会等と考えられることから，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途基準に違反しているといわざるを得ない。

次に，同窓会関係の支出のうち，請求記号 さ13，の51に係る支出の会合に

については、参加者相互の親睦を図るレクリエーション的な色彩が強いものとも考えられる。

関係人調査の結果からも、これを否定する特段の事情はなかったことから、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているといわざるを得ない。

(13) その他

イ 事務所賃貸料

請求人は、請求番号：ぬ1に係る支出について、「事務所の光熱水費が50%なのに事務所賃貸料が50%になっていない。従って合計375,000円(750,000×1/2=375,000)が不当な支出」と主張している。

これについて、関係人は、平成23当時、事務所は震災復旧・復興に係る住民からの生活相談、各種陳情等、政務活動のみに使用していたため、家賃は全額政務活動費を充当したこと、震災当時地元は大きな被害を受け、住民から連日様々な復旧相談等を受けたり県、市への要望場所となっていたこと、当時は建物などが流されたため、震災後3日間で再建した事務所以外に住民は行くところがない状況であったこと、事務所の使用が地域の復旧の要因となった旨を説明している。

また、事務所を政務活動のみに使用していたことを示す資料については、個人情報が含まれていることから提出できるものではない旨を説明している。

事務所の光熱水費について按分して50%を政務調査費に充当した理由は、当時電気水道も含め50%しか稼動していなかった旨を説明している。

事務所経費への政務調査費の充当について、手引Ⅱ4支出における留意事項(3)において、按分の方法を次のように定めている。(抜粋)

① 按分の必要性

会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務調査活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多い。

このことから、活動に要した費用の全額に政務調査費を充当することが不適當な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、その積算根拠を明確にしておく必要がある。

② 按分の方法

イ 使用面積による按分例(事務所費など)

(略)

ロ 活動実績割合等による按分例(事務所費、事務費、人件費、広報費など)

(略)

ハ 按分割合が明確にできない場合

2分の1以下で按分する。(2分の1を超える充当には合理的な理由を明記)

(以下略)

これに関して、関係人から、事務所を政務活動のみに使用していたことを示

す具体的な資料の提出はなかった。

大震災後の非常時における事務所の活用は平時と異なるものであり、関係人の説明は理解するところであるが、事務所を政務活動のみに使用していたことについて合理的、客観的な説明が十分なされたとはいえないことから、本件賃貸料については、50%に按分して充当すべきであり、本来計上すべき額との差額は使途基準に違反しているといわざるを得ない。

なお、本件支出のうち光熱水費については、議会事務局保管の領収書等添付票により、全て支払実費額の50%を政務調査費に充当していることを確認したところであり、光熱水費の充当率については、問題はなかった。

次に、本件賃貸料について、請求人は、「平成23年4月、5月、6月、9月、11月前半、12月、平成24年1月、2月の賃貸料が50%になっていない。」と摘示しているが、平成23年11月分については、政務調査費を50%充当したことが確認された。

このことにより、本件賃貸料に政務調査費を充当できる額は、請求人が摘示する375,000円ではなく、400,000円であったことが確認された。

よって、充当が認められない額は、実際に政務調査費を充当した額750,000円との差額である350,000円となる。

ロ 資料購入費

請求人は、請求番号：う13、か1（追加）、の19、の98、の99、う3、の103、く5（追加）に係る支出について、「政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。」、「政務調査活動に寄与しない資料に該当した不当な支出と考える。」などと主張している。

手引では、Ⅱ3使途基準（5）において、書籍購入費、新聞等購読料の充当指針を次のように定めている。（抜粋）

費 目	内 容
書籍購入費、 新聞等購読料	調査研究活動のために必要な書籍、雑誌等の購入、新聞等の購読料に充当することができる。 書籍や雑誌の購入に政務調査費を充当する場合には、調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定すべきであり、領収書等にその書籍名を明らかにしておく必要がある。購入店で領収書に記載されない場合は、領収書等添付票の余白に議員が付記するか、書籍表紙のコピーを添付する。 【証拠書類】当該経費の領収書

県政の課題は多岐にわたり県民の意見も多種多様であり、政務調査の調査対象は広範囲なものとなること、また、一般的に、書籍が広範囲にわたる知識を得るために有効な媒体であることから、娯楽性が高い雑誌など調査研究活動に資するとはいえないことが明らかなものを除き資料購入費への政務調査費の支出は許されると考えられる。

また、議会事務局からの聴き取り、関係書類の確認及び関係人調査の結果、表
 クに記載の各支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに
 違反しているとまではいえない。

ハ 宿泊費

請求人は、請求番号：う4，さ7，の2（追加）に係る支出について、「台湾
 は、『県議会議員の議員報酬等に関する条例』第6条，別表第2の丙地方で宿泊
 料5，000円が条例違反の金額（32，000+4，000-（15，500
 ×2）=5，000）」，また，て2に係る支出について、「北海道の宿泊料は，
 『県議会議員の議員報酬等に関する条例』第6条，別表第1の乙地方に該当する
 ので3，100円（18，000-14，900=3，100）の条例違反と考
 える。」と主張している。

手引では，2（2）で述べたとおり，宿泊料への政務調査費の充当に当たっ
 ては，手引「支出における留意事項」に基づき，実費支給を原則としており，請求
 人が主張する県議会議員の議員報酬等に関する条例第5条の規定は，同条例第6
 条の費用弁償の額を準用することもできるとされたものである。

手引では，Ⅱ3使途基準（5）において，旅費の充当指針を次のように定めて
 いる。（抜粋）

費 目	内 容
旅 費	<p>実費充当を原則とする。</p> <p>ただし、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条（第5項を除く。）に規定する費用弁償の額を準用して充当することができるものとする。その場合は，支払証明書に旅費試算書を添付の上，議員が金額を証明するものとする。</p> <p>（1）交通費への充当</p> <p style="text-align: center;">（ 略 ）</p> <p>（2）宿泊費への充当</p> <p>実費を充当することが原則。ただし，費用弁償の規定を準用して旅費を計算した場合は，その定額まで充当できる。</p> <p>なお，実費充当といえども，社会通念上高額な宿泊費は望ましくない。また，宿泊費は宿泊料金（室使用料）と朝・夕食代に充てるためのものであり，マッサージ，有料テレビ料金，客室冷蔵庫使用に伴う経費等に政務調査費を充当することは適当でない。</p> <p>【証拠書類】 宿泊施設が発行する明細の表示された領収書</p>

また，請求番号：う4，さ7，て2，の2（追加）に係る支出額については，
 いずれも実費充当の原則に則ったものであり，また，社会通念上高額とまではい
 えない。

このことから，これらの支出に政務調査費を充当したことについては，使途
 基準に違反しているとはいえない。

ニ 領収書の適格性

請求人は、請求番号：の56に係る支出について、領収書ではないと主張している。

これについて、関係書類を調査したところ、「領収書等添付票」により、「領収書」と印字された資料の写しが添付されている。これは、当該支出に係る領収書の写しであると認められることから、請求人の主張には理由がない。

ホ 事務費

請求人は、請求番号：し1に係る支出について、「デジカメ2台必要ないので52,848円は不当な支出と考える。また、仮に2台必要だとしても手引3(5)事務用品・備品購入費・リース料『～また、その購入価格についても政務調査費を充当する備品という観点から常識的に判断する必要がある。』に反する高額なデジカメで不当な支出と考える。更に日付がない。」と主張している。

手引では、Ⅱ3使途基準(5)において、事務用品・備品購入費、リース料の充当指針を次のとおり定めている。

費目	内 容
事務用品・備品購入費、リース料	<p>政務調査費は、原則的には調査研究活動に要する費用に充当するものであり、調査研究活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。</p> <p>このことから、備品や消耗品の購入に政務調査費を充当する場合には、調査研究活動に対する有用性が高く、概査研究活動に直接必要であると認められるものに限定すべきであり、領収書等にその品名を明らかにしておく必要がある。購入店で領収書に記載されない場合は、領収書等添付票の余白に議員が付記するものとする。また、その購入価格についても政務調査費を充当する備品という観点から常識的に判断する必要がある。</p> <p>なお、自動車の購入費及び維持管理経費（車検代、保険料、自動車重量税、修繕費等）は対象経費として認められない。</p> <p>【証拠書類】当該経費の領収書 (以下略)</p>

当該支出について、関係人に調査したところ、1台は、被災した地域の現状を捉え、役所等に伝えるものとして活用し、もう1台は、仮設事務所でホームページ、ブログ、フェイスブックでの活動記録等に活用していること及び報告会のプロジェクターや議員としての活動にその機能を使用している旨の説明があった。また、領収書の日付についても、関係人が購入店に確認したとの説明があった。

議員の調査研究活動は県政全般に及び、その対象、方法も広範囲かつ多岐にわたるものであり、印刷物やウェブサイトなど撮影した画像等の用途が多様であること、また、カメラの可搬性や画素数などを含めた機能面を考慮すると、

2台のカメラを使用して政務活動に当たる必要がないとまではいえない。

また、手引において複数台の購入を禁止する特段の規定はないことから、カメラ2台の購入代金に政務活動費を充当することが、規定に違反するとはいえない。

さらに、購入費については、高額であるとする客観的・合理的な説明がされておらず、社会通念上、購入代が高額とはいえないことから、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、当該支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえない。

へ 重複支出

請求人は、請求番号：き14、そ7に係る支出について、同じ団体に重複支出は不当であると主張している。

これらの支出について、議会事務局が保管している領収書等添付票、政務調査活動記録簿の確認及び関係人調査を行ったところ、当該支出先は、防衛及び防災関連施策等に対する協力等を目的とする県単位の団体及びその地方支部であり、それぞれ、「特別会員」「賛助会員」としての年会費であることを確認した。

関係人は、これらの団体は明確に違う団体であり、活動範囲や構成員が異なっていると説明しており、これを否定する特段の事情はなかった。また、議会事務局からは、当該県組織は『特別会員』として加入し、地方支部は『賛助会員』として加入したものであり、活動の区域・内容の異なる団体にそれぞれに加入したものと認識している。」との説明があった。

上記(1)の類型E(県政に関わりのある団体等の年会費)の項で述べたとおり、議員の調査活動は広範囲に及びうるものであり、議員が特定の団体に年会費等を支出してその活動に参加することにより有意義な調査活動が行われることを否定することはできない。

関係人が説明するように、県単位の団体とその支部とでは、自ずと構成員や活動範囲が異なるものであり、また、支出先団体については、いずれも類型Eと同様の県政に関わりのある団体等と考えられる。

このため、これらの支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとはいえない。

ト 政治団体への委託費に係る領収書の宛名

請求人は、請求番号：て1に係る支出について、「支出にほとんど規制がなく支出の自由度がさらに広がる議員が代表を務める政治団体への資金還流は不当であり、また、領収書のあて先が違う。」と主張している。

これについて、関係人は、支払先に対し日程調整、資料整理、文書作成等議員の政務活動全般事務を委託していると解していると説明している。

委託理由については、支払先は関係人が代表を務める政治資金管理団体であり、公開される年次報告を義務付けられているため透明性が高いと説明している。

関係書類の確認及び関係人の説明から、委託内容は、関係人の政務活動に係

る事務所経費であり、その内訳は、暖房用灯油代、通信費及び人件費であると認められる。

これらの支出について、関係人は、本件事務所は関係人の後援会事務所及び自由民主党の白石市支部事務所を兼ねているところ、委託費として政務調査費に充当している額は事務所費の半額以下に設定しており問題ないと説明している。

手引においては、上記イのとおり、事務所経費への政務調査費の充当について、会派又は議員の活動のうち政務活動だけを区分することの困難性を前提として、按分割合が明確にできない場合は、2分の1以下で按分するものと規定している。

本件支出先団体に係る収支状況について、当該団体の事務所において、平成23年度政治資金収支報告書の写し、関係帳簿、領収書及び本件人件費対象者の雇用実態等を調査した。その結果、政務調査費充当分が会派から委託費として政治資金収支報告書に適正に記載されていること及び本件委託費の額が当該事務所に係る全体経費の2分の1以下であることを確認した。

以上のとおり、請求人が主張する政治団体への資金還流は認められなかった。

次に、領収書の宛名について、関係人は、会派に交付された政務活動費を事務所が受け取っていることから、会派に対する宛名が至当と説明している。また、議会事務局では、政務調査費が各会派を通じて各議員に交付されていることに鑑み、会派等宛の領収書であっても、議員宛に交付されたものとして充当を認めているとしている。

政務調査費は、会派又は無所属議員ごとに交付され、また、会派所属議員には会派を通じ支払われていることから、領収書の宛名が会派であったことのみをもって不当な取扱いとはいえない。

したがって、請求番号:て1に係る支出に政務調査費を充当したことについては、使途基準に明らかに違反しているとまではいえない。

以上のとおり、監査対象事項3に係る請求については、別紙8「政務調査費使途基準に違反すると認められる支出一覧」記載のとおり、手引の規定に違反した支出が認められた。

ところで、政務調査費については、法の規定に基づき、その具体的な交付等の手続が条例で定めることとされていることから、公法上の原因に基づいて交付された政務調査費が目的外に使用された場合における不当利得返還請求については、公法上の債権と解するのが相当とされている（平成22年7月14日東京高裁判決（平成23年3月22日最高裁不受理決定））。このため、請求人が主張する、条例等に定める使途基準に違反した政務調査費の充当が行われたことにより県に発生する不当利得返還請求権についても同様に、公債権と判断すべきである。

公債権については、地方自治法第236条第1項において、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。」とされており、その消滅時効は5年となっている。

監査において確認したとおり、議長から知事に対して政務調査費に係る収支報告

書が提出された平成24年6月7日に平成23年度の政務調査費の充当額が確定したと考えられること、また、住民監査請求によって時効が中断するものではないことから、請求人が違法・不当と摘示する政務調査費の充当に係る不当利得返還請求権が生じていたものの、監査中に5年が経過しており、時効が完成しているといわざるをえない。

したがって、監査対象事項3に係る請求には理由がないので棄却する。

付言一議会に対する要望

政務活動費（政務調査費）は、民主主義の実現に資するという制度の趣旨に則り、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進に必要な活動のため、有効かつ適正に活用されるべきものである。

一方で、政務活動費の充当に当たっては、原資が公金である以上、一定の制約があるものであり、議員としての活動に対する県民の理解を深めるためにも、各議員が政務活動費充当の妥当性について十分な説明責任を果たすことが求められる。

したがって、議会及び各会派並びに議員各位におかれては、自らの見識と判断によって、以下の事項に取り組まれるよう重ねて強く要望する。

- 1 議会においては、政務活動費の使途に関して県民に疑念を抱かれることのないよう、議会改革推進会議の議論を通じて、手引で定める「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の一層の明確化など、政務活動費の制度及び運用に係る改革を、議員の自由な政務活動とのバランス等も考慮した上で、さらに推し進めること。

特に、団体等の年会費や懇談会等への参加費である会費については、いわゆる交際費との差別化を図る観点からも手引に定める使途基準について一層の明確化が必要と判断されるので、議会改革推進会議において検討課題とされたい。

さらに、宮城県議会の政務調査費に係る訴訟等を契機として、地方政府の立法府である議会自らが手引を作成した経緯などを踏まえ、これまで政務活動費（政務調査費）を充当した支出の使途基準適合性について、議会自らが再検証した上で必要な措置を講ずるなど、自律的な対応がなされることを強く期待する。

- 2 各会派においては、こうした改革を実効あるものとするため、政務活動費の支出に係る審査機能及び各議員に対する指導体制の一層の充実・強化を図り、政務活動費の適正な執行に努めること。
- 3 議員各位においては、政務活動費の原資が公金であることを再認識し、政務活動費の充当に当たっては、手引等に定める使途基準の遵守を徹底するとともに、県民の視点に立って説明責任を果たすこと。

措置請求書で請求人が主張する議員ごとの不当な支出

(単位:円)

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
あ1	石川利一議員	24. 3. 5	3,333	調査研究費	ア		26
あ2	石川利一議員	24. 3. 15	5,000	調査研究費	ア		27
	小計		8,333				
い1	長谷川敦議員	23. 12. 13	10,000	調査研究費	ア		28
い2	長谷川敦議員	24. 1. 8	5,000	調査研究費	イa		29
い3	長谷川敦議員	24. 2. 4	11,667	調査研究費	ウ	H24年4月～H25年1月までが年度を超えた不当な支出。 14,000円×10/12	30
	小計		26,667				
う1	佐々木幸士議員	23. 4. 25	3,333	調査研究費	イa エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	31
う2	佐々木幸士議員	23. 5. 30	5,000	調査研究費	イb エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	32
う3	佐々木幸士議員	23. 6. 27	1,680	資料購入費		「保守誕生・日本を陥没から救済」は政治的イデオロギーの書籍で資料に該当しない不当な支出と考える。	33
う4	佐々木幸士議員	23. 7. 29	5,000	調査研究費		台湾は、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条、別表第2の丙地方で宿泊料5,000円が条例違反の金額 (32,000+4,000-(15,500×2)=5,000)	34 ～ 36
う5	佐々木幸士議員	23. 7. 18	5,000	調査研究費	イab コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	37
う6	佐々木幸士議員	23. 7. 25	3,333	調査研究費	オab		38
う7	佐々木幸士議員	23. 9. 11	5,000	調査研究費	イa コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	39
う8	佐々木幸士議員	23. 9. 30	3,333	調査研究費	カ		40
う9	佐々木幸士議員	23. 12. 5	3,333	調査研究費	イa		41
う10	佐々木幸士議員	23. 12. 13	3,333	調査研究費	イab		42
う11	佐々木幸士議員	23. 12. 18	4,666	調査研究費	イa エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	43
う12	佐々木幸士議員	23. 12. 20	4,000	調査研究費	ア		44
う13	佐々木幸士議員	23. 12. 1	6,000	資料購入費		政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	45
う14	佐々木幸士議員	24. 1. 5	5,000	調査研究費	キ		46
う15	佐々木幸士議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		47
う16	佐々木幸士議員	24. 1. 15	4,666	調査研究費	イab		48
う17	佐々木幸士議員	24. 1. 15	5,000	調査研究費	イa		49
う18	佐々木幸士議員	24. 1. 16	5,000	調査研究費	イa		50
う19	佐々木幸士議員	24. 1. 18	5,000	調査研究費	イb エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	51
う20	佐々木幸士議員	24. 1. 23	5,000	調査研究費	イa		52
う21	佐々木幸士議員	24. 1. 29	5,000	調査研究費	イa		53
う22	佐々木幸士議員	24. 2. 2	4,000	調査研究費	イa オb		54
う23	佐々木幸士議員	24. 2. 10	3,333	調査研究費	カ		55
う24	佐々木幸士議員	24. 2. 13	5,000	調査研究費	イa コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	56
う25	佐々木幸士議員	24. 2. 18	4,000	調査研究費	イa エ コ	領収書作成者の住所・代表者名がない。 パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	57
う26	佐々木幸士議員	24. 2. 18	3,333	調査研究費	オb		58
う27	佐々木幸士議員	24. 2. 19	5,000	調査研究費	イa		59
う28	佐々木幸士議員	24. 2. 23	3,333	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	60
う29	佐々木幸士議員	24. 2. 25	3,333	調査研究費	イab		61
う30	佐々木幸士議員	24. 2. 29	2,666	調査研究費	カ		62
う31	佐々木幸士議員	24. 3. 5	3,333	調査研究費	ア		63
う32	佐々木幸士議員	24. 3. 19	10,000	調査研究費	カ		64
う1(追加)	佐々木幸士議員	24. 3. 23	4,000	調査研究費	イb エ	代表者名がない。	446
	小計		143,008				
え1	村上智行議員	23. 5. 30	5,000	調査研究費	イb エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	65
え2	村上智行議員	23. 8. 1	10,000	調査研究費	ア イb エ	代表者名がない。	66
え3	村上智行議員	23. 9. 15	3,333	調査研究費	ア イa		67

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
え4	村上智行議員	23. 9. 30	3,333	調査研究費	カ		68
え5	村上智行議員	23. 11. 28	3,333	調査研究費	ア イa		69
え6	村上智行議員	23. 12. 23	3,333	調査研究費	キ		70
え7	村上智行議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		71
え8	村上智行議員	24. 1. 18	5,000	調査研究費	イb エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	72
え9	村上智行議員	24. 2. 10	3,333	調査研究費	カ		73
え10	村上智行議員	24. 3. 13	3,333	調査研究費	カ		74
え11	村上智行議員	24. 3. 15	5,000	調査研究費	ア		75
	小計		48,998				
お1	細川雄一議員	23. 6. 29	10,000	調査研究費	イab		76
お2	細川雄一議員	23. 9. 30	3,333	調査研究費	カ		77
お3	細川雄一議員	23. 12. 27	15,000	調査研究費	イab		78
お4	細川雄一議員	24. 1. 5	5,000	調査研究費	キ		79
お5	細川雄一議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		80
お6	細川雄一議員	24. 1. 18	5,000	調査研究費	イb エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	81
お7	細川雄一議員	24. 1. 24	20,000	調査研究費	イb ウ	4月分、 $20,000 \times 1/4 = 5,000$	82
お8	細川雄一議員	24. 2. 19	2,000	調査研究費	イa		83
お9	細川雄一議員	24. 2. 20	4,666	調査研究費	イa		84
	小計		68,999				
か1	高橋伸二議員	23. 8. 1	10,000	調査研究費	ア イb エ ウ	代表者名がない。 H23年1月～3月分が年度超える支出に該当した不当な支出と考える($10,000 \times 3/12 = 2,500$)。	85
か2	高橋伸二議員	23. 12. 4	3,333	調査研究費	イa		86
か3	高橋伸二議員	23. 12. 20	4,000	調査研究費	ア		87
か4	高橋伸二議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		88
か5	高橋伸二議員	24. 1. 18	5,000	調査研究費	イb エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	89
か6	高橋伸二議員	24. 1. 21	3,333	調査研究費	イab		90
か7	高橋伸二議員	24. 1. 22	666	調査研究費	カ		91
か8	高橋伸二議員	24. 1. 29	1,333	調査研究費	カ		92
か9	高橋伸二議員	24. 3. 25	10,000	調査研究費	ア イb エ ウ	代表者名がない。 H24. 3～12月分が年度超える支出に該当した不当な支出と考える($10,000 \times 9/12 = 7,500$)。	93
か10	高橋伸二議員	24. 3. 5	3,333	調査研究費	ア		94
か11	高橋伸二議員	24. 3. 7	4,000	調査研究費	ア イa		95
か12	高橋伸二議員	24. 3. 15	5,000	調査研究費	ア		96
か1(追加)	高橋伸二議員	24. 1. 30	6,000	資料購入費		政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	447
	小計		59,998				
き1	菊地恵一議員	23. 5. 27	2,000	調査研究費	ク		97
き2	菊地恵一議員	23. 6. 15	2,000	調査研究費	カ		98
き3	菊地恵一議員	23. 7. 2	3,333	調査研究費	イa コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	99
き4	菊地恵一議員	23. 7. 26	2,666	調査研究費	ケ		100
き5	菊地恵一議員	23. 7. 25	3,333	調査研究費	オab		101
き6	菊地恵一議員	23. 7. 31	2,000	調査研究費	イa		102
き7	菊地恵一議員	23. 8. 6	2,666	調査研究費	イa オb		103
き8	菊地恵一議員	23. 8. 25	15,000	調査研究費	ク		104
き9	菊地恵一議員	23. 8. 31	4,000	調査研究費	ク		105
き10	菊地恵一議員	23. 12. 7	3,333	調査研究費	ケ		106
き11	菊地恵一議員	23. 12. 16	3,333	調査研究費	イa		107
き12	菊地恵一議員	23. 12. 10	3,333	調査研究費	イa		108
き13	菊地恵一議員	23. 12. 13	10,000	調査研究費	ア		109
き14	菊地恵一議員	23. 12. 19	10,000	調査研究費		同じ団体に重複支出は不当であるためどちらか一つ。	110
き14	菊地恵一議員	23. 12. 19		調査研究費			111
き15	菊地恵一議員	23. 12. 20	4,000	調査研究費	ア		112
き16	菊地恵一議員	24. 1. 22	5,000	調査研究費	ア		113
き17	菊地恵一議員	24. 1. 25	4,666	調査研究費	イb ク		114
き18	菊地恵一議員	24. 1. 29	3,333	調査研究費	カ		115
き19	菊地恵一議員	24. 2. 10	5,000	調査研究費	イa		116
き20	菊地恵一議員	24. 2. 10	5,000	調査研究費	イb ク		117

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
き21	菊地恵一議員	24. 2. 22	2,666	調査研究費	ケ		118
き22	菊地恵一議員	24. 2. 23	3,333	調査研究費	カ		119
き23	菊地恵一議員	24. 3. 5	3,333	調査研究費	ア		120
き24	菊地恵一議員	24. 3. 15	4,000	調査研究費	ア イa		121
き25	菊地恵一議員	24. 3. 25	10,000	調査研究費	ア イb エ ウ	代表者名がない。 H24. 4~H25. 3で全額年度超えである。	122
	小計		117,328				
<1	寺澤正志議員	23. 12. 20	4,000	調査研究費	ア		123
<2	寺澤正志議員	24. 2. 23	3,333	調査研究費	カ		124
<3	寺澤正志議員	24. 3. 21	4,666	調査研究費	コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	125
<1(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 5	2,333	調査研究費	イa		448
<2(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 6	2,000	調査研究費	イa		449
<3(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 6	3,333	調査研究費	イa		450
<4(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 12	4,000	調査研究費	イa		451
<5(追加)	寺澤正志議員	24. 1. 25	5,000	資料購入費	エ	領収書作成者の住所がない。 宗教団体が発行する資料で政務調査活動に寄与しない不当な支出と考える。	452
	小計		28,665				
け1	只野九十九議員	23. 12. 13	10,000	調査研究費	ア		126
け2	只野九十九議員	23. 12. 20	4,000	調査研究費	ア		127
	小計		14,000				
こ1	外崎浩子議員	23. 12. 14	1,333	調査研究費	カ		128
こ2	外崎浩子議員	23. 12. 18	2,333	調査研究費	イa		129
こ3	外崎浩子議員	23. 12. 27	5,000	調査研究費	イa		130
こ4	外崎浩子議員	24. 1. 8	5,000	調査研究費	イa		131
こ5	外崎浩子議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		132
こ6	外崎浩子議員	24. 1. 23	4,666	調査研究費	イa		133
こ7	外崎浩子議員	24. 2. 25	5,000	調査研究費	イa		134
こ8	外崎浩子議員	24. 2. 25	1,333	調査研究費	イa エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	135
こ9	外崎浩子議員	24. 3. 26	666	調査研究費	カ		136
こ1(追加)	外崎浩子議員	24. 3. 23	4,000	調査研究費	イb エ	代表者名がない。	453
	小計		33,331				
さ1	石川光次郎議員	23. 6. 29	12,000	調査研究費	イb		137
さ2	石川光次郎議員	23. 6. 29	12,000	調査研究費	イb		138
さ3	石川光次郎議員	23. 6. 19	5,000	調査研究費	イa		139
さ4	石川光次郎議員	23. 7. 2	4,000	調査研究費	イa コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	140
さ5	石川光次郎議員	23. 7. 18	5,000	調査研究費	イab コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	141
さ6	石川光次郎議員	23. 7. 25	3,333	調査研究費	オab コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	142
さ7	石川光次郎議員	23. 7. 29	5,000	調査研究費		台湾は、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条、別表第2の丙地方で宿泊料5,000円が条例違反の金額(32,000+4,000-(15,500×2)=5,000)。	143 ~ 145
さ8	石川光次郎議員	23. 9. 11	5,000	調査研究費	イa コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	146
さ9	石川光次郎議員	23. 9. 15	3,333	調査研究費	ア イa		147
さ10	石川光次郎議員	23. 9. 30	3,333	調査研究費	カ		148
さ11	石川光次郎議員	24. 9. 30	2,000	調査研究費	カ		149
さ12	石川光次郎議員	23. 10. 8	3,333	調査研究費	イab エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	150
さ13	石川光次郎議員	23. 10. 8	2,666	調査研究費	エ コ	代表者名がない。 芋煮会費は、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例④私的活動経費への支出、懇親会・レクリエーション等のための経費に該当した不当な支出と考える。	151
さ14	石川光次郎議員	23. 10. 15	3,000	調査研究費	イa オb		152
さ15	石川光次郎議員	23. 10. 23	3,333	調査研究費	エ コ	領収書作成者の住所・代表者名がない。 レクリエーション代は、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例④私的活動経費への支出、懇親会・レクリエーション等のための経費に該当した不当な支出と考える。	153
さ16	石川光次郎議員	23. 10. 28	4,000	調査研究費	イab オb		154

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
さ17	石川光次郎議員	23. 10. 31	3,333	調査研究費	コ	芋煮会会費は、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例④私的活動経費への支出、懇親会・レクリエーション等のための経費に該当した不当な支出と考える。	155
さ18	石川光次郎議員	23. 11. 19	3,333	調査研究費	カ		156
さ19	石川光次郎議員	23. 11. 23	5,000	調査研究費	イa コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	157
さ20	石川光次郎議員	23. 11. 28	4,000	調査研究費	イa		158
さ21	石川光次郎議員	23. 11. 28	3,333	調査研究費	ア イa		159
さ22	石川光次郎議員	23. 12. 5	3,333	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	160
さ23	石川光次郎議員	23. 12. 12	1,333	調査研究費	イa		161
さ24	石川光次郎議員	23. 12. 13	3,333	調査研究費	イab		162
さ25	石川光次郎議員	23. 12. 18	4,666	調査研究費	イa エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	163
さ26	石川光次郎議員	23. 12. 21	5,000	調査研究費	イa コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	164
さ27	石川光次郎議員	24. 1. 5	5,000	調査研究費	キ		165
さ28	石川光次郎議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		166
さ29	石川光次郎議員	24. 1. 15	4,666	調査研究費	イab		167
さ30	石川光次郎議員	24. 1. 15	5,000	調査研究費	イa		168
さ31	石川光次郎議員	24. 1. 15	4,666	調査研究費	イab		169
さ32	石川光次郎議員	24. 1. 16	5,000	調査研究費	イa		170
さ33	石川光次郎議員	24. 1. 17	2,666	調査研究費	ア イa		171
さ34	石川光次郎議員	24. 1. 18	1,333	調査研究費	イab エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	172
さ35	石川光次郎議員	24. 1. 19	5,000	調査研究費	カ		173
さ36	石川光次郎議員	24. 1. 21	3,333	調査研究費	イab		174
さ37	石川光次郎議員	24. 2. 2	4,000	調査研究費	イa		175
さ38	石川光次郎議員	24. 2. 2	4,000	調査研究費	イa オb		176
さ39	石川光次郎議員	24. 2. 6	5,000	調査研究費	イa		177
さ40	石川光次郎議員	24. 2. 7	3,333	調査研究費	イab エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	178
さ41	石川光次郎議員	24. 2. 10	5,000	調査研究費	カ		179
さ42	石川光次郎議員	24. 2. 18	3,333	調査研究費	カ		180
さ43	石川光次郎議員	24. 2. 19	5,000	調査研究費	イa		181
さ44	石川光次郎議員	24. 2. 21	4,666	調査研究費	イa コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	182
さ45	石川光次郎議員	24. 2. 23	3,333	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	183
さ46	石川光次郎議員	24. 2. 25	5,000	調査研究費	イa エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	184
さ47	石川光次郎議員	24. 2. 25	3,333	調査研究費	イab		185
さ48	石川光次郎議員	24. 2. 26	666	調査研究費	カ		186
さ49	石川光次郎議員	24. 2. 29	2,666	調査研究費	カ		187
さ50	石川光次郎議員	24. 3. 7	4,000	調査研究費	ア イa		188
さ51	石川光次郎議員	24. 3. 13	3,333	調査研究費	カ		189
さ52	石川光次郎議員	24. 3. 13	15,000	調査研究費	イab		190
さ53	石川光次郎議員	24. 3. 15	4,000	調査研究費	ア イa		191
さ54	石川光次郎議員	24. 3. 22	1,333	調査研究費	イab エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	192
さ1(追加)	石川光次郎議員	23. 12. 2	3,333	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	454
さ2(追加)	石川光次郎議員	23. 12. 17	5,000	調査研究費	イa コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	455
さ3(追加)	石川光次郎議員	23. 12. 21	4,000	調査研究費	イab エ	支出目的がない。	456
さ4(追加)	石川光次郎議員	24. 1. 22	3,333	調査研究費	イa		457
さ5(追加)	石川光次郎議員	24. 1. 22	2,000	調査研究費	イa ケ		458
さ6(追加)	石川光次郎議員	24. 1. 22	2,666	調査研究費	イa		459
さ7(追加)	石川光次郎議員	24. 1. 24	3,333	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	460
さ8(追加)	石川光次郎議員	23. 1. 30	3,333	調査研究費	イab		461
さ9(追加)	石川光次郎議員	24. 2. 12	3,333	調査研究費	ケ		462
さ10(追加)	石川光次郎議員	24. 2. 18	4,000	調査研究費	イa コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	463
	小計		264,986				

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
し1	佐藤光樹議員	不明	52,848	事務費	エ	平成23年6月20日137,581円(事務費、デジカメ・パソコン・ソフトなど、ヨドバシカメラ仙台店)と平成24年1月分52,848円(事務費、その他:デジカメなどヨドバシカメラ仙台店の年月日不明の領収書)、デジカメは2台必要ないので52,848円は不当な支出と考える。また、仮に2台必要だとしても手引Ⅱ3(5)事務用品・備品購入費・リース料「～また、その購入価格についても政務調査費を充当する備品という観点から常識的に判断する必要がある。に反する高額なデジカメで不当な支出と考える。更に日付がない。	193 ～ 196
し2	佐藤光樹議員	23.7.1	3,333	調査研究費	ケ		197
し3	佐藤光樹議員	23.7.16	4,666	調査研究費	オb		197
し4	佐藤光樹議員	23.12.2	5,000	調査研究費	イa コ	慶弔銭別費等に該当した不当な支出と考える。	198
し5	佐藤光樹議員	24.1.12	4,666	調査研究費	ア イb		199
し6	佐藤光樹議員	24.1.21	3,333	調査研究費	イa		200
し7	佐藤光樹議員	24.1.27	3,333	調査研究費	イa ケ		200
	小計		77,179				
す1	長谷川洋一議員	24.1.9	4,000	調査研究費	イa		201
	小計		4,000				
せ1	池田憲彦議員	23.12.13	10,000	調査研究費	ア		202
せ2	池田憲彦議員	24.2.10	3,333	調査研究費	カ		203
せ3	池田憲彦議員	24.3.13	3,333	調査研究費	カ		204
	小計		16,666				
そ1	佐々木征治議員	23.6.18	3,333	調査研究費	イa		205
そ2	佐々木征治議員	23.7.2	3,333	調査研究費	イa コ	慶弔銭別費等に該当した不当な支出と考える。	206
そ3	佐々木征治議員	23.7.30	5,000	調査研究費	エ コ	領収書作成者の住所・代表者名がない。 慶弔銭別費等の祝金に該当した不当な支出と考える。	207
そ4	佐々木征治議員	23.11.19	4,000	調査研究費	イa		208
そ5	佐々木征治議員	23.11.28	3,333	調査研究費	ア イa		209
そ6	佐々木征治議員	23.12.13	10,000	調査研究費	ア		210
そ7	佐々木征治議員	23.12.18	10,000	調査研究費		同じ団体に重複支出は不当であるためどちらか一つ。	211
そ7	佐々木征治議員	23.12.18		調査研究費			212
そ8	佐々木征治議員	23.12.26	2,000	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	213
そ9	佐々木征治議員	24.1.17	2,666	調査研究費	ア イa		214
そ10	佐々木征治議員	24.3.30	3,333	調査研究費	イa コ	慶弔銭別費等に該当した不当な支出と考える。	215
	小計		46,998				
た1	安部孝議員	23.12.10	3,333	調査研究費	イab エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	216
た2	安部孝議員	23.12.26	2,000	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	217
た3	安部孝議員	24.2.26	2,000	調査研究費	カ		218
た4	安部孝議員	24.3.7	4,000	調査研究費	ア イa		219
	小計		11,333				
ち1	皆川章太郎議員	23.5.2	3,333	調査研究費	ケ		220
ち2	皆川章太郎議員	23.5.10	2,000	調査研究費	キ		221
ち3	皆川章太郎議員	23.6.2	3,333	調査研究費	ア		222
ち4	皆川章太郎議員	23.6.12	3,333	調査研究費	イa ク		223
ち5	皆川章太郎議員	23.7.7	3,333	調査研究費	キ		224
ち6	皆川章太郎議員	23.7.25	3,333	調査研究費	オab コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	225
ち7	皆川章太郎議員	23.8.1	10,000	調査研究費	ア イb エ ウ	代表者名がない。 H22.8～H23.3月分が年度超えた支出で10,000×8/12=6,666)	226
ち8	皆川章太郎議員	23.9.15	3,333	調査研究費	ア イa		227
ち9	皆川章太郎議員	23.10.31	3,500	調査研究費	ウ	H24.4～H24.12まで年度超えた支出で10,000×9/12=7,500	228
ち9	皆川章太郎議員	23.11.28	4,000	調査研究費	ウ		229
ち10	皆川章太郎議員	23.11.28	3,333	調査研究費	ア イa		230
ち11	皆川章太郎議員	23.12.1	10,000	調査研究費	ク	議員が当該団体を個人的に支援維持したいか否かは個人の自由であるが、クに該当した不当な支出と考える。	231
ち12	皆川章太郎議員	23.12.13	10,000	調査研究費	ア		232
ち13	皆川章太郎議員	23.12.26	2,000	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	233
ち14	皆川章太郎議員	24.1.12	4,666	調査研究費	ア イb		234
ち15	皆川章太郎議員	24.1.15	15,000	調査研究費	ク		235
ち16	皆川章太郎議員	24.1.17	2,666	調査研究費	ア イa		236

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
ち17	皆川章太郎議員	24. 2. 13	5,000	調査研究費	イa ケ コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える	237
ち18	皆川章太郎議員	24. 2. 19	4,000	調査研究費	イa エ	領収書作成者の住所・代表者名がない	238
ち19	皆川章太郎議員	24. 2. 23	3,333	調査研究費	カ		239
ち20	皆川章太郎議員	24. 2. 24	5,250	調査研究費	ウ	全額年度を超えた支出に該当した不当な支出と考える。	240
ち21	皆川章太郎議員	24. 3. 7	4,000	調査研究費	ア イa		241
ち22	皆川章太郎議員	24. 3. 13	3,333	調査研究費	カ		242
ち23	皆川章太郎議員	24. 3. 15	4,000	調査研究費	ア イa		243
ち24	皆川章太郎議員	24. 3. 25	10,000	調査研究費	ア イb エ ウ	代表者名がない。 H24. 4～H25. 3月分で全額が年度を超えた支出に該当した不当な支出と考える。	244
	小計		126,079				
つ1	小野隆議員	23. 5. 2	10,000	調査研究費	ク		245
つ2	小野隆議員	23. 12. 5	3,333	調査研究費	イa ク		246
つ3	小野隆議員	23. 12. 16	2,333	調査研究費	ケ		247
つ4	小野隆議員	23. 12. 18	5,000	調査研究費	イa		248
つ5	小野隆議員	23. 12. 21	5,000	調査研究費	イa コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	249
つ6	小野隆議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		250
つ7	小野隆議員	24. 1. 18	5,000	調査研究費	イa		251
つ8	小野隆議員	24. 1. 23	5,000	調査研究費	イa ケ		252
つ9	小野隆議員	24. 1. 28	2,000	調査研究費	ケ		253
つ10	小野隆議員	24. 3. 13	3,333	研修費	カ		254
	小計		44,999				
て1	安藤俊威議員	23. 4. 21	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ	支出にほとんど規制がなく支出の自由度がさらに広がる議員が代表を務める政治団体への資金還流は不当と考える。 領収書の宛て先が違う。	255
て1	安藤俊威議員	23. 5. 23	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		256
て1	安藤俊威議員	23. 6. 21	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		257
て1	安藤俊威議員	23. 7. 21	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		258
て1	安藤俊威議員	23. 8. 22	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		259
て1	安藤俊威議員	23. 9. 21	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		260
て1	安藤俊威議員	23. 10. 21	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		261
て1	安藤俊威議員	23. 11. 21	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		262
て1	安藤俊威議員	23. 12. 21	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		263
て1	安藤俊威議員	24. 1. 20	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		264
て1	安藤俊威議員	24. 2. 21	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		265
て1	安藤俊威議員	24. 3. 21	100,000	事務所費・事務費・人件費	エ		266
て2	安藤俊威議員	23. 8. 10	3,100	調査研究費			北海道の宿泊料は、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条、別表第1の乙地方に該当するので3,100円(18,000-14,900=3,100)の条例違反と考える。
て3	安藤俊威議員	23. 9. 15	3,333	調査研究費	ア イa		269
て4	安藤俊威議員	23. 10. 26	2,333	調査研究費	カ		270
て5	安藤俊威議員	23. 11. 23	666	調査研究費	カ		271
て6	安藤俊威議員	23. 11. 28	3,333	調査研究費	ア イa		272
て7	安藤俊威議員	23. 12. 3	2,000	調査研究費	カ		273
て8	安藤俊威議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		274
て9	安藤俊威議員	24. 1. 29	1,666	調査研究費	カ		275
て10	安藤俊威議員	24. 2. 17	3,333	調査研究費	イb エ ク	領収書作成者の住所・代表者名がない。	276
て11	安藤俊威議員	24. 2. 26	2,000	調査研究費	カ		277
	小計		1,225,764				
と1	中村功議員	23. 12. 13	10,000	調査研究費	ア		278
と2	中村功議員	24. 1. 12	4,666	調査研究費	ア イb		279
と3	中村功議員	24. 1. 23	3,333	調査研究費	イa		280
と4	中村功議員	24. 1. 21	3,333	調査研究費	イab		281
と5	中村功議員	24. 2. 12	3,333	調査研究費	イa		282
と6	中村功議員	24. 3. 5	3,333	調査研究費	ア		283
	小計		27,999				
な1	渥美巖議員	23. 9. 30	3,333	調査研究費	カ		284
な2	渥美巖議員	23. 11. 29	3,333	調査研究費	イab		285
な3	渥美巖議員	23. 12. 3	2,000	調査研究費	イa		286

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
な4	渥美巖議員	23. 12. 13	10,000	調査研究費	ア		287
な5	渥美巖議員	23. 12. 14	3,333	調査研究費	イa		288
な6	渥美巖議員	23. 12. 17	3,333	調査研究費	イa		288
な7	渥美巖議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		289
な8	渥美巖議員	24. 1. 18	2,000	調査研究費	イa		290
な9	渥美巖議員	24. 1. 19	2,000	調査研究費	イab		290
な10	渥美巖議員	24. 1. 21	3,333	調査研究費	イa		291
な11	渥美巖議員	24. 3. 13	3,333	研修費	カ		292
	小計		39,998				
に1	千葉達議員	24. 1. 7	3,333	調査研究費	イa		293
に2	千葉達議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		294
に3	千葉達議員	24. 3. 15	4,000	調査研究費	ア イa		295
	小計		11,333				
ぬ1	仁田和廣議員	23. 4. 10	50,000	事務所費		事務所の光熱水費が50%なのに事務所賃料が50%になっていない。従って合計375,000円(750,000×1/2=375,000)が不当な支出と考える。	297
ぬ1	仁田和廣議員	23. 5. 31	50,000	事務所費			301
ぬ1	仁田和廣議員	23. 6. 30	50,000	事務所費			305
ぬ1	仁田和廣議員	23. 9. 25	50,000	事務所費			309
ぬ1	仁田和廣議員	23. 11. 10	25,000	事務所費			313
ぬ1	仁田和廣議員	23. 12. 30	50,000	事務所費			320
ぬ1	仁田和廣議員	24. 2. 27	100,000	事務所費			329
ぬ2	仁田和廣議員	23. 7. 29	1,333	調査研究費	エ	領収書作成者の住所・会社名(団体名)・代表者名(氏名)がない。	330
ぬ3	仁田和廣議員	24. 1. 6	3,333	調査研究費	イa		331
ぬ4	仁田和廣議員	24. 1. 12	4,000	調査研究費	イa		332
ぬ5	仁田和廣議員	24. 3. 13	3,333	調査研究費	カ		333
ぬ6	仁田和廣議員	24. 3. 21	4,666	調査研究費	コ	慶弔弔別費等に該当した不当な支出と考える。	334
	小計		391,665				
ね1	藤倉知格議員	23. 12. 26	2,000	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	335
	小計		2,000				
の1	相沢光哉議員	23. 4. 22	5,000	調査研究費	イb ク		336
の2	相沢光哉議員	23. 4. 22	5,000	調査研究費	ク		336
の3	相沢光哉議員	23. 4. 27	5,000	調査研究費	ク	寄与しない。	337
の4	相沢光哉議員	23. 4. 30	5,000	調査研究費	キ		338
の5	相沢光哉議員	23. 5. 6	5,000	調査研究費	ク	ク(議員が当該会を個人的に支援したいか否かは個人の自由であるが、歴史認識については様々な意見があるため)に該当した不当な支出と考える。	339
の6	相沢光哉議員	23. 5. 6	2,500	調査研究費	オb		339
の7	相沢光哉議員	23. 5. 6	5,000	調査研究費	イb		339
の8	相沢光哉議員	23. 5. 7	1,333	調査研究費	ケ		340
の9	相沢光哉議員	23. 5. 15	5,000	調査研究費	キ		341
の10	相沢光哉議員	23. 5. 19	5,000	調査研究費	キ		341
の11	相沢光哉議員	23. 5. 19	5,000	調査研究費	ケ		342
の12	相沢光哉議員	23. 5. 20	27,500	調査研究費	イb エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	343
の13	相沢光哉議員	23. 5. 20	5,000	調査研究費	イa ケ		344
の14	相沢光哉議員	23. 5. 22	5,000	調査研究費	キ		345
の15	相沢光哉議員	23. 5. 23	5,000	調査研究費	キ		346
の16	相沢光哉議員	23. 5. 23	3,333	調査研究費	ケ		347
の17	相沢光哉議員	23. 5. 24	5,000	調査研究費	キ		348
の18	相沢光哉議員	23. 5. 24	2,000	調査研究費	ケ		349
の19	相沢光哉議員	23. 5. 31	2,500	資料購入費		政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	350
の20	相沢光哉議員	23. 6. 2	3,333	調査研究費	ア		351
の21	相沢光哉議員	23. 6. 14	1,000	調査研究費	ク		352
の22	相沢光哉議員	23. 6. 15	3,333	調査研究費	ケ		353
の23	相沢光哉議員	23. 6. 16	5,000	調査研究費	イb ク		354
の24	相沢光哉議員	23. 6. 18	3,333	調査研究費	ケ		355
の25	相沢光哉議員	23. 6. 19	5,000	調査研究費	ケ		356
の26	相沢光哉議員	23. 6. 19	3,333	調査研究費	ケ		356
の27	相沢光哉議員	23. 6. 19	5,000	調査研究費	ケ		357

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
の28	相沢光哉議員	23. 6. 26	5,000	調査研究費	イa ケ		358
の29	相沢光哉議員	23. 6. 30	3,333	調査研究費	オab コ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	359
の30	相沢光哉議員	23. 6. 30	5,000	調査研究費	イa ケ		359
の31	相沢光哉議員	23. 7. 2	4,000	調査研究費	コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	360
の32	相沢光哉議員	23. 7. 7	3,333	調査研究費	イa ケ		361
の33	相沢光哉議員	23. 7. 7	2,666	調査研究費	ケ		361
の34	相沢光哉議員	23. 7. 18	666	調査研究費	カ		362
の35	相沢光哉議員	23. 7. 20	5,000	調査研究費	イa ケ		363
の36	相沢光哉議員	23. 7. 24	5,000	調査研究費	キ		364
の37	相沢光哉議員	23. 7. 30	5,000	調査研究費	コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	365
の38	相沢光哉議員	23. 7. 30	5,000	調査研究費	コ	親睦会・レクリエーション等のための経費。	366
の39	相沢光哉議員	23. 8. 3	5,000	調査研究費	イa ケ		367
の40	相沢光哉議員	23. 8. 6	5,000	調査研究費	イb ク		368
の41	相沢光哉議員	23. 8. 11	3,333	調査研究費	ケ		369
の42	相沢光哉議員	23. 8. 12	5,000	調査研究費	キ		370
の43	相沢光哉議員	23. 8. 15	5,000	調査研究費	キ		371
の44	相沢光哉議員	23. 9. 10	5,000	調査研究費	キ		372
の45	相沢光哉議員	23. 9. 11	5,000	調査研究費	イa コ ケ	パーティは、手引Ⅱ3(2)政務調査費を充当するのに適さない例⑥飲食を主目的とする懇談会の出席費用の支出に該当した不当な支出と考える。	373
の46	相沢光哉議員	23. 9. 15	3,333	調査研究費	ア イa		374
の47	相沢光哉議員	23. 9. 22	5,000	調査研究費	コ	親睦会・レクリエーション等のための経費。	375
の48	相沢光哉議員	23. 9. 28	2,500	調査研究費	ク	寄与しない。	376
の49	相沢光哉議員	23. 9. 30	3,333	調査研究費	カ		377
の50	相沢光哉議員	23. 10. 9	5,000	調査研究費	キ		378
の51	相沢光哉議員	23. 10. 12	2,666	調査研究費	コ	親睦会・レクリエーション等のための経費。	379
の52	相沢光哉議員	23. 10. 15	3,333	調査研究費	イab エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	380
の53	相沢光哉議員	23. 10. 16	5,000	調査研究費	キ		381
の54	相沢光哉議員	23. 10. 23	5,000	調査研究費	キ		382
の55	相沢光哉議員	23. 10. 31	4,000	調査研究費	イb ク		383
の56	相沢光哉議員	23. 10. 22	2,000	調査研究費		領収書でない。	384
の57	相沢光哉議員	23. 10. 23	5,000	調査研究費	イa ケ		385
の58	相沢光哉議員	23. 11. 20	5,000	調査研究費	コ エ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。 領収書発行者の住所・代表者名がない。	386
の59	相沢光哉議員	23. 11. 21	10,000	調査研究費	ク	寄与しない。	387
の60	相沢光哉議員	23. 11. 23	5,000	調査研究費	キ		388
の61	相沢光哉議員	23. 11. 23	4,000	調査研究費	オa		389
の62	相沢光哉議員	23. 11. 28	3,333	調査研究費	ア イa		390
の63	相沢光哉議員	23. 11. 29	4,000	調査研究費	イb ク		391
の64	相沢光哉議員	23. 12. 2	5,000	調査研究費	イa		392
の65	相沢光哉議員	23. 12. 4	4,000	調査研究費	イa ケ		393
の66	相沢光哉議員	23. 12. 4	5,000	調査研究費	イa ケ		393
の67	相沢光哉議員	23. 12. 4	5,000	調査研究費	キ		394
の68	相沢光哉議員	23. 12. 5	3,333	調査研究費	イab エ	代表者名がない。	395
の69	相沢光哉議員	23. 12. 13	3,333	調査研究費	ケ		396
の70	相沢光哉議員	23. 12. 21	5,000	調査研究費	イa コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	397
の71	相沢光哉議員	23. 12. 23	5,000	調査研究費	ケ		398
の72	相沢光哉議員	23. 12. 27	5,000	調査研究費	ク		399
の73	相沢光哉議員	23. 12. 28	5,000	調査研究費	イb ク		400
の74	相沢光哉議員	24. 1. 2	4,000	調査研究費	ケ		401
の75	相沢光哉議員	24. 1. 3	5,000	調査研究費	キ		402
の76	相沢光哉議員	24. 1. 5	5,000	調査研究費	キ		403
の77	相沢光哉議員	24. 1. 7	5,000	調査研究費	イa		404
の78	相沢光哉議員	24. 1. 8	5,000	調査研究費	イa		405
の79	相沢光哉議員	24. 1. 9	4,000	調査研究費	イa		406
の80	相沢光哉議員	24. 1. 14	2,666	調査研究費	イab エ	領収書作成者の住所・代表者名がない。	407
の81	相沢光哉議員	24. 1. 15	5,000	調査研究費	イa		408

請求No.	議員名	支出年月日	不当な支出と主張する額	使途項目	主張区分	主張の補足	資料No.
の82	相沢光哉議員	24. 1. 18	5,000	調査研究費	イa		409
の83	相沢光哉議員	24. 1. 19	5,000	調査研究費	イaケ		410
の84	相沢光哉議員	24. 1. 19	5,000	調査研究費	イaケ		411
の85	相沢光哉議員	24. 1. 19	5,000	調査研究費	イaケ		412
の86	相沢光哉議員	24. 1. 17	30,000	調査研究費	イbク		413
の87	相沢光哉議員	24. 1. 17	2,666	調査研究費	ア イa		414
の88	相沢光哉議員	24. 1. 20	5,000	調査研究費	イa		415
の89	相沢光哉議員	24. 1. 22	5,000	調査研究費	キ		416
の90	相沢光哉議員	24. 1. 25	4,666	調査研究費	イaク		417
の91	相沢光哉議員	24. 1. 28	5,000	調査研究費	イaケ		418
の92	相沢光哉議員	24. 1. 30	5,000	調査研究費	イaケ		419
の93	相沢光哉議員	24. 1. 30	3,333	調査研究費	イaク		419
の94	相沢光哉議員	24. 2. 10	3,333	調査研究費	カ		420
の95	相沢光哉議員	24. 2. 11	5,000	調査研究費	キ		421
の96	相沢光哉議員	24. 2. 19	5,000	調査研究費	イaケ		422
の97	相沢光哉議員	24. 2. 3	5,000	調査研究費	キ		423
の98	相沢光哉議員	24. 2. 29	4,000	資料購入費		政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	424
の99	相沢光哉議員	24. 2. 29	1,500	資料購入費		政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	424
の100	相沢光哉議員	24. 3. 3	5,000	調査研究費	ケ		425
の101	相沢光哉議員	24. 3. 5	5,000	調査研究費	カ		426
の102	相沢光哉議員	24. 3. 13	3,333	調査研究費	カ		427
の103	相沢光哉議員	24. 3. 13	1,400	資料購入費		政務調査活動に寄与しない資料に該当した不当な支出と考える。	428
の104	相沢光哉議員	24. 3. 25	5,000	調査研究費	ケ		429
の105	相沢光哉議員	24. 3. 15	4,000	調査研究費	ア イa		430
の106	相沢光哉議員	24. 3. 23	10,000	調査研究費	ウ	H24. 4～H25. 3の全てが年度超えに該当した不当な支出と考える。	431
の107	相沢光哉議員	24. 3. 24	5,000	調査研究費	コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	432
の108	相沢光哉議員	24. 3. 29	4,666	調査研究費	イbク		433
の109	相沢光哉議員	24. 3. 30	3,333	調査研究費	コ	慶弔費等に該当した不当な支出と考える。	434
の1(追加)	相沢光哉議員	23. 7. 10	3,333	調査研究費	イbク		464
の2(追加)	相沢光哉議員	23. 7. 29	5,000	調査研究費		台湾は、「県議会議員の議員報酬等に関する条例」第6条、別表第2の丙地方で宿泊料5,000円が条例違反の金額(32,000+4,000-(15,500×2)=5,000)。	465 ～ 467
	小計		529,222				
は1	渡辺和喜議員	23. 5. 30	3,333	調査研究費	ケ		435
は2	渡辺和喜議員	23. 9. 8	10,000	調査研究費	ア イbエ	代表者名がない。	436
は3	渡辺和喜議員	24. 3. 15	5,000	調査研究費	ア		437
は4	渡辺和喜議員	24. 3. 25	10,000	調査研究費	ア イbエウ	代表者名がない。 H24. 4～H25. 3までの全てが年度超えに該当した不当な支出と考える。	438
	小計		28,333				
ひ1	今野隆吉議員	24. 1. 5	5,000	調査研究費	カ		439
ひ2	今野隆吉議員	24. 1. 8	5,000	調査研究費	イa		440
ひ3	今野隆吉議員	24. 1. 29	5,000	調査研究費	イa		441
ひ4	今野隆吉議員	24. 2. 10	5,000	調査研究費	カ		442
ひ5	今野隆吉議員	24. 2. 19	5,000	調査研究費	イa		443
ひ6	今野隆吉議員	24. 2. 23	3,333	調査研究費	カ		444
ひ7	今野隆吉議員	24. 3. 13	3,333	調査研究費	カ		445
	小計		31,666				
	合計		3,429,546				

措置請求書に係る支出の政務調査費充当額の事実確認

(単位:円)

請求No.	会派・議員名	資料No.	使途項目	政務調査費 充当額	支出年月日	金額	支出先	支出内容
あ	自由民主党・県民会議	1	資料購入費	12,692	23. 4. 21	12,692	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主4月分38名分
あ	自由民主党・県民会議	2	資料購入費	12,692	23. 5. 20	12,692	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主5月分38名分
あ	自由民主党・県民会議	2	資料購入費	11,400	23. 5. 20	11,400	自由民主党宮城県支部連合会	りぶる購読料
あ	自由民主党・県民会議	3	資料購入費	12,692	23. 6. 21	12,692	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主6月分38名分
あ	自由民主党・県民会議	3	資料購入費	11,400	23. 6. 21	11,400	自由民主党宮城県支部連合会	りぶる購読料
あ	自由民主党・県民会議	4	資料購入費	12,692	23. 7. 6	12,692	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主7月分38名分
あ	自由民主党・県民会議	4	資料購入費	11,400	23. 7. 6	11,400	自由民主党宮城県支部連合会	りぶる購読料
あ	自由民主党・県民会議	5	資料購入費	12,692	23. 8. 1	12,692	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主8月分38名分
あ	自由民主党・県民会議	5	資料購入費	11,400	23. 8. 1	11,400	自由民主党宮城県支部連合会	りぶる購読料
あ	自由民主党・県民会議	6	資料購入費	12,692	23. 9. 7	12,692	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主9月分38名分
あ	自由民主党・県民会議	6	資料購入費	11,400	23. 9. 7	11,400	自由民主党宮城県支部連合会	りぶる購読料
あ	自由民主党・県民会議	7	資料購入費	12,692	23. 10. 4	12,692	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主10月分38名分
あ	自由民主党・県民会議	7	資料購入費	11,400	23. 10. 4	11,400	自由民主党宮城県支部連合会	りぶる購読料
あ	自由民主党・県民会議	8	資料購入費	11,022	23. 12. 8	11,022	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主代33部分
あ	自由民主党・県民会議	8	資料購入費	9,900	23. 12. 8	9,900	自由民主党宮城県支部連合会	月刊女性誌「りぶる」購読料
あ	自由民主党・県民会議	9	資料購入費	11,022	24. 1. 25	11,022	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主代33部×334円
あ	自由民主党・県民会議	9	資料購入費	9,900	24. 1. 25	9,900	自由民主党宮城県支部連合会	月刊女性誌「りぶる」購読料
あ	自由民主党・県民会議	10	資料購入費	11,022	24. 2. 7	11,022	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主代33部分
あ	自由民主党・県民会議	10	資料購入費	9,900	24. 2. 7	9,900	自由民主党宮城県支部連合会	りぶる購読料33部分
あ	自由民主党・県民会議	11	資料購入費	11,022	24. 3. 12	11,022	自由民主党宮城県支部連合会	自由民主代33部分
あ	自由民主党・県民会議	11	資料購入費	9,900	24. 3. 12	9,900	自由民主党宮城県支部連合会	りぶる購読料33部分
	小計			240,932		240,932		
い	自由民主党・県民会議	16	研修費	540,825	24. 2. 9	540,825	榊ホテルきよ水	1/27～28会派研修会(振込手数料含む)
い	自由民主党・県民会議	24	研修費	100,000	24. 1. 27	100,000	●	会派研修会講師謝金
	小計			640,825		640,825		
あ1	石川利一議員	26	調査研究費	3,333	24. 3. 5	5,000	一九会会長	教育長・経済商工観光部長との懇談会会費
あ2	石川利一議員	27	調査研究費	5,000	24. 3. 15	8,000	県南議員会会長	県南議員会懇談会会費
	小計			8,333		13,000		
い1	長谷川教議員	28	調査研究費	10,000	23. 12. 13	10,000	県北議員会会長	県北議員会会費(平成23年10月～12月分)
い2	長谷川教議員	29	調査研究費	5,000	24. 1. 8	10,000	社団法人 宮城県薬剤師会	平成24年新年祝賀会会費
い3	長谷川教議員	30	調査研究費	14,000	24. 2. 4	14,000	築館中将会	平成24年度築館中将会年会費
	小計			29,000		34,000		
う1	佐々木幸士議員	31	調査研究費	3,333	23. 4. 25	5,000	利用組合太白支部	宮城県理容生活衛生同業組合太白支部総会懇親会費
う2	佐々木幸士議員	32	調査研究費	5,000	23. 5. 30	10,000	富県政策研究会	意見交換会会費
う3	佐々木幸士議員	33	資料購入費	2,940	23. 6. 27	2,940	自民党サービスセンター	建設産業復興論 保守誕生、日本を陥没から救え
う4	佐々木幸士議員	36	調査研究費	160,810	23. 7. 29	160,810	榊トラベル旅. Com	研修費用
う5	佐々木幸士議員	37	調査研究費	5,000	23. 7. 18	8,000	仙台火曜会会長	ビアパーティチケット代
う6	佐々木幸士議員	38	調査研究費	3,333	23. 7. 25	5,000	東北学院仙台同窓会会長	第32回TG交流チャリティビアパーティチケット代
う7	佐々木幸士議員	39	調査研究費	5,000	23. 9. 11	10,000	東北創業研究会	復興支援キックオフパーティ会費
う8	佐々木幸士議員	40	調査研究費	3,333	23. 9. 30	5,000	くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会費
う9	佐々木幸士議員	41	調査研究費	3,333	23. 12. 5	5,000	仙台CNCへア技術集団監事	平成23年度仙台CNCへア技術集団忘年会会費
う10	佐々木幸士議員	42	調査研究費	3,333	23. 12. 13	5,000	仙台火曜会会長	仙台火曜会懇親会費
う11	佐々木幸士議員	43	調査研究費	4,666	23. 12. 18	7,000	江尻慎太郎選手後援会事務局	江尻慎太郎選手後援会2011年交流新年会費
う12	佐々木幸士議員	44	調査研究費	4,000	23. 12. 20	6,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会会費
う13	佐々木幸士議員	45	資料購入費	6,000	23. 12. 1	6,000	日本青年協議会	「祖国と青年」年間購読料(24年1月～12月)
う14	佐々木幸士議員	46	調査研究費	5,000	24. 1. 5	15,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費
う15	佐々木幸士議員	47	調査研究費	4,000	24. 1. 9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年祝賀会会費
う16	佐々木幸士議員	48	調査研究費	4,666	24. 1. 15	7,000	仙台火曜会会長	仙台火曜会新年会費
う17	佐々木幸士議員	49	調査研究費	5,000	24. 1. 15	15,000	宮城県美容業生活衛生同業組合理事長	新春懇親会会費
う18	佐々木幸士議員	50	調査研究費	5,000	24. 1. 16	10,000	県理組合太白支部経理部長	宮城県理容生活衛生同業組合太白支部新春交流会会費
う19	佐々木幸士議員	51	調査研究費	5,000	24. 1. 18	8,000	都市計画研究会	意見交換会会費
う20	佐々木幸士議員	52	調査研究費	5,000	24. 1. 23	10,000	仙台CNCへア技術集団企画部長	交友会会費
う21	佐々木幸士議員	53	調査研究費	5,000	24. 1. 29	10,000	仙台調理師真味会	会費
う22	佐々木幸士議員	54	調査研究費	4,000	24. 2. 2	6,000	東北学院仙台同窓会会長	東北学院仙台同窓会総会&交流会参加費
う23	佐々木幸士議員	55	調査研究費	3,333	24. 2. 10	5,000	土井とおる連合後援会チャレンジ21	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費

(単位:円)

請求No.	会派・議員名	資料No.	使途項目	政務調査費 充当額	支出年月日	金額	支出先	支出内容
う24	佐々木幸士議員	56	調査研究費	5,000	24. 2. 13	10,000	宮城県美容業生活衛生同業組合仙台太白支部	新春祝賀パーティ会費
う25	佐々木幸士議員	57	調査研究費	4,000	24. 2. 18	6,000	富沢少年野球クラブ	富沢少年野球クラブ結成パーティ参加費
う26	佐々木幸士議員	58	調査研究費	3,333	24. 2. 18	5,000	仙台一高野球部OB広瀬会事務局長	仙台一高野球部OB広瀬会平成24年度総会費
う27	佐々木幸士議員	59	調査研究費	5,000	24. 2. 19	20,000	東北割烹研究会会長	四條公祭会費
う28	佐々木幸士議員	60	調査研究費	3,333	24. 2. 23	5,000	建設TG会	第39回総会会費
う29	佐々木幸士議員	61	調査研究費	3,333	24. 2. 25	5,000	一水会会長	新年会会費
う30	佐々木幸士議員	62	調査研究費	2,666	24. 2. 29	4,000	中野正志後援会	会費
う31	佐々木幸士議員	63	調査研究費	3,333	24. 3. 5	5,000	一九会会長	教育長・経済商工観光部長との懇談会会費
う32	佐々木幸士議員	64	調査研究費	10,000	24. 3. 19	10,000	神道政治連盟宮城県本部	平成23年度特別会員会費
う1(追加)	佐々木幸士議員	446	調査研究費	4,000	24. 3. 23	6,000	次世代を育てる会	クライン孝子氏を囲む意見交換会
	小計			300,078		403,750		
え1	村上智行議員	65	調査研究費	5,000	23. 5. 30	10,000	富県政策研究会	意見交換会会費
え2	村上智行議員	66	調査研究費	10,000	23. 8. 1	10,000	仙台教会校成議員懇話会	23年度会費
え3	村上智行議員	67	調査研究費	3,333	23. 9. 15	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
え4	村上智行議員	68	調査研究費	3,333	23. 9. 30	5,000	くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会費
え5	村上智行議員	69	調査研究費	3,333	23. 11. 28	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
え6	村上智行議員	70	調査研究費	3,333	23. 12. 23	5,000	竹駒神社事務所	会費
え7	村上智行議員	71	調査研究費	4,000	24. 1. 9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年祝賀会会費
え8	村上智行議員	72	調査研究費	5,000	24. 1. 18	8,000	都市計画研究会	意見交換会会費
え9	村上智行議員	73	調査研究費	3,333	24. 2. 10	5,000	土井とおる連合後援会チャレンジ21	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費
え10	村上智行議員	74	調査研究費	3,333	24. 3. 13	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費
え11	村上智行議員	75	調査研究費	5,000	24. 3. 15	8,000	県南議員会会長	県南議員会懇談会会費
	小計			48,998		72,000		
お1	細川雄一議員	76	調査研究費	10,000	23. 6. 29	10,000	月曜会	異業種交流会会費
お2	細川雄一議員	77	調査研究費	3,333	23. 9. 30	5,000	くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会費
お3	細川雄一議員	78	調査研究費	15,000	23. 12. 27	15,000	月曜会	異業種交流会(10. 11. 12月分)
お4	細川雄一議員	79	調査研究費	5,000	24. 1. 5	15,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費
お5	細川雄一議員	80	調査研究費	4,000	24. 1. 9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年祝賀会会費
お6	細川雄一議員	81	調査研究費	5,000	24. 1. 18	8,000	都市計画研究会	意見交換会会費
お7	細川雄一議員	82	調査研究費	20,000	24. 1. 24	20,000	月曜会	異業種交流会会費(1. 2. 3. 4月分)
お8	細川雄一議員	83	調査研究費	2,000	24. 2. 19	3,000	宮城県隊友会若林支部支部長	新年会会費
お9	細川雄一議員	84	調査研究費	4,666	24. 2. 20	7,000	宮城県美容業生活衛生同業組合仙台若林支部支部長	美容組合若林支部新年会会費
	小計			68,999		89,000		
か1	高橋伸二議員	85	調査研究費	10,000	23. 8. 1	10,000	仙台教会校成議員懇話会	23年度会費
か2	高橋伸二議員	86	調査研究費	3,333	23. 12. 4	5,000	隊友会大河原支部支部長	懇談会費
か3	高橋伸二議員	87	調査研究費	4,000	23. 12. 20	6,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会会費
か4	高橋伸二議員	88	調査研究費	4,000	24. 1. 9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年祝賀会会費
か5	高橋伸二議員	89	調査研究費	5,000	24. 1. 18	8,000	都市計画研究会	意見交換会会費
か6	高橋伸二議員	90	調査研究費	3,333	24. 1. 21	5,000	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費
か7	高橋伸二議員	91	調査研究費	666	24. 1. 22	1,000	ささき守後援会会長	会費
か8	高橋伸二議員	92	調査研究費	1,333	24. 1. 29	2,000	佐藤昭光後援会	女性部新年会費
か9	高橋伸二議員	93	調査研究費	10,000	24. 3. 25	10,000	仙台教会校成議員懇話会	24年度会費
か10	高橋伸二議員	94	調査研究費	3,333	24. 3. 5	5,000	一九会会長	教育長・経済商工観光部長との懇談会会費
か11	高橋伸二議員	95	調査研究費	4,000	24. 3. 7	6,000	エネルギー・環境議員連盟事務局長	山本拓衆議院議員との懇談会会費
か12	高橋伸二議員	96	調査研究費	5,000	24. 3. 15	8,000	県南議員会会長	県南議員会懇談会会費
か1(追加)	高橋伸二議員	447	資料購入費	6,000	24. 1. 30	6,000	仙台祖青の会	祖国と青年購読料
	小計			59,998		78,000		
き1	菊地恵一議員	97	調査研究費	2,000	23. 5. 27	3,000	社団法人 大崎法人会	平成23年度通常総会会員交流会参加費
き2	菊地恵一議員	98	調査研究費	2,000	23. 6. 15	2,000	宮城県看護連盟	宮城県看護連盟年会費
き3	菊地恵一議員	99	調査研究費	3,333	23. 7. 2	5,000	藤岡奈穂子選手新世界チャンピオン祝賀会実行委員会	藤岡奈穂子選手新世界チャンピオン祝賀会参加費
き4	菊地恵一議員	100	調査研究費	2,666	23. 7. 26	4,000	大崎市古川観光物産協会会長	平成23年度大崎古川観光物産協会定時総会懇親会費
き5	菊地恵一議員	101	調査研究費	3,333	23. 7. 25	5,000	東北学院仙台同窓会会長	第32回TG交流チャリティビアパーティチケット代
き6	菊地恵一議員	102	調査研究費	2,000	23. 7. 31	3,000	西古川地区振興協議会コミュニティビジネス部会	西古川ビアガーデン参加費
き7	菊地恵一議員	103	調査研究費	2,666	23. 8. 6	4,000	古川高等学校同窓会	古川高等学校同窓会会員券
き8	菊地恵一議員	104	調査研究費	15,000	23. 8. 25	15,000	古川商工会議所青年部	日本商工会議所青年部OB会会費
き9	菊地恵一議員	105	調査研究費	4,000	23. 8. 31	4,000	大崎市古川観光物産協会	大崎市古川観光物産協会年会費
き10	菊地恵一議員	106	調査研究費	3,333	23. 12. 7	5,000	大崎市古川観光物産協会会長	平成23年度大崎古川観光物産協会理事会懇親会費
き11	菊地恵一議員	107	調査研究費	3,333	23. 12. 16	5,000	榊原本館 芙蓉閣	おおさき青年会議所12月例会・忘年会登録料

請求No.	会派・議員名	資料No.	使途項目	政務調査費 充当額	支出年月日	金額	支出先	支出内容
き12	菊地恵一議員	108	調査研究費	3,333	23.12.10	5,000	大崎市古川家庭婦人バレーボール連盟 会長	忘年会会費
き13	菊地恵一議員	109	調査研究費	10,000	23.12.13	10,000	東北議員会会長	東北議員会会費(平成23年10月~12月分)
き14	菊地恵一議員	110	調査研究費	10,000	23.12.19	10,000	宮城県隊友会	特別会員会費
き14	菊地恵一議員	111	調査研究費	10,000	23.12.19	10,000	宮城県隊友会大崎支部支部長	平成23年度支部賛助会員年会費
き15	菊地恵一議員	112	調査研究費	4,000	23.12.20	6,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会会費
き16	菊地恵一議員	113	調査研究費	5,000	24.1.22	15,000	古川商工会議所青年部会長	平成23年度1月通常会員総会後新年会費
き17	菊地恵一議員	114	調査研究費	4,666	24.1.25	7,000	伊藤康志岩出山後援会会長	懇親会参加費
き18	菊地恵一議員	115	調査研究費	3,333	24.1.29	5,000	伊藤康志岩出山後援会会長	新春「伊藤康志大崎市長を囲む会」参加会費
き19	菊地恵一議員	116	調査研究費	5,000	24.2.10	10,000	七日町中央通り商店街振興組合	新年会会費
き20	菊地恵一議員	117	調査研究費	5,000	24.2.10	8,000	古高県庁大崎会事務局	第33回古高県庁大崎会総会会費
き21	菊地恵一議員	118	調査研究費	2,666	24.2.22	4,000	大崎市古川観光物産協会会長	平成24年大崎市古川観光物産協会新年会懇 親会費
き22	菊地恵一議員	119	調査研究費	3,333	24.2.23	5,000	宮城県柔道整復師連盟委員長	会費
き23	菊地恵一議員	120	調査研究費	3,333	24.3.5	5,000	一九会会長	教育長・経済商工観光部長との懇談会会費
き24	菊地恵一議員	121	調査研究費	4,000	24.3.15	6,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費
き25	菊地恵一議員	122	調査研究費	10,000	24.3.25	10,000	仙台教会佼成議員懇話会	24年度会費
	小計			127,328		171,000		
<1	寺澤正志議員	123	調査研究費	4,000	23.12.20	6,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会会費
<2	寺澤正志議員	124	調査研究費	3,333	24.2.23	5,000	宮城県柔道整復師連盟委員長	会費
<3	寺澤正志議員	125	調査研究費	4,666	24.3.21	7,000	多賀城地区防衛協会会長	「国友連隊長を送る夕べ」会費
<1(追加)	寺澤正志議員	448	調査研究費	2,333	24.1.5	3,500	多賀城・七ヶ浜商工会	意見交換会
<2(追加)	寺澤正志議員	449	調査研究費	2,000	24.1.6	3,000	多賀城・七ヶ浜商工会	新春年賀の会会費
<3(追加)	寺澤正志議員	450	調査研究費	3,333	24.1.6	5,000	多賀城市建設職組合組合長	懇親会会費
<4(追加)	寺澤正志議員	451	調査研究費	4,000	24.1.12	6,000	多賀城市区長会会長	平成24年多賀城市区長会新年会会費
<5(追加)	寺澤正志議員	452	資料購入費	5,000	24.1.25	5,000	あけぼの会仙台支部代表	「あけぼの」年間購読料
	小計			28,665		40,500		
け1	只野九十九議員	126	調査研究費	10,000	23.12.13	10,000	東北議員会会長	東北議員会会費(平成23年10月~12月分)
け2	只野九十九議員	127	調査研究費	4,000	23.12.20	6,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会会費
	小計			14,000		16,000		
こ1	外崎浩子議員	128	調査研究費	1,333	23.12.14	2,000	自由民主党宮城県支部連合会	女性部代表者会議懇親会費
こ2	外崎浩子議員	129	調査研究費	2,333	23.12.18	3,500	宮城県隊友会	役員忘年会
こ3	外崎浩子議員	130	調査研究費	5,000	23.12.27	8,000	宮城県宅建物取引業協会	新年会会費
こ4	外崎浩子議員	131	調査研究費	5,000	24.1.8	10,000	社団法人 宮城県薬剤師会	平成24年新年祝賀会会費
こ5	外崎浩子議員	132	調査研究費	4,000	24.1.9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年祝賀会会費
こ6	外崎浩子議員	133	調査研究費	4,666	24.1.23	7,000	宮城県理容生活衛生同業組合泉支部	理容組合泉支部新年会会費
こ7	外崎浩子議員	134	調査研究費	5,000	24.2.25	10,000	仙台六組合同新年会実行委員会	新年会会費
こ8	外崎浩子議員	135	調査研究費	1,333	24.2.25	2,000	仙台市薬剤師会泉ブロック	泉区薬剤師会新年会会費
こ9	外崎浩子議員	136	調査研究費	666	24.3.26	1,000	自由民主党泉区支部	泉区支部総会会費
こ1(追加)	外崎浩子議員	453	調査研究費	4,000	24.3.23	6,000	次世代を育てる会	懇談会費
	小計			33,331		55,500		
さ1	石川光次郎議員	137	調査研究費	12,000	23.6.29	12,000	陸上自衛隊東北方面特科隊協力会	平成23年度分年会費
さ2	石川光次郎議員	138	調査研究費	12,000	23.6.29	12,000	宮城青年防衛協会	年会費
さ3	石川光次郎議員	139	調査研究費	5,000	23.6.19	10,000	東北割烹研究会	定期総会懇親会費
さ4	石川光次郎議員	140	調査研究費	4,000	23.7.2	6,000	故片桐勝一氏を偲ぶ会実行委員会	故片桐勝一氏を偲ぶ会会費
さ5	石川光次郎議員	141	調査研究費	5,000	23.7.18	8,000	仙台火曜会会長	ビアパーティーチケット代
さ6	石川光次郎議員	142	調査研究費	3,333	23.7.25	5,000	東北学院仙台同窓会会長	第32回TG交流チャリティビアパーティーチケット 代
さ7	石川光次郎議員	143	調査研究費	160,810	23.7.29	160,810	㈱トラベル旅.Com	研修費用
さ8	石川光次郎議員	146	調査研究費	5,000	23.9.11	10,000	東北割烹研究会	復興支援キックオフパーティー会費
さ9	石川光次郎議員	147	調査研究費	3,333	23.9.15	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
さ10	石川光次郎議員	148	調査研究費	3,333	23.9.30	5,000	くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会会費
さ11	石川光次郎議員	149	調査研究費	2,000	24.9.30	3,000	中野正志後援会	会費
さ12	石川光次郎議員	150	調査研究費	3,333	23.10.8	5,000	東北補給処OB会長	創立記念会食代
さ13	石川光次郎議員	151	調査研究費	2,666	23.10.8	4,000	建設TG会	いも煮会会費
さ14	石川光次郎議員	152	調査研究費	3,000	23.10.15	4,500	東北学院ホームカミングデー	会費
さ15	石川光次郎議員	153	調査研究費	3,333	23.10.23	5,000	仙台東郷類飲食業組合	レクリエーション代
さ16	石川光次郎議員	154	調査研究費	4,000	23.10.28	6,000	宮城県庁尚志会	尚志会総会会費
さ17	石川光次郎議員	155	調査研究費	3,333	23.10.31	5,000	宮城県理容生活衛生同業組合理容仙台 宮城野支部支部長	宮城野支部羊煮会参加費
さ18	石川光次郎議員	156	調査研究費	3,333	23.11.19	5,000	伊藤新治郎後援会	会費
さ19	石川光次郎議員	157	調査研究費	5,000	23.11.23	15,000	鎌田駿一師特授再任職業承記念祝賀会 発起人	鎌田駿一師特授再任職業承記念祝賀会会費
さ20	石川光次郎議員	158	調査研究費	4,000	23.11.28	6,000	宮城野ボールパーク推進協議会会長	合同例会兼忘年交流会会費
さ21	石川光次郎議員	159	調査研究費	3,333	23.11.28	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
さ22	石川光次郎議員	160	調査研究費	3,333	23.12.5	5,000	建設TG会	会費

(単位:円)

請求No.	会派・議員名	資料No.	使途項目	政務調査費 充当額	支出年月日	金額	支出先	支出内容
さ23	石川光次郎議員	161	調査研究費	1,333	23.12.12	2,000	宮城ガラス飛散防止組合会長	忘年会費
さ24	石川光次郎議員	162	調査研究費	3,333	23.12.13	5,000	仙台火曜会会長	仙台火曜会特別集金費
さ25	石川光次郎議員	163	調査研究費	4,666	23.12.18	7,000	江尻慎太郎選手後援会事務局	江尻慎太郎選手後援会2011年交流新年会費
さ26	石川光次郎議員	164	調査研究費	5,000	23.12.21	10,000	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会事務局	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会会費
さ27	石川光次郎議員	165	調査研究費	5,000	24.1.5	15,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費
さ28	石川光次郎議員	166	調査研究費	4,000	24.1.9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年祝賀会会費
さ29	石川光次郎議員	167	調査研究費	4,666	24.1.15	7,000	東北方面特科隊協力会会長	新年会飲食代
さ30	石川光次郎議員	168	調査研究費	5,000	24.1.15	15,000	宮城県美容業生活衛生同業組合理事長	新春懇親会会費
さ31	石川光次郎議員	169	調査研究費	4,666	24.1.15	7,000	仙台火曜会会長	仙台火曜会懇親会費
さ32	石川光次郎議員	170	調査研究費	5,000	24.1.16	10,000	宮城県理容生活衛生同業組合理容仙台宮城野支部支部長	理容仙台宮城野支部新年会会費
さ33	石川光次郎議員	171	調査研究費	2,666	24.1.17	4,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
さ34	石川光次郎議員	172	調査研究費	1,333	24.1.18	2,000	石ころの会	会費
さ35	石川光次郎議員	173	調査研究費	5,000	24.1.19	10,000	ティグレフォーラム	2012年「新春の集い」パーティー会費
さ36	石川光次郎議員	174	調査研究費	3,333	24.1.21	5,000	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費
さ37	石川光次郎議員	175	調査研究費	4,000	24.2.2	6,000	宮城野ホールパーク推進協議会会長	合同新年会懇親会会費
さ38	石川光次郎議員	176	調査研究費	4,000	24.2.2	6,000	東北学院仙台同窓会会長	東北学院仙台同窓会総会&交流会参加費
さ39	石川光次郎議員	177	調査研究費	5,000	24.2.6	10,000	宮城県美容業生活衛生同業組合仙台宮城野支部	新年会会費
さ40	石川光次郎議員	178	調査研究費	3,333	24.2.7	5,000	石ころの会	会費
さ41	石川光次郎議員	179	調査研究費	5,000	24.2.10	10,000	土井とおる連合後援会チャレンジ21	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費
さ42	石川光次郎議員	180	調査研究費	3,333	24.2.18	5,000	伊藤新治郎後援会	会費
さ43	石川光次郎議員	181	調査研究費	5,000	24.2.19	20,000	東北割烹研究会会長	四條公祭会費
さ44	石川光次郎議員	182	調査研究費	4,666	24.2.21	7,000	仙台市食品衛生協会宮城野区事務支部長	平成23年度賀詞交歓会・受賞者祝賀会会費
さ45	石川光次郎議員	183	調査研究費	3,333	24.2.23	5,000	建設TG会	第39回総会会費
さ46	石川光次郎議員	184	調査研究費	5,000	24.2.25	10,000	仙台六組合同新年会実行委員会	新年会会費
さ47	石川光次郎議員	185	調査研究費	3,333	24.2.25	5,000	一水会会長	新年会会費
さ48	石川光次郎議員	186	調査研究費	666	24.2.26	1,000	自由民主党宮城野区支部	宮城野区支部総会会費
さ49	石川光次郎議員	187	調査研究費	2,666	24.2.29	4,000	中野正志後援会	会費
さ50	石川光次郎議員	188	調査研究費	4,000	24.3.7	6,000	エネルギー・環境議員連盟事務局長	山本拓衆議院議員との懇談会会費
さ51	石川光次郎議員	189	調査研究費	3,333	24.3.13	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費
さ52	石川光次郎議員	190	調査研究費	15,000	24.3.13	15,000	月曜会	異業種交流会会費(1~3月分)
さ53	石川光次郎議員	191	調査研究費	4,000	24.3.15	6,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費
さ54	石川光次郎議員	192	調査研究費	1,333	24.3.22	2,000	石ころの会	会費
さ1(追加)	石川光次郎議員	454	調査研究費	3,333	23.12.2	5,000	大志の会事務局	大志の会例会会費
さ2(追加)	石川光次郎議員	455	調査研究費	5,000	23.12.17	10,000	宮城県セーリング連盟理事長	2011イヤーエンドパーティー参加料
さ3(追加)	石川光次郎議員	456	調査研究費	4,000	23.12.21	6,000	一水会会長	—
さ4(追加)	石川光次郎議員	457	調査研究費	3,333	24.1.22	5,000	宮城県サッカー協会会長	平成24年新年会会費
さ5(追加)	石川光次郎議員	458	調査研究費	2,000	24.1.22	3,000	宮城県ラグビーフットボール協会会長	新春懇談会参加費
さ6(追加)	石川光次郎議員	459	調査研究費	2,666	24.1.22	4,000	東八番丁町内会	東八番丁町内会新年会費
さ7(追加)	石川光次郎議員	460	調査研究費	3,333	24.1.24	5,000	大町へそのを	宮城県青年防衛協会新年会・陸自広報室との懇談会
さ8(追加)	石川光次郎議員	461	調査研究費	3,333	23.1.30	5,000	N. D. K仙台	新年会費
さ9(追加)	石川光次郎議員	462	調査研究費	3,333	24.2.12	5,000	宮城県トライアスロン協会会長	平成24年度総会会費(懇親会)
さ10(追加)	石川光次郎議員	463	調査研究費	4,000	24.2.18	6,000	常盤木学園サッカー部を応援する会代表	レセプションパーティ参加費
	小計			420,796		589,310		
し1	佐藤光樹議員	196	事務費	52,848	不明	105,697	ヨドバシカメラ	デジタルカメラ
し2	佐藤光樹議員	197	調査研究費	3,333	23.7.1	5,000	塩釜商工会議所青年部	塩釜商工会議所青年部定期総会会費
し3	佐藤光樹議員	197	調査研究費	4,666	23.7.16	7,000	東北学院榴ヶ岡高等学校同窓会	懇親会費
し4	佐藤光樹議員	198	調査研究費	5,000	23.12.2	10,000	仙台ベルフィーユ激励会事務局	仙台ベルフィーユ激励会会費
し5	佐藤光樹議員	199	調査研究費	4,666	24.1.12	7,000	宮城県議会OB会会計担当	第2回宮城県議会OB会会費
し6	佐藤光樹議員	200	調査研究費	3,333	24.1.21	5,000	隊友会塩釜支部長	平成24年隊友会塩釜支部新年懇親会費
し7	佐藤光樹議員	200	調査研究費	3,333	24.1.27	5,000	塩釜商工会議所青年部	新年会会費
	小計			77,179		144,697		
す1	長谷川洋一議員	201	調査研究費	4,000	24.1.9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年宮城県隊友会新年祝賀会会費
	小計			4,000		6,000		
せ1	池田憲彦議員	202	調査研究費	10,000	23.12.13	10,000	東北議員会会長	平成23年度東北議員会会費
せ2	池田憲彦議員	203	調査研究費	3,333	24.2.10	5,000	土井とおる連合後援会チャレンジ21	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費
せ3	池田憲彦議員	204	調査研究費	3,333	24.3.13	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費
	小計			16,666		20,000		
そ1	佐々木征治議員	205	調査研究費	3,333	23.6.18	5,000	櫻下開花亭	お食事代(異業種懇談会)

請求No.	会派・議員名	資料No.	使途項目	政務調査費 充当額	支出年月日	金額	支出先	支出内容
そ2	佐々木征治議員	206	調査研究費	3,333	23.7.2	5,000	藤岡奈穂子選手新世界チャンピオン祝賀会実行委員会	藤岡奈穂子選手新世界チャンピオン祝賀会参加費
そ3	佐々木征治議員	207	調査研究費	5,000	23.7.30	10,000	祝賀会実行委員会	受章祝賀会参加費
そ4	佐々木征治議員	208	調査研究費	4,000	23.11.19	6,000	宮城県隊友会大崎支部支部長	23年度年末懇話会会費
そ5	佐々木征治議員	209	調査研究費	3,333	23.11.28	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
そ6	佐々木征治議員	210	調査研究費	10,000	23.12.13	10,000	県北議員会会長	平成23年度県北議員会会費
そ7	佐々木征治議員	211	調査研究費	10,000	23.12.18	10,000	宮城県隊友会	特別会員会費
そ7	佐々木征治議員	212	調査研究費	10,000	23.12.18	10,000	宮城県隊友会大崎支部支部長	平成23年度支部賛助会員年会費
そ8	佐々木征治議員	213	調査研究費	2,000	23.12.26	3,000	宮城の復興を考える集い事務局	会議参加費
そ9	佐々木征治議員	214	調査研究費	2,666	24.1.17	4,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
そ10	佐々木征治議員	215	調査研究費	3,333	24.3.30	5,000	故錦戸弦一先生を偲ぶ会発起人会	故錦戸弦一先生を偲ぶ会会費
	小計			56,998		12,000		
た1	安部孝議員	216	調査研究費	3,333	23.12.10	5,000	県庁松島会事務局長	平成23年度県庁松島会懇親会会費
た2	安部孝議員	217	調査研究費	2,000	23.12.26	3,000	宮城の復興を考える集い事務局	会議参加費
た3	安部孝議員	218	調査研究費	2,000	24.2.26	3,000	自由民主党松島支部	松島町21世紀セミナー会費
た4	安部孝議員	219	調査研究費	4,000	24.3.7	6,000	エネルギー・環境議員連盟事務局長	山本拓衆議院議員との懇談会会費
	小計			11,333		17,000		
ち1	皆川章太郎議員	220	調査研究費	3,333	23.5.2	5,000	●	加美理容組合総会費
ち2	皆川章太郎議員	221	調査研究費	2,000	23.5.10	3,000	鹿島神社	東日本震災復興祈願祭
ち3	皆川章太郎議員	222	調査研究費	3,333	23.6.2	5,000	みやぎ芸術振興懇話会事務局	芸術文化交流会費
ち4	皆川章太郎議員	223	調査研究費	3,333	23.6.12	5,000	加美郡剣道連盟会長	平成23年度総会懇親会会費
ち5	皆川章太郎議員	224	調査研究費	3,333	23.7.7	5,000	加美郡神社総代連合会	平成23年度加美郡神社総代連合会総会会費
ち6	皆川章太郎議員	225	調査研究費	3,333	23.7.25	5,000	東北学院仙台同窓会会長	第32回TG交流チャリティバーパーティチケット代
ち7	皆川章太郎議員	226	調査研究費	10,000	23.8.1	10,000	仙台教会佼成議員懇話会	23年度会費
ち8	皆川章太郎議員	227	調査研究費	3,333	23.9.15	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
ち9	皆川章太郎議員	228	調査研究費	6,000	23.10.31	6,000	宮城県隊友会	年会費
ち9	皆川章太郎議員	229	調査研究費	4,000	23.11.28	4,000	宮城県隊友会	年会費
ち10	皆川章太郎議員	230	調査研究費	3,333	23.11.28	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
ち11	皆川章太郎議員	231	調査研究費	10,000	23.12.1	10,000	モラロジー研究所	モラロジーの会年会費
ち12	皆川章太郎議員	232	調査研究費	10,000	23.12.13	10,000	県北議員会会長	平成23年度県北議員会会費
ち13	皆川章太郎議員	233	調査研究費	2,000	23.12.26	3,000	宮城の復興を考える集い事務局	会議参加費
ち14	皆川章太郎議員	234	調査研究費	4,666	24.1.12	7,000	宮城県議会OB会会計担当	第2回宮城県議会OB会会費
ち15	皆川章太郎議員	235	調査研究費	15,000	24.1.15	15,000	宮城県美容業生活衛生同業組合理事長	平成23年度会費
ち16	皆川章太郎議員	236	調査研究費	2,666	24.1.17	4,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
ち17	皆川章太郎議員	237	調査研究費	5,000	24.2.13	10,000	宮城県美容業生活衛生同業組合仙台太白支部	新春祝賀パーティ会費
ち18	皆川章太郎議員	238	調査研究費	4,000	24.2.19	6,000	和光流佳穂会	新春のつどい会費
ち19	皆川章太郎議員	239	調査研究費	3,333	24.2.23	5,000	宮城県柔道整復師連盟委員長	会費
ち20	皆川章太郎議員	240	調査研究費	5,250	24.2.24	5,250	わんからつとLの会	異業種交流会年会費
ち21	皆川章太郎議員	241	調査研究費	4,000	24.3.7	6,000	エネルギー・環境議員連盟事務局長	山本拓衆議院議員との懇談会会費
ち22	皆川章太郎議員	242	調査研究費	3,333	24.3.13	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費
ち23	皆川章太郎議員	243	調査研究費	4,000	24.3.15	6,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費
ち24	皆川章太郎議員	244	調査研究費	10,000	24.3.25	10,000	仙台教会佼成議員懇話会	24年度会費
	小計			128,579		160,250		
つ1	小野陸議員	245	調査研究費	10,000	23.5.2	10,000	仙台藩士会	平成23年度分会費
つ2	小野陸議員	246	調査研究費	3,333	23.12.5	5,000	仙台CNCヘア技術集団	平成23年度仙台CNCヘア技術集団忘年会会費
つ3	小野陸議員	247	調査研究費	2,333	23.12.16	3,500	泉区社会福祉協議会会長	地区社協会長懇談会費
つ4	小野陸議員	248	調査研究費	5,000	23.12.18	10,000	泉区柔道協会事務局	平成23年度泉区柔道協会忘年会参加費
つ5	小野陸議員	249	調査研究費	5,000	23.12.21	10,000	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会事務局	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会会費
つ6	小野陸議員	250	調査研究費	4,000	24.1.9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年宮城県隊友会新年祝賀会会費
つ7	小野陸議員	251	調査研究費	5,000	24.1.18	10,000	宮城県中華料理生活衛生同業組合	平成24年新年会並びに受章祝賀会会費
つ8	小野陸議員	252	調査研究費	5,000	24.1.23	10,000	仙台CNCヘア技術集団	交友会会費
つ9	小野陸議員	253	調査研究費	2,000	24.1.28	3,000	仙台市泉区体育協会会長	泉区体育協会新年会費
つ10	小野陸議員	254	研修費	3,333	24.3.13	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費
	小計			44,999		72,500		
て1	安藤俊成議員	255	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)	100,000	23.4.21	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)
て1	安藤俊成議員	256	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)	100,000	23.5.23	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)
て1	安藤俊成議員	257	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)	100,000	23.6.21	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)
て1	安藤俊成議員	258	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)	100,000	23.7.21	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)
て1	安藤俊成議員	259	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)	100,000	23.8.22	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)
て1	安藤俊成議員	260	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)	100,000	23.9.21	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)
て1	安藤俊成議員	261	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)	100,000	23.10.21	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費・事務費・人件費)

(単位:円)

請求No.	会派・議員名	資料No.	使途項目	政務調査費 充当額	支出年月日	金額	支出先	支出内容
て1	安藤俊威議員	262	事務所費・事務所・人件費	100,000	23. 11. 21	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費, 事務費, 人件費)
て1	安藤俊威議員	263	事務所費・事務所・人件費	100,000	23. 12. 21	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費, 事務費, 人件費)
て1	安藤俊威議員	264	事務所費・事務所・人件費	100,000	24. 1. 20	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費, 事務費, 人件費)
て1	安藤俊威議員	265	事務所費・事務所・人件費	100,000	24. 2. 21	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費, 事務費, 人件費)
て1	安藤俊威議員	266	事務所費・事務所・人件費	100,000	24. 3. 21	100,000	21世紀会	事務委託費(事務所費, 事務費, 人件費)
て2	安藤俊威議員	267	調査研究費	85,180	23. 8. 10	85,180	㈱トラベルe旅, Com	JR, 宿泊券, 航空券
て3	安藤俊威議員	269	調査研究費	3,333	23. 9. 15	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
て4	安藤俊威議員	270	調査研究費	2,333	23. 10. 26	3,500	西村明宏白石市後援会	懇親会会費
て5	安藤俊威議員	271	調査研究費	666	23. 11. 23	1,000	佐久間よしろう後援会会長	後援会懇談会費
て6	安藤俊威議員	272	調査研究費	3,333	23. 11. 28	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
て7	安藤俊威議員	273	調査研究費	2,000	23. 12. 3	3,000	自民党越河部会長	自民党部会総会会費
て8	安藤俊威議員	274	調査研究費	4,000	24. 1. 9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年宮城県隊友会新年祝賀会会費
て9	安藤俊威議員	275	調査研究費	1,666	24. 1. 29	2,500	自由民主党白石支部支部長	新年顔合わせ会会費
て10	安藤俊威議員	276	調査研究費	3,333	24. 2. 17	5,000	県庁白高会	県庁白高会総会費
て11	安藤俊威議員	277	調査研究費	2,000	24. 2. 26	3,000	風間康静後援会会長	風間康静後援会総会並びに新春の集い会費
	小計			1,307,844		1,319,180		
と1	中村功議員	278	調査研究費	10,000	23. 12. 13	10,000	県北議員会会長	平成23年度県北議員会会費
と2	中村功議員	279	調査研究費	4,666	24. 1. 12	7,000	宮城県議会OB会会計担当	第2回宮城県議会OB会会費
と3	中村功議員	280	調査研究費	3,333	24. 1. 23	5,000	鹿島台, 南郷, 松山電友会会長	平成24年度電友会新年会費
と4	中村功議員	281	調査研究費	3,333	24. 1. 21	5,000	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費
と5	中村功議員	282	調査研究費	3,333	24. 2. 12	5,000	民謡香湧会会長	民謡香湧会新年祝賀会費
と6	中村功議員	283	調査研究費	3,333	24. 3. 5	5,000	一九会会長	自民党・県民会議 一九会議員との懇談会会費
	小計			27,998		37,000		
な1	瀧美麻議員	284	調査研究費	3,333	23. 9. 30	5,000	くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会費
な2	瀧美麻議員	285	調査研究費	3,333	23. 11. 29	5,000	宮城県国防研究会会長	意見懇談会費
な3	瀧美麻議員	286	調査研究費	2,000	23. 12. 3	3,000	大塩コミュニティ協議会会長 大塩地区センター連絡協議会会長	平成23年度大塩コミュニティ協議会, 大塩地区センター連合同忘年会会費
な4	瀧美麻議員	287	調査研究費	10,000	23. 12. 13	10,000	県北議員会会長	平成23年度県北議員会会費
な5	瀧美麻議員	288	調査研究費	3,333	23. 12. 14	5,000	東松島市商工会会長	平成24年賀詞交歓会参加負担金
な6	瀧美麻議員	288	調査研究費	3,333	23. 12. 17	5,000	南区区長会長	23年度南区区長会忘年会会費
な7	瀧美麻議員	289	調査研究費	4,000	24. 1. 9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年宮城県隊友会新年祝賀会会費
な8	瀧美麻議員	290	調査研究費	2,000	24. 1. 18	3,000	矢本婦人会会計	矢本婦人会新年懇親会会費
な9	瀧美麻議員	290	調査研究費	2,000	24. 1. 19	3,000	松島基地OB会会長	新年賀詞交歓会代
な10	瀧美麻議員	291	調査研究費	3,333	24. 1. 21	5,000	東松島市矢本建設職組合組合長	23年度東松島市矢本建設職組合新年会費
な11	瀧美麻議員	292	研修費	3,333	24. 3. 13	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費
	小計			39,998		55,000		
に1	千葉達議員	293	調査研究費	3,333	24. 1. 7	5,000	南村地区町内会連合会会長	平成24年度南村地区新年会
に2	千葉達議員	294	調査研究費	4,000	24. 1. 9	6,000	宮城県理容生活衛生同業組合仙台若林支部	若林支部新年会会費
に3	千葉達議員	295	調査研究費	4,000	24. 3. 15	6,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費
	小計			11,333		17,000		
ぬ1	仁田和廣議員	297	事務所費	100,000	23. 4. 10	100,000	●	4月分事務所賃賃料
ぬ1	仁田和廣議員	301	事務所費	100,000	23. 5. 31	100,000	●	事務所家賃代
ぬ1	仁田和廣議員	305	事務所費	100,000	23. 6. 30	100,000	●	事務所家賃代
ぬ1	仁田和廣議員	309	事務所費	100,000	23. 9. 25	100,000	●	事務所家賃代
ぬ1	仁田和廣議員	313	事務所費	50,000	23. 11. 10	100,000	●	11月分家賃
ぬ1	仁田和廣議員	320	事務所費	100,000	23. 12. 30	100,000	●	事務所家賃代
ぬ1	仁田和廣議員	329	事務所費	200,000	24. 2. 27	500,000	●	1月分, 2月分, 修繕費
ぬ2	仁田和廣議員	330	調査研究費	1,333	23. 7. 29	2,000	●	会費
ぬ3	仁田和廣議員	331	調査研究費	3,333	24. 1. 6	5,000	多賀城市建設職組合組合長	懇親会会費
ぬ4	仁田和廣議員	332	調査研究費	4,000	24. 1. 12	6,000	多賀城市区長会長	平成24年多賀城市区長会新年会会費
ぬ5	仁田和廣議員	333	調査研究費	3,333	24. 3. 13	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費
ぬ6	仁田和廣議員	334	調査研究費	4,666	24. 3. 21	7,000	多賀城地区防衛協会会長	「國友連隊長を送る夕べ」会費
	小計			766,665		1,125,000		
ね1	藤倉知格議員	335	調査研究費	2,000	23. 12. 26	3,000	宮城の復興を考える集い事務局	会議参加費
	小計			2,000		3,000		
の1	相沢光哉議員	336	調査研究費	5,000	23. 4. 22	10,000	仙台藩士会	年会費
の2	相沢光哉議員	336	調査研究費	5,000	23. 4. 22	10,000	仙台オペラ協会	年会費
の3	相沢光哉議員	337	調査研究費	5,000	23. 4. 27	10,000	国家基本問題研究所	年会費
の4	相沢光哉議員	338	調査研究費	5,000	23. 4. 30	10,000	宮城県護国神社事務所	玉串料
の5	相沢光哉議員	339	調査研究費	5,000	23. 5. 6	10,000	つくる会教科書基金	年会費
の6	相沢光哉議員	339	調査研究費	2,500	23. 5. 6	5,000	東北学院中高バレー部OB会	年会費
の7	相沢光哉議員	339	調査研究費	5,000	23. 5. 6	10,000	ヤンググリーンスクール	年会費
の8	相沢光哉議員	340	調査研究費	1,333	23. 5. 7	2,000	仙台オペラ協会	平成23年度懇親パーティ会費

(単位:円)

請求No.	会派・議員名	資料No.	使途項目	政務調査費 充当額	支出年月日	金額	支出先	支出内容
の9	相沢光哉議員	341	調査研究費	5,000	23.5.15	8,000	亀岡八幡宮代表役員	玉串料、直会料
の10	相沢光哉議員	341	調査研究費	5,000	23.5.19	10,000	松尾神社	例祭玉串料
の11	相沢光哉議員	342	調査研究費	5,000	23.5.19	10,000	クリスロード商店街振興組合理事長	会費
の12	相沢光哉議員	343	調査研究費	27,500	23.5.20	55,000	仙台Y'sメンズクラブ	22～23年度会費
の13	相沢光哉議員	344	調査研究費	5,000	23.5.20	10,000	仙台駅前商栄会会長	平成23年度総会懇親会費
の14	相沢光哉議員	345	調査研究費	5,000	23.5.22	10,000	大和教団本庁	玉串料
の15	相沢光哉議員	346	調査研究費	5,000	23.5.23	10,000	青葉神社敬愛会	年会費
の16	相沢光哉議員	347	調査研究費	3,333	23.5.23	5,000	おおまち商店街振興組合理事長	通常総会懇親会会費
の17	相沢光哉議員	348	調査研究費	5,000	23.5.24	10,000	青葉神社社務所	初穂料
の18	相沢光哉議員	349	調査研究費	2,000	23.5.24	3,000	本町商店街振興組合理事長	本町商店街振興組合総会懇親会会費
の19	相沢光哉議員	350	資料購入費	2,500	23.5.31	5,000	郷守人編集部	新聞代
の20	相沢光哉議員	351	調査研究費	3,333	23.6.2	5,000	みやぎ芸術振興懇話会事務局	芸術文化交流会費
の21	相沢光哉議員	352	調査研究費	1,000	23.6.14	2,000	宮城県日台親善協会	年会費(半年分)
の22	相沢光哉議員	353	調査研究費	3,333	23.6.15	5,000	仙台市食品衛生協会	平成23年度通常総会会費
の23	相沢光哉議員	354	調査研究費	5,000	23.6.16	10,000	次世代を育てる会	平成23年度年会費
の24	相沢光哉議員	355	調査研究費	3,333	23.6.18	5,000	日本李登輝友の会宮城県支部	許世楷先生を囲む夕食会会費
の25	相沢光哉議員	356	調査研究費	5,000	23.6.19	10,000	宮城県麻雀段位審査会	大会懇親会
の26	相沢光哉議員	356	調査研究費	3,333	23.6.19	5,000	肴町肴親会会長	肴親会総会費
の27	相沢光哉議員	357	調査研究費	5,000	23.6.19	10,000	東北割烹研究会	定期総会懇親会費
の28	相沢光哉議員	358	調査研究費	5,000	23.6.26	10,000	宮城県クリーニング生活衛生同業組合	23年度懇親会会費
の29	相沢光哉議員	359	調査研究費	3,333	23.6.30	5,000	東北学院仙台同窓会会長	第32回TG交流チャリティビアパーティチケット代
の30	相沢光哉議員	359	調査研究費	5,000	23.6.30	10,000	宮城県種類飲食業生活衛生同業組合	第53回定期総会会費
の31	相沢光哉議員	360	調査研究費	4,000	23.7.2	6,000	立町小学校PTA	立町小学校PTA「歓送迎会」参加費
の32	相沢光哉議員	361	調査研究費	3,333	23.7.7	5,000	本町新光町内会会長	会費
の33	相沢光哉議員	361	調査研究費	2,666	23.7.7	4,000	宮城県日台親善協会	参加費
の34	相沢光哉議員	362	調査研究費	666	23.7.18	1,000	鈴木しげお連合後援会	くさやの会会費
の35	相沢光哉議員	363	調査研究費	5,000	23.7.20	10,000	名掛丁商店街振興組合理事長	総会会費
の36	相沢光哉議員	364	調査研究費	5,000	23.7.24	10,000	愛宕神社社務所	初穂料
の37	相沢光哉議員	365	調査研究費	5,000	23.7.30	10,000	公平有史氏受章祝賀会実行委員会委員長	受章祝賀会参加費
の38	相沢光哉議員	366	調査研究費	5,000	23.7.30	10,000	青葉城本丸講議長	会費
の39	相沢光哉議員	367	調査研究費	5,000	23.8.3	10,000	立町地区町内会連合会	総会懇親会費
の40	相沢光哉議員	368	調査研究費	5,000	23.8.6	10,000	仙台曹司会	例会費
の41	相沢光哉議員	369	調査研究費	3,333	23.8.11	5,000	宮城県日台親善協会	懇談会会費
の42	相沢光哉議員	370	調査研究費	5,000	23.8.12	10,000	大崎八幡宮	玉串料
の43	相沢光哉議員	371	調査研究費	5,000	23.8.15	10,000	宮城県護国神社社務所	玉串料
の44	相沢光哉議員	372	調査研究費	5,000	23.9.10	10,000	大崎八幡宮	平成23年例大祭献儀式玉串料
の45	相沢光哉議員	373	調査研究費	5,000	23.9.11	10,000	東北割烹研究会	復興支援キックオフパーティ会費
の46	相沢光哉議員	374	調査研究費	3,333	23.9.15	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
の47	相沢光哉議員	375	調査研究費	5,000	23.9.22	13,000	三栄会代表世話人仙台駅前商店街振興組合理事長	平成23年三栄会親月会会費
の48	相沢光哉議員	376	調査研究費	2,500	23.9.28	10,000	青協・日本協議会結成40周年係	年会費(9～11月分)
の49	相沢光哉議員	377	調査研究費	3,333	23.9.30	5,000	くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会費
の50	相沢光哉議員	378	調査研究費	5,000	23.10.9	10,000	青葉神社社務所	玉串料
の51	相沢光哉議員	379	調査研究費	2,666	23.10.12	4,000	東北学院中・高校同窓生親睦ゴルフコンペ世話人代表	東北学院中・高校同窓生親睦ゴルフコンペ懇親会費
の52	相沢光哉議員	380	調査研究費	3,333	23.10.15	5,000	東北方面後方支援隊	祝賀会食
の53	相沢光哉議員	381	調査研究費	5,000	23.10.16	10,000	桜岡大神宮	例祭初穂料
の54	相沢光哉議員	382	調査研究費	5,000	23.10.23	10,000	宮城県護国神社社務所	玉串料
の55	相沢光哉議員	383	調査研究費	4,000	23.10.31	6,000	仙台曹司会	例会費
の56	相沢光哉議員	384	調査研究費	2,000	23.10.22	2,000	養賢義塾	国策セミナー
の57	相沢光哉議員	385	調査研究費	5,000	23.10.23	10,000	日本民謡声水会会主	平成23年度発表会兼懇親会会費
の58	相沢光哉議員	386	調査研究費	5,000	23.11.20	10,000	後藤登氏叙勲受章祝賀会費	後藤登氏旭日双光章受章祝賀会費
の59	相沢光哉議員	387	調査研究費	10,000	23.11.21	10,000	日本協議会	年会費
の60	相沢光哉議員	388	調査研究費	5,000	23.11.23	10,000	宮城県護国神社社務所	玉串料
の61	相沢光哉議員	389	調査研究費	4,000	23.11.23	6,000	仙台五城ライオンズクラブ	チャリティ食味会チケット代
の62	相沢光哉議員	390	調査研究費	3,333	23.11.28	5,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
の63	相沢光哉議員	391	調査研究費	4,000	23.11.29	6,000	仙台曹司会	例会費
の64	相沢光哉議員	392	調査研究費	5,000	23.12.2	8,000	宮城県宅地建物取引業協会	宮城県宅地建物取引業協会主催会合参加費
の65	相沢光哉議員	393	調査研究費	4,000	23.12.4	6,000	宮城県鍼灸マッサージ師会	23年度受賞者祝賀会及び出版パーティ
の66	相沢光哉議員	393	調査研究費	5,000	23.12.4	10,000	宮城県麻雀業組合連合会	会費
の67	相沢光哉議員	394	調査研究費	5,000	23.12.4	12,000	大和教団本庁	開祖様生誕祭玉串
の68	相沢光哉議員	395	調査研究費	3,333	23.12.5	5,000	建設TG会	会費
の69	相沢光哉議員	396	調査研究費	3,333	23.12.13	5,000	仙台オペラ協会	役員会・懇親会費
の70	相沢光哉議員	397	調査研究費	5,000	23.12.21	10,000	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会事務局	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会会費

(単位:円)

請求No.	会派・議員名	資料No.	使途項目	政務調査費 充当額	支出年月日	金額	支出先	支出内容
の71	相沢光哉議員	398	調査研究費	5,000	23.12.23	8,000	日本李登輝友の会	「日台共栄の夕べ」参加費
の72	相沢光哉議員	399	調査研究費	5,000	23.12.27	5,000	仙台JC中高TG会	年会費
の73	相沢光哉議員	400	調査研究費	5,000	23.12.28	10,000	仙台曹司会	年忘れ会費
の74	相沢光哉議員	401	調査研究費	4,000	24.1.2	6,000	仙台藩士会	新年会費
の75	相沢光哉議員	402	調査研究費	5,000	24.1.3	8,000	亀岡八幡宮代表役員	玉串料
の76	相沢光哉議員	403	調査研究費	5,000	24.1.5	15,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費
の77	相沢光哉議員	404	調査研究費	5,000	24.1.7	10,000	宮城県歯科医師会会長	平成24年宮城県歯科医師会新年会
の78	相沢光哉議員	405	調査研究費	5,000	24.1.8	10,000	宮城県薬剤師会	平成24年新年祝賀会会費
の79	相沢光哉議員	406	調査研究費	4,000	24.1.9	6,000	宮城県隊友会会長	平成24年宮城県隊友会新年祝賀会会費
の80	相沢光哉議員	407	調査研究費	2,666	24.1.14	4,000	東北方面後方支援隊協力会	後支援隊協力会新年会会費
の81	相沢光哉議員	408	調査研究費	5,000	24.1.15	15,000	宮城県美容業生活衛生同業組合理事長	新春懇親会会費
の82	相沢光哉議員	409	調査研究費	5,000	24.1.18	10,000	宮城県中華料理生活衛生同業組合	平成24年新年会並びに受賞祝賀会会費
の83	相沢光哉議員	410	調査研究費	5,000	24.1.19	10,000	サンモール一番町商店街振興組合	新年祝賀会会費
の84	相沢光哉議員	411	調査研究費	5,000	24.1.19	10,000	クリスロード商店街振興組合理事長	会費代
の85	相沢光哉議員	412	調査研究費	5,000	24.1.19	10,000	宮城県菓子工業組合 宮城県和生菓子 工業組合 宮城県洋菓子協会 仙台餅	新年合同祝賀会会費
の86	相沢光哉議員	413	調査研究費	30,000	24.1.17	60,000	センダイソウシカイ	年会費
の87	相沢光哉議員	414	調査研究費	2,666	24.1.17	4,000	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費
の88	相沢光哉議員	415	調査研究費	5,000	24.1.20	10,000	仙台市薬剤師会	平成24年新年祝賀会会費
の89	相沢光哉議員	416	調査研究費	5,000	24.1.22	10,000	定蔵如来極楽山西方寺	御祈禱料代
の90	相沢光哉議員	417	調査研究費	4,666	24.1.25	7,000	仙台曹司会	例会費
の91	相沢光哉議員	418	調査研究費	5,000	24.1.28	10,000	宮城県豆腐商工組合代表理事	組合新年会会費
の92	相沢光哉議員	419	調査研究費	5,000	24.1.30	10,000	宮美生組仙台青葉支部	新年会会費代
の93	相沢光哉議員	419	調査研究費	3,333	24.1.30	5,000	仙台JCOB会	JCOB会会費
の94	相沢光哉議員	420	調査研究費	3,333	24.2.10	5,000	土井とおる連合後援会チャレンジ21	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演 会並びに新春の集い会費
の95	相沢光哉議員	421	調査研究費	5,000	24.2.11	10,000	宮城県護国神社社務所	玉串料
の96	相沢光哉議員	422	調査研究費	5,000	24.2.19	20,000	東北割烹研究会会長	四條公祭会費
の97	相沢光哉議員	423	調査研究費	5,000	24.2.3	15,000	大崎八幡宮	節分祭初穂料
の98	相沢光哉議員	424	資料購入費	4,000	24.2.29	8,000	ワック株式会社	月刊WIII購読料
の99	相沢光哉議員	424	資料購入費	1,500	24.2.29	3,000	島奈津子	隔月刊郷守人購読料
の100	相沢光哉議員	425	調査研究費	5,000	24.3.3	10,000	日本会議宮城県本部	東日本震災復興祈念の集い懇親会会費
の101	相沢光哉議員	426	調査研究費	5,000	24.3.5	10,000	秋葉けんや後援会	パーティ会費
の102	相沢光哉議員	427	調査研究費	3,333	24.3.13	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議 会	時局講演会懇親会会費
の103	相沢光哉議員	428	資料購入費	1,400	24.3.13	1,400	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議 会	書籍「教育勅語の真実」代
の104	相沢光哉議員	429	調査研究費	5,000	24.3.25	8,000	日本李登輝友の会	総会・懇親会参加費
の105	相沢光哉議員	430	調査研究費	4,000	24.3.15	6,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費
の106	相沢光哉議員	431	調査研究費	10,000	24.3.23	10,000	仙台バツハアカデミー協会	年会費
の107	相沢光哉議員	432	調査研究費	5,000	24.3.24	20,000	渡辺様傘寿お祝い	「渡辺様傘寿お祝い会」参加費
の108	相沢光哉議員	433	調査研究費	4,666	24.3.29	7,000	仙台曹司会	例会費
の109	相沢光哉議員	434	調査研究費	3,333	24.3.30	5,000	故錦戸弦一先生を偲ぶ会発起人会	故錦戸弦一先生を偲ぶ会会費
の1(追加)	相沢光哉議員	464	調査研究費	3,333	23.7.10	5,000	宮城ビジョンの会	「講演会」参加費
の2(追加)	相沢光哉議員	465	調査研究費	132,650	23.7.29	132,650	トラベルe旅.com	研修費用
	小計			656,872		1,128,050		
は1	渡辺和喜議員	435	調査研究費	3,333	23.5.30	5,000	互理郡理容組合	平成23年度通常総会会費
は2	渡辺和喜議員	436	調査研究費	10,000	23.9.8	10,000	仙台教会校成議員懇話会	23年度会費
は3	渡辺和喜議員	437	調査研究費	5,000	24.3.15	8,000	県南議員会会長	県南議員会懇談会会費
は4	渡辺和喜議員	438	調査研究費	10,000	24.3.25	10,000	仙台教会校成議員懇話会	24年度会費
	小計			28,333		33,000		
ひ1	今野隆吉議員	439	調査研究費	5,000	24.1.5	15,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費
ひ2	今野隆吉議員	440	調査研究費	5,000	24.1.8	10,000	宮城県薬剤師会	平成24年新年祝賀会会費
ひ3	今野隆吉議員	441	調査研究費	5,000	24.1.29	25,000	仙台調理師 食味	会費
ひ4	今野隆吉議員	442	調査研究費	5,000	24.2.10	10,000	土井とおる連合後援会チャレンジ21	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演 会並びに新春の集い会費
ひ5	今野隆吉議員	443	調査研究費	5,000	24.2.19	20,000	東北割烹研究会会長	四條公祭会費
ひ6	今野隆吉議員	444	調査研究費	3,333	24.2.23	5,000	宮城県柔道整復師連盟委員長	会費
ひ7	今野隆吉議員	445	調査研究費	3,333	24.3.13	5,000	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議 会	時局講演会懇親会会費
	小計			31,666		90,000		
	合計		442	5,233,746		6,744,494		

●は情報公開時黒塗り

住民監査請求(平成23年度政務調査費)に係る関係人(会派所属議員)調査結果 会費(参加費)

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
あ1	石川利一	26	調査研究費	3,333	一九会会長	教育長・経済商工観光部長との懇談会会費	ア	平成19年初選で自由民主党・県民会議を主メンバーとして活動継続等同期としては県政に対する問題意識も共感するところ多く担当部長等からテーマを決めて説明を受け意見交換、その延長として懇談会により議論を深めている。	テーマを決めて担当部長等より説明を受け、又その他の県幹部職員も懇談を深めており、決して議員同士の取合いが主たる目的ではなく、そのような私的懇談は計上していない。	実費については領収書のとおり、社会通念上妥当なものとして「手引」に定められておらず、その範囲にあるものと理解している。
あ2	石川利一	27	調査研究費	5,000	県南議員会会長	県南議員会懇談会会費	ア	県南選出の超党派議員により県南地域の共通課題・県民のための将来ビジョンについて、県幹部を招いて勉強会を開催、議員個人では活動域を超える課題について意見交換、情報収集	議員のみならず様々な懸念と向き合っていないと考えるが、県幹部と懇談の場を持つ意義は大きいと立上っている。	実費については領収書のとおり、社会通念上妥当なものとして「手引」に定められておらず、その範囲にあるものと理解している。
い2	長谷川敦	29	調査研究費	5,000	社団法人 宮城県薬剤師会	平成24年新年祝賀会会費	イa	薬剤師によって構成される会であり県民の健康増進、県の業務行政の推進に大いに関わっている。	該当しません。業務行政について、現場の声を聴くのに大いに資するかと考えます。	見解の相違である。
う1	佐々木幸士	31	調査研究費	3,333	理容組合太支支部	宮城県理容生活衛生同業組合太支支部総会懇談会会費	イa イb	「生活衛生関係産業の運営の適正化及び復興に関する法律」に基づく理容士「サー」を会員とする宮城県理容生活衛生同業組合の太支支部であり、保健衛生や被災者復興支援や小規模事業者支援等県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり公益性を有する団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認においては③にあたる)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における県政等と復興対策について、意見交換・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う2	佐々木幸士	32	調査研究費	5,000	富県政策研究会	意見交換会会費	イb イc	県政の発展と震災復興の今とその先を早稲えたる県政のあり方を調査研究する会であり、県執行部・県議有志にて構成する団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては③にあたる)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における県政等と復興対策について、調査・意見交換・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う5	佐々木幸士	37	調査研究費	5,000	仙台火曜会会長	ピアパーティチケット代	イab コ	中小・小規模事業者の異業種経済団体であり、県(地域)経済振興のため研修・情報交換を行っており、震災による直接被害や間接被害を受けた中小・小規模事業者における復興支援や雇用助成等や県民生活支援等の相談を受け、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては③にあたる)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における県政等と復興対策について、意見交換・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う6	佐々木幸士	38	調査研究費	3,333	東北学院山台同窓会会長	第32回TGS交流チャリティピアパーティチケット代	オab	私立学校関係者や東北学院OBの異業種経済人等により構成し、主に私学振興助成等について県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては③にあたる)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における私学学術活動の復旧状況と放射性物質の影響等について、意見交換・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う7	佐々木幸士	39	調査研究費	5,000	東北朝日新聞研究会	復興支援キックオフパーティ会費	イa コ	調理師職業の人材育成や紹介、そして各種日本料理セミナー等を行う日本料理調理師並びに取引先賛助会員で構成し、風評被害で悩む県産食材の普及促進や朝日新聞等にて県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては④にあたる)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における県産食材を活かした復興イベント調査や取引先の経済状況について、調査・意見交換・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。

請求No	議員名	資料No	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
58	佐々木幸士	40	調査研究費	3,333	くまがい大後援会会長	熊谷大と県議会議員の会 会費	カ	熊谷大参議院議員や県業種経済人で構成し、震災復興対策や県政全般において、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、国會議員による震災復興全般について研修会を実施。 (平成21年度政務活動費の使途確認においては①にあたる) また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における国の第三次補正予算や県・市町の復興計画について、要望活動・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
59	佐々木幸士	41	調査研究費	3,333	仙台CNCへ7技術集団 監事	平成29年度仙台CNCへ7技術集団29年委員会費	イa	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく理容店オーナーを会員とする宮城県理容生活衛生同業組合に所属し、理容師人材育成や経営講習等を行い、床健康衛生や被災者復興支援や小規模事業者者振興等県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり2で回答したとおりの団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認においては③にあたる) また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における中小・小規模事業者向け商店街復興支援策について意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
510	佐々木幸士	42	調査研究費	3,333	仙台火曜会会長	仙台火曜会懇親会費	イab	中小・小規模事業者の異業種経済団体であり、(地域)経済発展のための研修・情報交換を行っており、震災による回復支援や間接被害を受けた中小・小規模事業者における復興支援や雇用創出等や県民生活支援等の県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり2で回答したとおりの団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認においては③にあたる) また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における県経済体況や間接被害の進捗状況について意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
511	佐々木幸士	43	調査研究費	4,666	江原樟太郎選手後援会事務局長	江原樟太郎選手後援会2011年交流新年会費	イa	江原樟太郎選手を支える異業種経済人で構成し、プロアマ交流やスポーツ振興において、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり2で回答したとおりの団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認においては③にあたる) また、政務活動記録簿の報告のとおり、スポーツ振興におけるプロスポーツと地域の繋がりについて意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
512	佐々木幸士	44	調査研究費	4,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会会費	ア	県政の発展と震災復興のあり方を調査研究する会であり平成19年当選する他会派を含む県議と県執行部に構成する会。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり県執行部による震災復興について研修会を実施。 (平成21年度政務活動費の使途確認においては①にあたる) また、政務活動記録簿の報告のとおり、不当な支出とは言えない。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
514	佐々木幸士	46	調査研究費	5,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費	キ	宮城県議会議員としての案内があり、着座指定による新年会会費	調査研究に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、主催は宮城県護国神社にあたるが実態は県内異業種経済人が集まる。 (平成21年度政務活動費の使途確認においては③にあたる) また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興対策における諸課題等について、意見聴取・意見交換を実施。	1・2で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
515	佐々木幸士	47	調査研究費	4,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年祝賀会会費	イa	自衛隊退職者や特別会員、現職自衛隊隊員の賛助会員にて構成し、県民と自衛隊のかけ橋としての諸事業を行い、危機管理や震災復興支援等県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり2で回答したとおりの性格を有する団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認においては④にあたる) また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における自衛隊・自衛隊OBによる活動について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する泉報
う16	佐々木幸士	48	調査研究費	4,666	仙台火曜会会長	仙台火曜会新年会費	1ab	中小・小規模事業者の異業種経済団体であり、県(地域)経済発展のため研修・情報交換を行っており、震災による関係被害や関係被害を受けた中小・小規模事業者における復興支援や雇用助成等や県民生活支援等、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては③に於ける)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における県経済状況について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う17	佐々木幸士	49	調査研究費	5,000	宮城県美容衛生生活衛生同業組合理事長	新春懇親会会費	1a	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、美容店オーナーを会員とする宮城県美容生活衛生同業組合、美容師人材育成や経営講習等を行い、保健衛生や被災者復興支援や小規模事業者振興等、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては③に於ける)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における被災者復興支援や小規模事業者振興について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う18	佐々木幸士	50	調査研究費	5,000	県理組合太白支部経理部長	宮城県美容衛生生活衛生同業組合太白支部新春交流会会費	1a	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、美容店オーナーを会員とする宮城県美容生活衛生同業組合の太白支部、保健衛生や被災者復興支援や小規模事業者振興等、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては③に於ける)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における被災者復興支援や小規模事業者振興について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う19	佐々木幸士	51	調査研究費	5,000	都市計画研究会	意見交換会会費	1b	震災復興の今と今後の先を早据えた社会資本整備を調査研究する会であり、県執行部と県議有志にて構成する団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、県執行部による震災復興関係について、研修会を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う20	佐々木幸士	52	調査研究費	5,000	仙台CNCへア技術集団 企画部長	交友会会費	1a	「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、美容店オーナーを会員とする宮城県美容生活衛生同業組合に所属し、理容師人材育成や経営講習等を行い、保健衛生や被災者復興支援や小規模事業者振興等、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては③に於ける)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における被災者復興支援や小規模事業者振興について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う21	佐々木幸士	53	調査研究費	5,000	仙台調理師真味会	会費	1a	調理師職業の人材育成や紹介等を行う日本料理調理師並びに取引先補助会員で構成し、県民被害(中心)県産食材の普及促進や観光振興等にて県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては③に於ける)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興やプレミアム・タイムズ・イノベーション・ねんりんピック対応について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う22	佐々木幸士	54	調査研究費	4,000	東北学院山台同窓会会長	東北学院山台同窓会総会 & 交流会参加費	1a	私立学校関係者や東北学院OBの異業種経済人で構成し、主に私立学校振興助成等について、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する懇談会であり、2で回答したとおり(平成21年度政務活動費の使途確認においては③に於ける)また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における私立学校施設の復旧状況と放射性物質の影響等について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
523	佐々木幸士	55	調査研究費	3,333	土井とおる連合後援会 チャレンジ21	土井とおる連合後援会 チャレンジ21 並びに新春の集い会費	カ	土井とおる衆議院議員や農業種経済人で構成し、震災復興対策や県政全般において、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした委員会に付随する懇談会であり、国会議員による震災復興全般に関する講話開催(平成21年度政務活動費の使途確認)においては③にあたる。政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における当初予算や県、市町の復興計画について、要望活動・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
524	佐々木幸士	56	調査研究費	5,000	宮城県美容業生活衛生同業組合仙台太白支部	新春祝賀パーティー会費	イ a コ	「生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律」に基づく美容店オーナーを会員とする宮城県美容業生活衛生同業組合に所属する太白区支部、美容師人育成や経営講習等を行う、保健衛生や防災支援活動や小規模事業者振興等県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした委員会に付随する懇談会であり、2で回答したとおり公的性質を有する団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認)においては④にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における中小・小規模事業者支援策について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
525	佐々木幸士	57	調査研究費	4,000	高沢少年野球クラブ	高沢少年野球クラブ結成パーティー参加費	イ a コ	高沢地区周辺の少年野球に関する保護者・児童生徒が所属し、スポーツ振興や社会教育振興青少年健全育成等にて、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした委員会に付随する懇談会であり、2で回答したとおり団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認)においては③にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり、学校施設開放における社会教育のあり方について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
526	佐々木幸士	58	調査研究費	3,333	仙台一高野球部OB広瀬会事務局長	仙台一高野球部OB広瀬会平成24年度総会費	オ b	宮城県仙台第一高等学校野球部OBが所属し、現役生徒の支援とOBの親睦を目的とする会であり、県立高等学校として、県政との関わりを持つ。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とし、2で回答したとおり、団体の状況は、報告により報告・要望聴取が主たる目的であったため計上。また、政務活動記録簿の報告のとおり、高城山台第一高等学校第二グラウンド復旧状況について、学校関係者からの要望聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
527	佐々木幸士	59	調査研究費	5,000	東北劇団研究会会長	四條公祭会費	イ a	調理師職人の人材育成や紹介、そして各種日本料理セミナー等を行う日本料理調理師並びに取引先賛助会員で構成し、風評被害で悩む県産食材の普及促進や観光振興等にて、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした委員会に付随する懇談会であり、2で回答したとおり公的性質を有する団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認)においては④にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における県観光関連復興イベント等の支援について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
528	佐々木幸士	60	調査研究費	3,333	建設TC会	第39回総会会費	イ a b エ	東北学院OBによる建設産業関連職業種経済人で構成し、主に私学振興助成等や震災復興と社会資本整備について、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした委員会に付随する懇談会であり、2で回答したとおり公的性質を有する団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認)においては③にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興における入札制度における諸課題について、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
529	佐々木幸士	61	調査研究費	3,333	一水会長	新年会会費	イ a b	中小・小規模事業者の異業種経済団体であり、(地域)経済発展のための情報交換を行っており、震災による直接被害や間接被害を受けた中小・小規模事業者における復興支援や雇用助成等や県民生活支援等の、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした委員会に付随する懇談会であり、2で回答したとおりの異業種交流団体。 (平成21年度政務活動費の使途確認)においては③にあたる。また、政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興全般において、意見聴取・意見交換を実施。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
う30	佐々木幸士	62	調査研究費	2,666	中野正志後援会	会費	カ	中野正志参議院議員や異業種経営者で構成し、震災復興対策や県政全般において、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした委員会に付随する懇談会であり、国会議員との意見交換会として意見交換会を主催し、復興会館において平成21年度政務活動費の使途確認(平成21年度)を実施した。政務活動記録簿の報告のとおり、震災復興会館において、意見聴取・意見交換を実施。	2. 3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う31	佐々木幸士	63	調査研究費	3,333	一九会会長	教育長・経済商工観光部長との懇談会会費	ア	県政の発展と震災復興のあり方を調査研究する会であり平成19年当選する他会派を含む県議と県幹部にて構成する会。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした委員会に付随する懇談会であり県執行部による教育長・震災復興会館において研修会を実施。(平成21年度)政務活動費の使途確認(平成21年度)において、研修会・意見交換と震災復興会館において、研修会・意見交換を実施。	2-3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
う31(追加)	佐々木幸士	446	調査研究費	4,000	次世代を育てる会	クラウン孝子氏を囲む意見交換会	イb エ	正しい歴史教育と次世代を担う者を教育・研修することを目的とし、異業種経営者や社会教育促進者等で構成し、学校教育・生涯教育・社会教育等振興において、県政との関わりを持つ団体。	調査研究活動に資する実質的な意見交換を目的とした委員会に付随する懇談会でありクラウン孝子氏次世代のための教育振興について研修会を実施。(平成21年度)政務活動費の使途確認(平成21年度)において、研修会・意見交換と震災復興会館において、研修会・意見交換を実施。	2-3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。
え1	村上智行	65	調査研究費	5,000	富県政策研究会	意見交換会会費	イb エ	震災復興・復興、富県戦略の推進を目的とし、構成は県議、県執行部有志各種研修会や意見交換会等を行っており、県議会各種会議において震災復興・復興や富県戦略について提言等を行っている。	主たる目的が震災復興・復興、富県戦略推進について研修会と意見交換会となつているので政務調査費を充当することに妥当と考えている。	領収書に基づき支出で活動実績もあり、社会通念上妥当なものとして手引に定められている範囲で請求人の主張の不当な支出には当たらないと考えている。
え3	村上智行	67	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	ア イa	県議会議員で構成しており目的である県管理の下水道処理場から発生する汚泥を堆肥化し再利用するなどの環境型モデルの構築その実現のために研修会現地調査・意見交換等を行っている。	バイオマス(畜)についての研究や行政関係者等と定期的に目的達成のための研修会・意見交換が主たる目的であるからして該当しないものと考えている。	実費については領収書の通りで社会通念上妥当なものとして手引に定められており、その範囲にあり、請求人との主張には当たらないと考えている。
え4	村上智行	68	調査研究費	3,333	くまがい大後援会会長	熊会大と県議会議員の会費	カ	県議と国会議員で復興・復興等についての旗情、意見交換会。	復興・復興についての旗情、意見交換が主たる目的となつているので政務活動費を充当することは妥当と考えている。	実費については領収書の通りで社会通念上妥当なものとして手引に定められており、その範囲にあり、請求人との主張には当たらないと考えている。
え5	村上智行	69	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	ア イa	県議会議員で構成しており目的である県管理の下水道処理場から発生する汚泥を堆肥化し再利用するなどの環境型モデルの構築その実現のために研修会現地調査・意見交換等を行っている。	バイオマス(畜)についての研究や行政関係者等と定期的に目的達成のための研修会・意見交換が主たる目的であるからして該当しないものと考えている。	実費については領収書の通りで社会通念上妥当なものとして手引に定められており、その範囲にあり、請求人との主張には当たらないと考えている。
え6	村上智行	70	調査研究費	3,333	竹駒神社社務所	会費	キ	式典終了後の直会参加費です。	主たる目的が神社関係者を始め市執行部、商工会関係者との震災復興・復興や県政・地域課題について意見聴取、意見交換の場であり政務活動費を充当することは妥当と考えている。	実費は領収書の通りであり、社会通念上妥当な金額の範囲内であることから請求者の主張には当たらないと考えている。
え7	村上智行	71	調査研究費	4,000	宮城県隊隊友会新年祝賀会会費	平成24年度宮城県隊隊友会新年祝賀会会費	イa	自衛隊OBを中心に陸海空自衛隊活動のサポート、地域住民への周知等を主に自衛隊と国民、県民を結ぶ活動を行っているものとして理解されている。災害派遣等県民生活に直結しており県防衛・災害対策として自衛隊関係者、関係団体との連携は必須と考えているから。	災害対策など県政との連携について隊友会、自衛隊幹部が自衛隊員との意見交換が主たる目的であるので政務活動費を充当している。	団体の活動内容や実態が調査研究に資するものであり、当該会名の内容は実質的な意見交換が中心であることから請求人の主張は当たらないものと考えている。
え8	村上智行	72	調査研究費	5,000	都市計画研究会	意見交換会会費	イb エ	震災復興・復興推進、社会資本整備についての調査研究を目的とし、構成員は県議、県執行部有志で研修会や意見交換会などを開催し、県議会各種会議において提言等を行っている。	主たる目的が震災復興・復興推進、社会資本整備促進のための研修会、意見交換会等となつているので政務調査費を充当することは妥当と考えている。	領収書に基づき支出で活動実績もあり、社会通念上妥当なものとして手引に定められている範囲で請求人の主張の不当な支出には当たらないと考えている。

請求者	議員名	資料No	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・取組との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求者主張に対する取組
か3	高橋伸二	87	調査研究費	4,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会費	7	議員のスキル向上等のための必要な事業を行い、もって県政発展に寄与することを目的とする。研修会・講演会・意見交換会等の活動を行っている。構成委員は平成19年及び平成23年初当選の県議会議員有志。	企業局が所管する県水道事業の現状と課題について、意見交換が主目的であり、飲食費を主目的とする宴会ではありませぬ。したがって政務調査費の充当は妥当であることから、政務調査費の充当は妥当だと考える。	この支出は領収書に基づき支出で活動実績もあり、社会通念上妥当と考えるとされる範囲内であると考え、飲食費が伴ったことから調査研究活動に要した実費の3分の2の額について政務調査費を充当している。したがって手引きに基づき正当な支出であり、請求者の主張は当たらないものと考え。
か4	高橋伸二	88	調査研究費	4,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年祝賀会費	1a	自衛隊の活動のサポートし、その活動が滞りなく展開されるための県民への広報や連携促進を目的とし、その達成のための活動を行っている。理髪、主たる構成委員は自衛隊OBと当該団体の趣意に賛同する者で、論議している。県民の生命財産を守ることが県政の要諦であり、その一環を担う当該団体と県政の関わりは密接と考える。	この支出により出席した場合は自衛隊の活動をいかにサポートし、その活動が滞りなく行われるための県民への広報や連携促進はどのような方法が効果的か等の内容については、意見交換が主目的であり、飲食が主目的とは言いえないことから政務調査費の充当は妥当と考える。	政務調査報告書は議員の責任において主観で作成される報告書であり、客観的に活動を行った報告書を作成は困難と考える。当該団体の活動内容や実態が調査研究に通うものでもあり、当該団体の内容は実質的な意見交換が中心であることから、請求者の主張は当たらないものと考え。
か5	高橋伸二	89	調査研究費	5,000	都市計画研究会	意見交換会費	1b	都市計画等社会資本整備に関わる行政の取組の現状と課題等について、理解を深めるための研究会、意見交換会等を行う。議員有志で構成し、県民の社会資本整備に対する関心は極めて高く、より充実した施策が求められている。県政における重要課題と考える。	土木部が所管する都市計画等社会資本整備に関わる行政の取組の現状と課題等について、理解を深めるための研究会、意見交換が主目的である。政務調査費の充当は妥当だと考える。	左記説明の通り活動内容や実態は調査研究に通りものである。領収書は必要事項が記載されており、請求者の主張は当たらないものと考え。
か6	高橋伸二	90	調査研究費	3,333	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費	1ab	建国記念の日を祝う宮城県民大会の企画運営を行うための団体。主な構成委員は、国会議員、県議会議員、市町村議会議員、日本国の取組立ちや伝統文化等に精通し、理解を深めることにつなげる。それぞれを踏まえ、様々な活動を行うことにより、県政発展に寄与する。	国会議員、県議会議員、市町村議会議員、民間人他、日本国の取組立ちや伝統文化等について理解を深めるための意見交換が主目的である。政務調査費の充当は妥当と考える。	政務調査報告書は議員の責任において主観で作成される報告書であり、客観的に活動を行った報告書を作成は困難と考える。当該団体の活動内容や実態が調査研究に通うものでもあり、当該団体の内容は実質的な意見交換が中心であることから、請求者の主張は当たらないものと考え。
か7	高橋伸二	91	調査研究費	666	さき守後援会会長	会費	力	目的と活動内容及び主な構成員については、当該団体の会員ではないが、詳しくは承知していないが、佐々木守議員の政治活動支援と委員相互の交流促進等を目的とし、その目的達成のために、専業が行われているものと理解している。声すまでもなく、県政と町政とは密接な関係にあり、町の議員及び議員も当然ながら県との関わりは密接なものと考え。	当該県政報告及び意見交換が主目的であることから、手引きの指すほかの議員の後援会や祝賀会等とは異なるものと考え。このことから、請求者の主張は当たらないものと考え。	左記の県政報告及び意見交換が主目的であることから、手引きの指すほかの議員の後援会や祝賀会等とは異なるものと考え。このことから、請求者の主張は当たらないものと考え。
か8	高橋伸二	92	調査研究費	1,333	佐藤昭光後援会	女性節新年会費	力	目的と活動内容及び主な構成員については、当該団体の会員ではないが、詳しくは承知していないが、佐藤昭光議員の政治活動支援と委員相互の交流促進等を目的とし、その目的達成のために、専業が行われているものと理解している。構成委員は川崎町内在住の勤成と承知している。女性の社会参画を推進する県政との関わりは深いものと考え。	当該県政報告及び意見交換が主目的であることから、手引きの指すほかの議員の後援会や祝賀会等とは異なるものと考え。このことから、請求者の主張は当たらないものと考え。	左記の県政報告及び意見交換が主目的であることから、手引きの指すほかの議員の後援会や祝賀会等とは異なるものと考え。このことから、請求者の主張は当たらないものと考え。
か10	高橋伸二	94	調査研究費	3,333	一九会会長	教育長・経済商工観光部 県との懇談会費	7	議員のスキル向上等のための必要な事業を行い、もって県政発展に寄与することを目的とする。研修会・講演会・意見交換会等の活動を行っている。構成委員は平成19年及び平成23年初当選の県議会議員有志。	教育長・経済商工観光部が所管する事業の現状と課題について、意見交換が主目的であり、飲食を主目的とする宴会ではありませぬ。したがって政務調査費の充当は妥当だと考える。	この支出は領収書に基づき支出で活動実績もあり、社会通念上妥当と考えるとされる範囲内であると考え、飲食費が伴ったことから調査研究活動に要した実費の3分の2の額について政務調査費を充当している。したがって手引きに基づき正当な支出であり、請求者の主張は当たらないものと考え。
か11	高橋伸二	95	調査研究費	4,000	エネルギ一環境議員連盟事務局長	山本拓衆議院議員との懇談会費	7 1a	国や県のエネルギ一及び環境政策について理解を深めるための政策をより充実させるための研修会、意見交換会等を行う。構成委員は、議員有志、エネルギ一及び環境政策の推進を推進する県政と深く関わるものと考え。	講師の山本拓衆議院議員はエネルギ一環境政策のエキスパートであり、これらについて理解を深めるための意見交換が主目的である。外訪から講師を招聘して、当該議員連盟の懇談会とは異なることから、政務調査費の充当は妥当と考える。	この支出は領収書に基づき支出で活動実績もあり、社会通念上妥当と考えるとされる範囲内であると考え、政務調査報告書は議員の責任において主観で作成される報告書であり、客観的に活動を行った報告書を作成は困難と考える。当該団体の活動内容や実態が調査研究に通うものでもあり、当該団体の内容は実質的な意見交換が中心であることから、請求者の主張は当たらないものと考え。
か12	高橋伸二	96	調査研究費	5,000	県南議員会会長	県南議員会懇談会会費	7	県南地域及び県の政策における現状と課題等について理解を深めるための政策をより充実させるための研修会、意見交換会等を行っている。構成委員は、県南地域選出の県議会議員全員。当然、県政と深く関わるものと考え。	講師の村井善彦氏は知事であり、県政の様々な課題等について理解を深めるための意見交換が主目的であり、外訪から講師を招聘して、当該議員連盟とは異なることから、政務調査費の充当は妥当と考える。	この支出は領収書に基づき支出で活動実績もあり、社会通念上妥当と考えるとされる範囲内であると考え、飲食費が伴ったことから調査研究活動に要した実費の3分の2の額について政務調査費を充当している。したがって手引きに基づき正当な支出であり、請求者の主張は当たらないものと考え。

請求No	議員名	資料地	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
き1	菊地恵一	97	調査研究費	2,000	社団法人 大崎法人会	平成23年度通常総会 役員交流会参加費	ク	企業の発展を通じて地域経済と地域社会に対しての社会貢献活動を行う団体であり、大崎市内の中小企業法人がその会員であり、県の中小企業支援施策の対象として深く関わる。	前述の通り、県の経営施策と直接に関わる法人が会員であり、それら各種施策等について意見交換を行っており、飲食が主目的の会合ではない。	請求人は本団体の内容について把握しているようにも思えず、請求人の主張にも同意できない。
き3	菊地恵一	99	調査研究費	3,333	藤岡奈穂子選挙新世界 チャンピオン税引会実行 委員会	藤岡奈穂子選挙新世界 チャンピオン税引会参加 費	1a	藤岡奈穂子氏は、大崎市を広く国内外にPRいただくために大崎市長より委嘱された「おおさき至大横」であり、当初から本協会のメンバーとして活動している。この会合の発案の主催者は大崎市であり、県内第3の市として、この活動は地方創生の観点からも県政の一端を担っていると考えられる。	前述の通り、県政と関係が深い。県内第3の市として、この活動は地方創生の観点からも県政の一端を担っていると考えられる。	その名称のみから推察したと思われる請求人の主張には同意できない。
き4	菊地恵一	100	調査研究費	2,666	大崎市古川観光物産協会 会長	平成23年度古川観光物産協会 定時総会懇親 会費	ケ	大崎市古川地域の観光と物産の振興を目的とした団体で、そのための活動を行っている。地域の観光と物産に関わる法人、団体、個人が会員であり、県内第3の市である大崎市中心地域の観光物産の一端を担う団体として県政との関わりが深い。	懇親会という名称ではあってもその主目的は情報交換、意見交換の場であり、飲食を主目的とした会合ではなく、請求人の主張には同意できない。	たまたま本団体の会長を引き受けているが、本件の場では県議会議員としての立場から、県議を兼ねられたい。また情報提供を行っており、私的会合とはまったく理解していない。
き5	菊地恵一	101	調査研究費	3,333	東北学院山台同窓会会長 ピアパーティチケット代	第32回TG交流チャリティ ピアパーティチケット代	オab	当該団体は宮城県最大の私立学校の同窓会であり、会員相互に研鑽を図って母校並びに地域や所属する団体の発展に寄与することを目的とした団体であり、本団体の発案の主催者であるが、県内74,000名あり、会員は約40万人と非常に多く、多岐にわたる活動が行われており、特に経済人や学校関係者として活躍している方々もおり、県内の経済政策や私立学校振興について深く関わりがある。	ピアパーティという名称が、至極の目的は情報交換、意見交換、情報交換の場であり、県議を兼ねられたい。また情報提供を行っており、私的会合とはまったく理解していない。	前述の通り、県政と関係が深い。県内第3の市として、この活動は地方創生の観点からも県政の一端を担う団体として県政との関わりが深い。
き6	菊地恵一	102	調査研究費	2,000	西古川地区振興協議会 コミュニティビジネス部会	西古川ピアガーデン参加 費	1a	大崎市古川の西古川地区にある8つの行政区を取りまとめた広域的な振興を図る団体であり、その目的は行政の区長や役員を中心に構成されており、地域振興という観点から県政との関わりも深い。	ピアガーデンという名称がついているが、実際の内容は意見交換、情報交換の場であり、県議を兼ねられたい。また情報提供を行っており、私的会合とはまったく理解していない。	県議として参加する実質的意見交換、情報交換の会合の場合、それを具体的な客観的に裏付ける公開資料が必要だと考えている。実際の県議の仕事は非常に広範囲にわたるものであり、一つ一つの会合がそれぞれ一つ一つの課題解決のための会合などという単純な内容ではなく、それらの現状を把握していない。請求人の主張には同意できない。
き7	菊地恵一	103	調査研究費	2,666	古川高等学校同窓会 会長	古川高等学校同窓会 会費	1a b	宮城県立の高等学校である古川高等学校の同窓生により団体であり、同窓生の連帯と母体の発展を目的とした会合で、伝統的に公務員や県内有力企業に多くの卒業生がおり、同窓生の繋がりが強い学校であるため、同窓会においては様々な分野の会員と果敢に對しての有用な意見交換・情報交換ができる場になっており、県政との関わりも深い。	同窓会だからといって個人的立場で参加している訳ではなく、県議を兼ねられたい。また情報提供を行っており、私的会合とはまったく理解していない。	同窓会だからといって個人的立場で参加している訳ではなく、県議を兼ねられたい。また情報提供を行っており、私的会合とはまったく理解していない。
き10	菊地恵一	106	調査研究費	3,333	大崎市古川観光物産協会 会長	平成23年度古川観光物産協会 定時総会懇親 会費	ケ	大崎市古川地域の観光と物産の振興を目的とした団体で、そのための活動を行っている。地域の観光と物産に関わる法人、団体、個人が会員であり、県内第3の市である大崎市中心地域の観光物産の一端を担う団体として県政との関わりが深い。	懇親会という名称ではあってもその主目的は情報交換、意見交換の場であり、飲食を主目的とした会合ではなく、請求人の主張には同意できない。	請求人は本団体の内容について把握しているようにも思えず、請求人の主張にも同意できない。
き11	菊地恵一	107	調査研究費	3,333	株元本館 芙蓉閣 協会・忘年会登録料	おおさき青年会事務所12月 協会・忘年会登録料	1a	本団体は「明るい豊かな社会」の実現を理想として公益事業をおこなうことを目的とした公益社団法人日本青年会議所の構成組織として、広域大崎エリアの日本青年会議所の若手経済人を主な会員とした団体であり、「明るい豊かな社会」を実現するという観点から、様々な県政施策と関わる部分が多い。	懇親会という名称ではあってもその主目的は情報交換、意見交換の場であり、飲食を主目的とした会合ではなく、請求人の主張には同意できない。	県議として参加する実質的意見交換、情報交換の会合の場合、それを具体的な客観的に裏付ける公開資料が必要だと考えている。実際の県議の仕事は非常に広範囲にわたるものであり、一つ一つの会合がそれぞれ一つ一つの課題解決のための会合などという単純な内容ではなく、それらの現状を把握していない。請求人の主張には同意できない。
き12	菊地恵一	108	調査研究費	3,333	大崎市古川家庭婦人バ レーボール連盟会長	忘年会会費	1a	本団体は、県内ハレボールの聖地とも言われる大崎市古川においてハレボールの普及を図ることを目的として、大崎市ハレボール協会の構成組織であり、県内第3の市である大崎市中心地域の観光物産の一端を担う団体として県政との関わりが深い。	懇親会という名称ではあってもその主目的は情報交換、意見交換の場であり、飲食を主目的とした会合ではなく、請求人の主張には同意できない。	県議として参加する実質的意見交換、情報交換の会合の場合、それを具体的な客観的に裏付ける公開資料が必要だと考えている。実際の県議の仕事は非常に広範囲にわたるものであり、一つ一つの会合がそれぞれ一つ一つの課題解決のための会合などという単純な内容ではなく、それらの現状を把握していない。請求人の主張には同意できない。

請求No	議員名	資料No	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
き15	菊地恵一	112	調査研究費	4,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会費	ア	県議会議員による民主党系派内の当選3回2回生の県政に対する研修会を開催し、もって議員としての資質の向上を図ることを目的とした団体である。	各議案毎にその時々タイムリーな問題・課題に対し県議会議員を講師に研修会を開催し、その後その案件について意見交換することを目的として開催した会合であり、手引引きの委員(1)に記載されている内容である。	請求人主張に対する見解 委員は実費相当分を予め確認のうえ徴収しており、請求人の主張は当たらないと考える。
き16	菊地恵一	113	調査研究費	5,000	古川商工会議所青年部会長	平成23年度1月通常会 員総会後新年会費	ア	古川商工会議所青年部は、古川商工会議所の下部組織として地域の若き企業家が集う団体であり、新陳代謝を促進し、企業家精神を高め、企業の発展を原動力としながら、経済人として地域経済と社会の発展を目指す団体であり、特に経済分野では県とも密接に関わる団体である。	前述の通り団体の会合であり、忘年会ではあるが飲食を主とした会合ではなく、構成メンバーである地域の若手経済人と県政と関わる大切な意見交換・情報交換の場でもあり、手引引きの委員(1)に記載されている内容である。	本件についての請求人の主張は内容を錯誤したと思える。妥当性のない誤った判断での主張であると考ええる。
き17	菊地恵一	114	調査研究費	4,666	県庁古川高等学校同窓会	懇談会参加費	イbク	宮城県立の高等学校である古川高等学校の県庁内の同窓生による団体であり、同窓生の連絡と母校の発展を目的とした会合で、特に様々な県政課題について同窓生という立場から、より中身の深い意見交換・情報交換ができる場となっている。	前述の通り団体の会合であり、教育を目的とした会合でも個人的な会合でもなく、同窓生たる県議会議員と執行部職員がそれぞれ立場から県政課題について意見交換しており、非公式ながら、県政そのものについての議論の場といっても過言ではない。	前述のとおりであり、個人的な会合でも政務調査活動に寄与しない会合でもなく、請求人の主張には同意できない。
き18	菊地恵一	115	調査研究費	3,333	伊藤康志岩山山後塚会会長	新春「伊藤康志岩山山後塚会会を囲む」参加費	カ	大崎市岩山山地区における、大崎市長の支援者を構成する団体であり、岩山山地区に限らず、広く大崎市全員の市政課題について意見交換・情報交換する会でもあり、県内第2の市として大崎市政の諸課題も県政と深く関わっている。	前述の通り団体の会合であり、本件の場合は、各自の主張者となつた上で選挙活動に関する内容ではなく、大崎市における保守系市議会議員や前議員、さらには地域の経済界やJA関係者も参加して広く市政課題について意見交換している。	実質的内容が前述の通りであり、請求人の主張には同意できない。
き19	菊地恵一	116	調査研究費	5,000	七日町中央通り商店街振興組合	新年会会費	イa	大崎市古川地域の七日町商店街に存在する商店会、社会委員とする法人格を有する商店街組合であり、商店街の運営と様々な課題に取り組み、より中身の深い意見交換・情報交換ができる場となっている。	地域の商店街は商業・サービス業の中心地であり、多く本商店街を例外ではない。さらに前年の県日本大震災で大きな被害も受けており、飲食を主目的とした会合ではなく、その復興・復旧・復興に向けた大切な意見交換・情報交換の場であった。	県議として参加する実質的意見交換・情報交換の会合の場合、それを具体的に密約的に意図する公的資料が必要とは考えない。しかしながら、本件の場合はその地域性や時期的要因も含めては自ずと取り上げておられる現状を把握もしいい。請求人の主張には同意できない。
き20	菊地恵一	117	調査研究費	5,000	古高県庁大崎会事務局	第33回古高県庁大崎会総会会費	イbク	宮城県立の高等学校である古川高等学校の県庁内の同窓生による団体であり、同窓生の連絡と母校の発展を目的とした会合で、特に大崎という地域における県政課題について同窓生という立場から、より中身の深い意見交換・情報交換ができる場となっている。	前述の通り団体の会合であり、飲食を目的とした会合でも個人的な会合でもなく、同窓生たる県議会議員と執行部職員がそれぞれ立場から県政課題について意見交換しており、非公式ながら、県政そのものについての議論の場といっても過言ではない。	前述の通りであり、個人的な会合でも政務調査活動に寄与しない会合でもなく、請求人の主張には同意できない。
き21	菊地恵一	118	調査研究費	2,666	大崎市古川観光物産協会会長	平成24年大崎市古川観光物産協会新年会懇談会費	ケ	大崎市古川地域の観光と物産の振興を目的とした団体で、そのための活動を行っている。地域の物産と観光に関わる法人、団体、個人が委員であり、県内第3の市である大崎市中心地域の観光物産の一環を担う団体として県政との関わりが深い。	懇談会という名称ではあるが、飲食を主目的とした会合ではなく、その内容は情報交換・意見交換の場であり、請求人の主張には同意できない。	たまたま団体の会合を引き受けているが、本件の場では県議会議員としての立場からも意見を求められたり、また情報提供を行っており、私的な団体の会合等とは考えない。
き22	菊地恵一	119	調査研究費	3,333	宮城県柔道整復師連盟委員長	会費	カ	柔道整復師としての職務を全うし、社会的責任を果たすために必要となる制度や政策などの具体的な活動を行う。県内の柔道整復師が主なる委員であり、医療現場との連携や災害救護時での協定等、県の医療施策を担う県政にとっても関わりは深い。	飲食を主目的とした会合ではなく、その内容は情報交換・意見交換の場であり、請求人の主張には同意できない。	請求人の主張のような団体とは捉えていない。
き23	菊地恵一	120	調査研究費	3,333	一九会会長	教育界・経済界・観光部 長との懇談会費	ア	県議会議員による民主党系派内の当選3回2回生の県政に対する研修会を開催し、もって議員としての資質の向上を図ることを目的とした団体である。	各議案毎にその時々タイムリーな問題・課題に対し県議会議員を講師に研修会を開催し、その後その案件について意見交換することを目的として開催した会合であり、手引引きの委員(1)に記載されている内容である。	委員は実費相当分を予め確認のうえ徴収しており、請求人の主張は当たらないと考える。
き24	菊地恵一	121	調査研究費	4,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費	アイe	当該団体は宮城県最大の私立学校である東北学院の県議会議員による同窓会であり、議員相互に研修会として母校並びに県政の発展に寄与することを目的とした団体であり、その活動はほぼ執行部制の同窓生による宮城県同窓会と連携しており、特に様々な県政課題について同窓生という立場から、より中身の深い意見交換・情報交換ができる場となっている。	前述の通り団体の会合であり、飲食を主目的とした会合でも個人的な会合でもなく、同窓生たる県議会議員と執行部職員がそれぞれ立場から県政課題について意見交換しており、非公式ながら、県政そのものについての議論の場といっても過言ではない。	前述の通りであり、個人的な会合でも政務調査活動に寄与しない会合でもなく、請求人の主張には同意できない。
く1	寺澤正志	123	調査研究費	4,000	一九会会長	企業局幹部との懇談会費	ア	平成19年当選議員で結成された。今後の議員活動を円滑に行ううえで、研修を積み、県民の生活の向上と県政発展に努めるため。	研修会実施後の懇談会であり、妥当である。	議員の研修活動は当然の事であるが、調査費は社会費として必要である。

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
こ7	外崎浩子	134	調査研究費	5,000	仙台六組合同新年会実行委員会	新年会会費	1a	県内における種類組合と関係業者の方々の構成するもの。伝統の食である分野での組合員数の減少や原料高騰などの課題などの意見聴取の必要性。	組合員の方々ととの面会時期が限られ、又関係業者の方々の国政市政の方々ともあわせて政策立案での意見聴取が出来る貴重な機会であり議員としての出席の必要性があると認識。	認識の相違。
こ8	外崎浩子	135	調査研究費	1,333	仙台市薬剤師会果プロック	県区薬剤師会新年会会費	1a エ	県内における薬剤師の方々の団体。県民・市民・区民の健康づくりについての政策立案について意見聴取。	国会議員、市議会議員とともに県民の健康づくりに関しての政策立案について意見聴取の必要性があると認識する。	認識の相違
こ9	外崎浩子	136	調査研究費	666	自由民主党県支部	県支部総会会費	カ	県区内における様々な層の皆様方の構成 区内においての教育、防犯、等、県政との政策立案の上で深いつながりがあり、意見聴取、意見交換の必要がある。	国会議員、市議会議員とともに各種各層の方々から、意見を聴取する必要があると認識	認識の相違
こ1 (追加)	外崎浩子	453	調査研究費	4,000	次世代を育てる会	懇話会費	1b エ	県内における教育者、社会教育事業従事者の方々の組織。いじめ、不登校、学力低下等に関する課題について意見聴取、意見交換の必要性	有識者を招いての講演会主体の会においての意見交換、意見聴取を行い、県政に於ける教育分野、特にいじめ、不登校、学力低下の課題について出席の必要性ありと認識	認識の相違
さ3	石川光次郎	139	調査研究費	5,000	東北朝燕研究会	定期総会懇親会費	1a	知食を通して、日本の伝統文化を継承・普及、食文化の発展と食品衛生に寄与する調理師で構成する団体。県の生活衛生行政に深く参与している。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ4	石川光次郎	140	調査研究費	4,000	故片桐勝一氏を認ぶ会実行委員会	故片桐勝一氏を認ぶ会費	1a コ	県内トリアスロン競技大会運営における第一人者である氏を津波により亡くなり、全国トリアスロン関係者及び七ヶ浜町長はじめ大会関係者で氏の功績を称ぶ。大会の県スポンサー行政、観光行政における貢献ははかりしれない。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ5	石川光次郎	141	調査研究費	5,000	仙台火曜会会長	ヒアパーチャケット代	1ab コ	異業種経営者交流会。県政全般に関わり様々な勉強会等を主宰する。	このとおりで妥当	そうは思わない
さ6	石川光次郎	142	調査研究費	3,333	東北学院仙台同窓会会長	第32回TGS交流チャリティピアパーティチケット代	1ab オab コ	東北学院の仙台在校生における同窓会であり、異業種交流を目的とした会。	そうは思わない	そうは思わない
さ8	石川光次郎	146	調査研究費	5,000	復興支援ネットワークフォーラム	復興支援ネットワークフォーラム会費	1a コ	(前出139)に同じ)	そうは思わない。	そうは思わない。
さ9	石川光次郎	147	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会費	ア 1a	県管理の下水道処理場から発生する汚泥を堆肥化し、再利用するなど、その実現のために研修活動を行っている会。	目的について、専門家より講演をいただいているので妥当と考える。	そうは思わない。
さ10	石川光次郎	148	調査研究費	3,333	くまがい大後操金会長	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	国会議員後援会主催であるが、国会議員と県議会議員、民間人を交え、県政の諸課題について議論する会	そうは思わない	そうは思わない
さ11	石川光次郎	149	調査研究費	2,000	中野正志後援会	会費	カ	元国会議員の後援会主催であるが、被災者を含めた民間人との震災復興・復興のための諸課題を議論する会	前記の通り、復興施策を議論するのが主であることから妥当であると考え	そうは思わない
さ12	石川光次郎	150	調査研究費	3,333	東北補給処OB会長	創立記念会費	1ab エ	建設関連業経営者、従事者の東北学院同窓で組織する会があるが、同窓のみならず、建設業にたずさわる県民と社会資本整備の諸課題を議論する会	そうは思わない	そうは思わない
さ13	石川光次郎	151	調査研究費	2,666	建設TG会	いも煮会費	エ コ	建設関連業経営者、従事者の東北学院同窓で組織する会があるが、同窓のみならず、建設業にたずさわる県民と社会資本整備の諸課題を議論する会	2.の通りであるので妥当と考える	そうは思わない
さ14	石川光次郎	152	調査研究費	3,000	東北学院ホームカミングデー	会費	1a オ b	東北学院後援者、同窓と私学提携と県発展の為に人材育成を図る為、異業種交流する会。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ15	石川光次郎	153	調査研究費	3,333	仙台東郷類飲飲食業組合	レクリエーション代	エ コ	仙台東郷地区で種類飲食業を営む経営者の会。食品衛生等に貢献している団体。	そうは思わない	そうは思わない
さ16	石川光次郎	154	調査研究費	4,000	宮城県庁尚志会	尚志会総会会費	1ab オb	仙台三高卒業の県職員で組織する団体。県内首長や学校関係者も出席し、高等教育県政のみならず県政全般にわたり議論する会	そうは思わない	そうは思わない
さ17	石川光次郎	155	調査研究費	3,333	宮城県理容生活衛生同業組合 仙台宮城野支部	宮城野支部研修会参加費	コ	理容業経営者で組織する会。生活衛生行政に密着し、業界の諸課題のみならず地域の諸課題について議論する会	2.の通り妥当	そうは思わない。

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
さ18	石川光次郎	156	調査研究費	3,333	伊藤新治郎後援会	会費	カ	仙台市議の後援会主催であるが、ほとんどの人が津波被災者であり仮設入居者である。生活再建の為に意見交換会である。	そうは思わない	そうは思わない
さ19	石川光次郎	157	調査研究費	5,000	藤田一樹特任再任職奉承記念祝賀会発起人	藤田一樹特任再任職奉承記念祝賀会会費	1a コ	参加者がほとんど津波被災者であり仮設入居者である。祝賀会ではあるが話題は生活再建等復旧・復興のみである。	そうは思わない	そうは思わない
さ20	石川光次郎	158	調査研究費	4,000	宮城野ポータルパーク推進協議会会長	合同例会兼忘年交流会会費	1a	宮城野ポータルパーク推進協と仙台駅前口商工專業協会の合同例会・交流会	そうは思わない	そうは思わない
さ21	石川光次郎	159	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	ア 1a	(前出147)に同じ	(記載なし)	(記載なし)
さ22	石川光次郎	160	調査研究費	3,333	建設TG会	会費	1ab エ	(前出151)に同じ	(記載なし)	(記載なし)
さ23	石川光次郎	161	調査研究費	1,333	宮城ガラス飛散防止組合会長	忘年会費	1a	災害時ガラスの飛散を防止する為のガラスを普及させるメーカー・設置業者の会。公共施設整備を主とし活動している。	そうは思わない	そうは思わない
さ24	石川光次郎	162	調査研究費	3,333	仙台火曜会会長	仙台火曜会特別集會費	1ab	(前出141)に同じ	政策議論が主であるので妥当と考える。	(記載なし)
さ25	石川光次郎	163	調査研究費	4,666	江原慎太郎選手後援会事務局長	江原慎太郎選手後援会2011年交流新年会費	1a エ	江原さんを支える異業種経営者等で組織され、スポーツ振興に寄与する会。	スポーツ振興を考えると妥当と考える。	そうは思わない
さ26	石川光次郎	164	調査研究費	5,000	松良千廣先生藍染草堂奉承記念祝賀会事務局	松良千廣先生藍染草堂奉承記念祝賀会会費	1a コ	私立学校経営者であり教育者でもある松良さんと関係の深い人が集まっている。私学振興に寄与する会。	2の通り私学振興を考えると妥当と考える。	そうは思わない
さ27	石川光次郎	165	調査研究費	5,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費	キ	新年互礼祝賀会参加費	宗教行事の初穂料は別途私費で支払っております。	そうは思わない
さ28	石川光次郎	166	調査研究費	4,000	宮城県隊友会会長	平成24年度宮城県隊友会新年会祝賀会会費	1a	自衛隊08で組織され、地域と自衛隊のかけ橋となり地域の安否を確することを目指している団体。	そうは思わない	そうは思わない
さ29	石川光次郎	167	調査研究費	4,666	東北方面特科隊協力会会長	新年会飲食代	1ab	(前出137)に同じ	(前出137)に同じ	そうは思わない
さ30	石川光次郎	168	調査研究費	5,000	宮城県美容業生活衛生同業組合生活衛生同業組合事務局長	新春懇親会会費	1a	美容業界の現状と課題を考えると妥当と考える。	2の通り妥当	そうは思わない
さ31	石川光次郎	169	調査研究費	4,666	仙台火曜会会長	仙台火曜会懇親会会費	1ab	(前出141)に同じ	(前出141)に同じ	(記載なし)
さ32	石川光次郎	170	調査研究費	5,000	宮城県理容生活衛生同業組合仙台宮城野支部支部長	理容仙台宮城野支部新年会会費	1a	(前出155)に同じ	(前出155)に同じ	(前出155)に同じ
さ33	石川光次郎	171	調査研究費	2,666	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	ア 1a	(前出147)に同じ	(前出147)に同じ	(前出147)に同じ
さ34	石川光次郎	172	調査研究費	1,333	石ころの会	会費	1ab エ	各地のボランティア活動に参加する民間ボランティアの団体。定期的に県政に関する勉強会を開催している。	2のとおり妥当	そうは思わない
さ35	石川光次郎	173	調査研究費	5,000	アイグレフォーラム	2012年「新春の集い」パーティー会費	カ	中小企業・小規模事業者・求職者、経営者団体	そうは思わない	そうは思わない
さ36	石川光次郎	174	調査研究費	3,333	建国記念の日を祝う宮城県民大会実行委員会	新年会会費	1ab	我が国の建国を祝う県民の会。歴代県議会議員が会長をつとめている。	そうは思わない	そうは思わない
さ37	石川光次郎	175	調査研究費	4,000	宮城野ポータルパーク推進協議会会長	合同新年会懇親会会費	1a	(前出158)に同じ	(記載なし)	(記載なし)
さ38	石川光次郎	176	調査研究費	4,000	東北学院仙台同窓会会長	東北学院仙台同窓会総会 & 交流会参加費	1a オ	(前出142)に同じ	(記載なし)	そうは思わない
さ39	石川光次郎	177	調査研究費	5,000	宮城県美容業生活衛生同業組合仙台宮城野支部	新年会会費	1a	(前出155)に同じ	(記載なし)	(記載なし)

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査費 費当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
さ40	石川光次郎	178	調査研究費	3,333	石ころの会	会費	1ab 工	(前出172に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ41	石川光次郎	179	調査研究費	5,000	土井とおる連合後援会 チャレンジ21 野区事務支部	土井とおる連合後援会 チャレンジ21 野区事務支部 並びに新春の集い会費	カ	代議士の後援会主催だが、国会議員の講演もありその後の交流会では多くの県民から広報活動や要望 会費10,000円と認識している。	そうは思わない	
さ42	石川光次郎	180	調査研究費	3,333	伊藤新治郎後援会	会費	カ	(前出156に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ43	石川光次郎	181	調査研究費	5,000	東北刺蒸研究会会長	四條公祭会費	1a	(前出139に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ44	石川光次郎	182	調査研究費	4,666	仙台市食品衛生協会宮城 野区事務支部	平成23年度賞詞交歓会・ 受賞者祝賀会会費	1a コ	宮城野区内で営業する食品関係経営者の会。 食品衛生行政に大きく寄与している。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ45	石川光次郎	183	調査研究費	3,333	建設TG会	第39回総会会費	1ab 工	(前出151に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ46	石川光次郎	184	調査研究費	5,000	仙台六組合同新年会実行 委員会	新年会会費	1a 工	仙台市内で組織する種類飲食業組合6団体の合同会 合。 食品衛生等に大きく寄与している。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ47	石川光次郎	185	調査研究費	3,333	一水会会長	新年会会費	1ab	異業種交流懇話会。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ48	石川光次郎	186	調査研究費	666	自由民主党宮城野区支部	宮城野区支部総会会費	カ	政党支部	そうは思わない	総会終了後の食事代。食事をとりながらの地域の諸 課題について、意見交換を行った。
さ49	石川光次郎	187	調査研究費	2,666	中野正志後援会	会費	カ	(前出149に同じ)	(記載なし)	(記載なし)
さ50	石川光次郎	188	調査研究費	4,000	エナルビー・環境議員連 盟事務局長	山本祐奈議員陣議員との懇 談会会費	ア 1a	会派政務調査会内の勉強会。	そうは思わない。	そうは思わない。
さ51	石川光次郎	189	調査研究費	3,333	神道政治連盟宮城県本部 議員連絡協議会	神道政治連盟宮城県本部 議員連絡協議会会費	カ	日本の伝統文化を後述に正しく伝えることを目的にし た県内地方議員で組織する団体	そうは思わない	そうは思わない
さ53	石川光次郎	191	調査研究費	4,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費	ア 1a	東北学際出身の県議で組織し、私学振興を主に議論 する会。	議論が主であるので妥当。	そうは思わない。
さ54	石川光次郎	192	調査研究費	1,333	石ころの会	会費	1ab 工	(前出172に同じ)	(前出172に同じ)	(前出172に同じ)
さ1 (追加)	石川光次郎	454	調査研究費	3,333	大志の会事務局長	大志の会例会会費	1ab 工	異業種経営者勉強会、県政、仙台市政の諸課題につ いて勉強する会。	2の通り妥当	そうは思わない
さ2 (追加)	石川光次郎	455	調査研究費	5,000	宮城県セーリング連盟理 事長	2011イヤー・エンドバー ティ参加料	1a コ	県セーリング競技振興環境整備等議論する会。	2の通り妥当。	そうは思わない。
さ3 (追加)	石川光次郎	456	調査研究費	4,000	一水会会長	一水会会費	1ab 工	(前出185に同じ)	(前出185に同じ)	(前出185に同じ)
さ4 (追加)	石川光次郎	457	調査研究費	3,333	宮城県サッカー協会会長	平成24年新年会会費	1a	サッカー協賛振興等議論する会	2の通り妥当。	そうは思わない。
さ5 (追加)	石川光次郎	458	調査研究費	2,000	宮城県ラグビーフットボー ル協会会長	新春懇談会参加費	1a ケ	ラグビー競技振興等を議論する会。	2の通り妥当。	そうは思わない。
さ6 (追加)	石川光次郎	459	調査研究費	2,666	東八郷丁町内会	東八郷丁町内会新年会費	1a	地域コミュニティ強化、地域課題を議論する会。	2の通り妥当。	そうは思わない。
さ7 (追加)	石川光次郎	460	調査研究費	3,333	大町へそのを	宮城県青年防衛協会新年 会・陸自広報室との懇談 会	1ab 工	(前出138に同じ)	(前出138に同じ)	(前出138に同じ)
さ8 (追加)	石川光次郎	461	調査研究費	3,333	N. D. K仙台	新年会費	1ab	容技術研鑽団体、業界の諸課題を議論する会。	2の通りであるので妥当。	そうは思わない。

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
さ9 (追加)	石川光次郎	462	調査研究費	3,333	宮城県トリアス協会 会長	平成24年度総会費(懇親会)	ケ	トリアス協会協賛費を議論する会	2のとおりであるので妥当	そうは思わない。
さ10 (追加)	石川光次郎	463	調査研究費	4,000	常盤木学園サッカー部を 応援する会代表	レセプションパーティ参加費	イαコ	全国有教私立高校のサッカー部を応援する県業種経営者等で組織し、私学振興スポーツ振興を議論する会。	2の通りなので妥当。	そうは思わない。
し2	佐藤光樹	197	調査研究費	3,333	塩釜商工会議所青年部	塩釜商工会議所青年部定期総会会費	ケ	市内の商業に携わる青年部の団体であり、市民のためのお祭りやイベント等に関する組織であり、宮城県議として顧問もしている。あくまで職である。(議員になった人が顧問に就任)	宮城県議会議員として顧問と云う書き方で出席している。青年部の委員ではない為、公的な県議として出席している。	宮城県議会議員として顧問と云う書き方で出席している。青年部の委員ではない為、公的な県議として出席している。
し3	佐藤光樹	197	調査研究費	4,666	東北学院附属岡高等学校 同窓会	懇親会費	オb	文字通り、高校の同窓会組織であり、年に数回役員会や総会等で幅広い年代の方々や広範囲に亘る関係者の方々と一緒に活動する絶対的機会である。医療関係、役所関係、建設関係、不動産関係等々多くの方々から県政に対する批判や要望を聞かせて頂く、重要な場所である。	先程も主張した通り、この会合でしか会えない方々や地域の商業活動やそれらの業種の動向、景気の流れを知る貴重な機会であり、妥当と考えている。	これまでの説明どおりで見解の相違と考える。
し4	佐藤光樹	198	調査研究費	5,000	仙台ベルフューニョ激闘会 事務局	仙台ベルフューニョ激闘会会費	イαコ	仙台激闘のプロジェクトのメンバーチームである。地域によってスポーツのプロジェクトも数多くあり、市民にとって重要な事であると考えます。	この機会にしか会えない運営会社、選手支援行政等と意見交換を行なった。	この機会にしか会えない運営会社、選手支援行政等と意見交換を行なった。
し5	佐藤光樹	199	調査研究費	4,666	宮城県議会OB会会計担当	第2回宮城県議会OB会会費	ア	宮城県議会OBと現職議員、県庁執行部の参加も含む、年に数回の意見交換が目的であり先方から事後への指導執行部への提案等も多岐にわたる。	個人的な会合でOB、現職議員、県庁執行部の参加はあり得ません。経緯に基づく指導は、今後共県政のみならず必要な動向であると考えます。	見解の相違である。
し6	佐藤光樹	200	調査研究費	3,333	隊友会塩釜支部長	平成24年隊友会塩釜支部新年懇親会費	イαケ	自衛隊OBの集まりであり塩釜市内在住の皆さん。自衛隊と現職自衛隊OBとのかけ橋の団体であり、震災後は特に震災対応における自衛隊との関わり地域との関わり、住民との関わり等地域に密着した活動について御指導頂いている。	この機会があればこそ自衛隊の活動や災害時にどのように対処すべきか指導して頂いております。	宮城県議会議員特別会員として参加している。公的な役割に立っている立場として御参加させて頂いている。(議員として特別会員になっているものも公的な立場で参加)
し7	佐藤光樹	200	調査研究費	3,333	塩釜商工会議所青年部	新年会会費	イαケ	市内商業団体に属する45歳までの会員で構成されている。一方、地域イベントや活動に積極的に参加している団体であり、その活動は街づくりの活動、市政、政治活動と連携している。	この団体とは、総会、新年会の2回の懇談会があります。この2回の懇談会の機会にコミュニケーションする事により多くの情報や活動内容、市内商業の状況について教えて頂ける機会と考える。この内容から県議会での質問や活動に活かしている。	イα、飲食をともなわないが、意見交換した。宮城県議会議員顧問として参加している。あくまで正会員ではないが、参加している。公的な立場で参加させて頂いている。主張については、見解の相違と考える。前述のとおり塩釜市内の商業活動の中心を担う方々と意見交換させて頂いております。(商業の状況、各業種の状態、主催イベントの状況等)顧問は現職議員のあてである。主張については、見解の相違である。
す1	長谷川洋一	201	調査研究費	4,000	宮城県隊友会 新年祝賀会会費	平成24年宮城県隊友会新年祝賀会会費	イα	社団法人宮城県隊友会は危機管理の専門家として防災ボランティア組織を結成するなど自衛官退職者で構成する県組織であり、下部組織として各市町村隊に支部があり災害時には自主的に各種の支援活動を行っており県政の一助を担っております。	この会合には、県、市町村隊友会、現職自衛官、国会議員、知事、各市町村長等約400人が参加し、災害救助、山林火災の対応などについて意見交換したものであり、会費の6,000円の3分の2の2,000円を調査研究費として支出したものであります。	上記のとおり多くの参加者があり多くの者と各社交換し危機管理対応についての意見交換を実施したものであり、会費の一部は調査研究費に該当するものと考えます。
せ2	池田善彦	203	調査研究費	3,333	土井とおる連合後援会 チャレンジ21	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	国政の課題について研修する目的。この講演は3、11の復旧事業と関係も意見交換。	該当しないと考えます。この後援会に参加しなければ元総理の考え方が聞けなかった。	役に立っており見解の相違と考えます。
せ3	池田善彦	204	調査研究費	3,333	神道政治連盟宮城県本部 議員連絡協議会	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	カ	国政の課題について研修する目的。日本国を対外的に見、考えることで県政への参考になると考えます。	該当しないと考えます。県議会議員として、質の向上になっている。	役に立っており、見解の相違と考えます。
そ1	佐々木征治	205	調査研究費	3,333	桜下開花亭	お食事代(異業種懇談会)	イα	市政や県政、国政の課題等、社会情勢、経済の動向について情報交換することを目指す。この講演は3、11の復旧事業と関係も意見交換。	社会情勢を把握するための意見交換の場として、絶好の機会である。	県民の声を聞く機会としてとらえています。

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
そ2	佐々木征治	206	調査研究費	3,333	藤岡奈穂子選手新世界チャンピオン杯賞状委員会	藤岡奈穂子選手新世界チャンピオン杯賞状委員会	イ コ	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
そ3	佐々木征治	207	調査研究費	5,000	祝賀委員会	祝賀委員会	イ コ	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
そ4	佐々木征治	208	調査研究費	4,000	宮城県隊友会大崎支部支部長	宮城県隊友会大崎支部支部長	イ a	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
そ5	佐々木征治	209	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会会長	ア	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
そ8	佐々木征治	213	調査研究費	2,000	宮城の復興を考える会事務局	宮城の復興を考える会事務局	イ ab	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
そ9	佐々木征治	214	調査研究費	2,666	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会会長	ア	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
そ10	佐々木征治	215	調査研究費	3,333	故郷戸弦一先生を想ふ会発起人	故郷戸弦一先生を想ふ会発起人	イ a	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
た1	安部孝	216	調査研究費	3,333	県庁松島会事務局長	県庁松島会事務局長	イ ab	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
た2	安部孝	217	調査研究費	2,000	宮城の復興を考える会事務局	宮城の復興を考える会事務局	イ ab	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
た3	安部孝	218	調査研究費	2,000	自由民主党松島支部	自由民主党松島支部	カ	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
た4	安部孝	219	調査研究費	4,000	工ネルギー・環境議員連盟事務局長	工ネルギー・環境議員連盟事務局長	ア	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
ち1	菅川章太郎	220	調査研究費	3,333	加美理容組合総会費	加美理容組合総会費	ケ	大橋市の選手としても活動している藤岡選手は、地元出身で、大橋市内の主な施設が一同に集まるとしても期待が持てた。	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
ち23	菅川章太郎	243	調査研究費	4,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費	7 1a	東北学院出身者で構成されており、宮城の教育、私学振興の為に各種課題の共通認識及びその対応施策を検討することが県の推進・教育の向上に貢献いたします。	東北学院私学が抱える問題、大震災復興旧対応等々意見交換は重要でありましたので調査費の充当は妥当であります。	前述のことからアイαについては特に問題はなく政務調査費の充当は妥当であるとの見解です。
つ2	小野隆	246	調査研究費	3,333	仙台CNCへア技術集団	平成23年度仙台CNCへア技術集団忘年会会費	1a	県理研組合の青年達がへア一技術の研究組織として活動しており、この日も東北へア一コンクール参加に際して委員との意見交換があった。青年達が考える理研組合の将来について意見交換をし、理研組合と非組合店の営業時間や大型の理研店との関係について要望を託された。	飲食の主目的には該当せず、意見交換が主であり政務調査として妥当性がある。	見解の相違である。
つ3	小野隆	247	調査研究費	2,333	泉区社会福祉協議会会長	地区福祉協議会会長懇談会費	ケ	地域福祉の先頭に立ち、高齢者の暮らし活動や町内会サロン活動をしている地区の福祉協会長が集まり下記の意見交換をした。①災害みなし住宅(借り上げ住宅)の活用。②地域支えあいセンター。③NPOまちづくり対策フォーラムの活動について意見交換、情報の収集を行った。	東日本大震災時、地域の「生の声」を聴くことができ、素早く県政に反映させた。	見解の相違である。
つ4	小野隆	248	調査研究費	5,000	泉区柔道協会事務局	平成23年度泉区柔道協会忘年会参加費	1a	柔道協会は、地域の子どもたちへスポーツ少年団兼道場としてボランティアで指導を行っている。次の点で意見交換をしている。①柔道練習場の確保と震災対応について②H24.4より中学校への武道導入について、外部講師の派遣について	会費については「政務調査費の手引」110ページの会費(参加費)の通り控分して支出している。意見交換が主である。	見解の相違である。
つ5	小野隆	249	調査研究費	5,000	松自千廣先生経歴褒章受章記念祝賀会事務局	松自千廣先生経歴褒章受章記念祝賀会会費	1a	県内自衛隊について補助金の増加、県民意識の調査、自衛隊の募集がなされた。	意見交換が主であり「手引き」により控分して支出している。	見解の相違であります。
つ6	小野隆	250	調査研究費	4,000	宮城県陸上競技協会会長	平成24年度宮城県陸上競技協会新年祝賀会会費	1a	県内の自衛隊のOBで組織している。当日は①復興支援ボランティア活動について②自衛隊活動の後方支援について意見交換をした。③自衛隊の各種訓練について④自衛隊員、他地域の各種団体の代表者など幅広い参加者があり、地震防災など自衛隊と行政との関わりについて情報の収集をしている。	地域社会にとり、自衛隊は各種災害支援等で貴重な存在となっている。	見解の相違であります。
つ7	小野隆	251	調査研究費	5,000	宮城県中華料理生活衛生同業組合	平成24年度新年会並びに祝賀祝賀会会費	1a	県内の中華関係業者の集まりであり当日は①震災に対する支援策について②地産地消の食材活用についてなど意見交換をした。③中華料理の技術向上や商業振興にも寄与している。	飲食の主目的には該当せず、意見交換が主であり政務調査費としては妥当性がある。参加費も控分して支出している。	見解の相違である。
つ8	小野隆	252	調査研究費	5,000	仙台CNCへア技術集団	交友会会費	1a	H23.12.5別添資料と同様である。この日は①県理研技術大会の開催について②新へア一スタイルの研究について等々意見交換した。	意見交換が主であり、理研組合の立場から県政とも密接に関わっている。	見解の相違であります。
つ9	小野隆	253	調査研究費	2,000	仙台市泉区体育協会会長	泉区体育協会新年会費	ケ	地域のスポーツ振興及び住民の健康維持のため、2/3日体育協会と共同で地域貢献をしている。当日も、①2月4日体育協会役員研修会に開催について、②ねんりんピック宮城・仙台大会の開催準備について等々、意見交換をしている。	東日本大震災で、体育施設が大きく損壊し、練習確保が緊急の課題となっており、被害情報の把握・収集に役立ち、政務調査として妥当性はある。	見解の相違であります。
つ10	小野隆	254	研修費	3,333	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会会費	力	日本政策研究センター代表の伊藤晋夫氏による「日本を思い直す」講演を受け、各町にわたって議論・意見交換をした。県政発展のため広く役立つ。	飲食はありません。	見解の相違であります。
て3	安藤後威	269	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	ア 1a	議員有志の勉強会、好気性バクテリアによる有機物の分解等、汚せん菌の処理などを実証実験している。有用菌や実用法人の導入と意見交換するなど、県政に役立つバイオテクノロジー一技術等を学ぶ為に機能していると考え。	議員有志の勉強会を開催し、必ず相手の有るなどでの飲食を伴う場合(PM18:00~20:00)も有ると思つた。またその様な場合2/3若しくは5,000円を上限とし、充当するといふルールに決まっている。	単なる決めつけ、請求人の思い込みによるもの。自民党県民会議のみを請求しており、悪意に依るこじつけ。
て4	安藤後威	270	調査研究費	2,333	西村明宏白石市後援会	懇談会会費	力	現職国会議員の白石に有る後援組織。一般市民、団体幹部等、懇談会には市長、国會議員本人が出席し、県事業や国の補助事業など白石における各種事業について意見交換する機会に使っている。	前記の通り	単なる決めつけ、請求人の思い込み。自民党県民会議に依るいやがらせ

請求地	議員名	資料No	依企画目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解	
ぬ3	仁田和廣	331	調査研究費	3,333	多賀城市建設職組合組合長	懇親会会費	1a	業界の現状を調査し、問題点を深める。常任委員会で質問等でも業界の問題点を質問できる。区長各氏は、住民との大事な接点であり情報を得る。	左記のとおりであり建設職の若手の方々の会費を調査し、問題点を掘り起こし定価より解決するため政務調査費の充当は妥当性があると考えます。	左記の記事の通りであり主張は正しいと考えます。	
ぬ4	仁田和廣	332	調査研究費	4,000	多賀城市区長	平成24年多賀城市区長会新年会会費	1a	区長各氏は、住民との大事な接点であり情報を得る。	地域と密着して活動している区長さんの方と意見交換し、実情をつかき、問題点を掘り解決するために妥当と考えます。	左記の記事の通りであり主張は正しいと考えます。	
ぬ5	仁田和廣	333	調査研究費	3,333	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費	カ	県議及び市町内議員から構成されており国政県政の課題や市町村との意見交換会等の開催をしています。	主たる目的が後援会と意見交換会になっているので政務調査費を充当するのは妥当と考えている。	実質は領収書の通りであり支出にたいも範囲内で充当し、請求人の主張は当たらないものと考えます。	
ぬ6	仁田和廣	334	調査研究費	4,666	多賀城地区防衛協会会長	[国本連隊費を送る夕べ]会費	コ	地区防衛協会に地元と自衛隊の協力の会であり防衛の考え方を拡充し今後の災害への対応も考えること県政の大きな課題と考えます。	左記のとおり政務調査費を充当するのは妥当と考えます。	左記記事のとおり妥当に思います。	
ぬ1	藤倉知格	335	調査研究費	2,000	宮城の復興を考える集い事務局	会議参加費	1ab エ	目的は大震災からの復興復興の推進と加速化である。活動内容は当該目的達成のため県政と国政との連携、情報交換である。主な構成員は国会議員と県会議員。県政との関わりは大震災からの復興復興と国政との連携は県政に連絡する最重要テーマである。	復興復興の加速化を目的とする県政と国政に関わる重要事項を連携して実施するための意見、情報交換は政務調査費の充当に妥当性があり、基本的に飲食を主目的とした会食ではない、しかし時間帯の都合上、軽い飲食を伴ったことから従分率を2/3とした理由である。	実質、実態として大震災からの復興復興の着実な推進と加速化を目的とした会食であり、その目的に添った、宮城の復興を考える集い事務局からの提示に依り3000円を支出した理由である。しかし軽い飲食を伴ったことから2/3の従分率とした理由である。	
ぬ4	相沢光哉	338	調査研究費	5,000	宮城県護国神社社務所	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	宗教祭禮(折衝・奉納等)だけであれば充当すべきでないが、に記載の通りの内容を有し、従分率上であることから妥当なものである。	宗教祭禮は協議書布・儀式執行などの特定の宗教活動を行うが、当該団体はわが国の歴史・伝統・文化に根ざした活動母体の一つであり、多数の参加者との意見交換は国政県政上の政務調査費に十分該当し、妥当なものである。また、政務調査費は宗教祭禮の政治への大きな関与を有するもので、宗教団体の政治活動そのものは世界のほぼ全ての国家が認めている。	338に記載の通り。
ぬ8	相沢光哉	340	調査研究費	1,333	仙台オペラ協会	平成23年度懇親パーティー会費	ケ	338参照	該当しない。約60名の参加者で、オペラを中心とした文化活動に際し意見交換を行うことは十分妥当性が有り、従分率上でも有る。	団体の理事として出席、主張区分、ケの対象としている意味が不明。多様な意見交換の場合は政務調査活動に十分該当している。	338に記載の通り。
ぬ9	相沢光哉	341	調査研究費	5,000	龜岡八幡宮代表役員	玉串料、直会料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り。	338に記載の通り。	
ぬ10	相沢光哉	341	調査研究費	5,000	松尾神社	例祭玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り。	338に記載の通り。	
ぬ11	相沢光哉	342	調査研究費	5,000	クロスロード商店街振興組合理事長	会費	ケ	団体は仙台市中心部に位置する商店街振興組合で、年1回の総会後の懇親会に仙台市担当代表らと共に参加している。商況や消費動向等貴重な情報収集の場である。	該当しない。意見交換の内容が十分県政に関連あり、費用の従分率上により妥当性十分。	主張区分、ケを主張しているが、目的は「おはれと出、出席の立場は団体顧問として(念のため、顧問料等は一切なし。)	主張区分、イ、ケを主張しているが、意見交換等による政務調査活動として極めて妥当。出席の立場は団体顧問として、
ぬ13	相沢光哉	344	調査研究費	5,000	仙台駅前商業会会長	平成23年度総会懇親会会費	1a ケ	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り。	338に記載の通り。	
ぬ14	相沢光哉	345	調査研究費	5,000	大和教団本庁	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り。	338に記載の通り。	
ぬ16	相沢光哉	347	調査研究費	3,333	おおまち商店街振興組合理事長	連帯総会懇親会会費	ケ	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り。	342に記載の通り。	
ぬ17	相沢光哉	348	調査研究費	5,000	青葉神社社務所	初穂料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り。	338に記載の通り。	

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費者当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の18	相沢光哉	349	調査研究費	2,000	本町商店街振興組合理事長	本町商店街振興組合総会 懇親会会費	ケ	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り。	請求人主張に対する見解
の20	相沢光哉	351	調査研究費	3,333	みやぎ芸術振興懇話会事務局	芸術文化交流会費	ア	東日本大震災後、長期閉鎖が続いている東京エレクトロニクスホール宮城の根本的なりリニューアル化について、芸術振興プロポーザル関係者との意見交換会。	該当しない。 21に記載の活動内容でかつ、按分計上により妥当性は十分確保されている。	主張区分:アにより不当と主張しているが、会合の目的・内容・県政との関わり・費用按分計上等から正当なものである。
の22	相沢光哉	353	調査研究費	3,333	仙台市食品衛生協会	平成23年度通常総会会費	ケ	食の安心安全に寄与する団体として公益社団法人(現在1)の事業活動を行っている。	該当しない。食品衛生行政に関わる情報収集に寄与大。	請求人の主張(主張区分:ケ)は団体の実体と目的・活動内容から見て、議外のものと思われ、参加立場は団体顧問(念の為、顧問料等は一切なし)
の24	相沢光哉	355	調査研究費	3,333	日本李登輝友の会宮城県支部	許世楷先生を囲む夕食会 会費	ケ	日本李登輝友の会宮城県支部は、大震災後多大の支援をいただいた台湾との窓口の一つとして、各種事業の展開をサポート。台北駐日経済文化代表処元代表許世楷氏の来県に合わせ夕食会を開催した。	該当しない。費答を担いでの会合開催・費用の按分計上などから妥当性が高い。	請求人主張は的を外れている。
の25	相沢光哉	356	調査研究費	5,000	宮城県麻雀雀位審査会	大会懇親会	ケ	団体は宮城県府農業組合連合会と同一で、年に6~8回県民市民を対象とした大会を開催している。毎年各地で開催されるねりんピック参加競技の一つでもある。高齢者や女性らを中心とした健康促進の推進団体。政務調査費実績報告書(H23.6.19)参照。	親柱に参加する費用ではなく、団体関係者(10~20名)との懇親会費用。前記の団体活動の趣旨を主とする意見交換の場であり、按分計上により妥当性が低い。	請求人の主張はあたらぬ。なお、参加の立場は組合顧問(兼議-仙台市議各1名)
の26	相沢光哉	356	調査研究費	3,333	肴町青鞞会会長	肴親会総会費	ケ	団体は青葉区大町地区の町内会の一つで住民意識の醸成や県政課題への要望・意見をうかがう対象として通している。総会後の懇親会に顧問として出席。政務調査費実績報告書(H23.6.19)参照。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保されている。	主張は見当違いと思う。
の27	相沢光哉	357	調査研究費	5,000	東北割烹研究会	定期総会懇親会費	ケ	政務調査費実績報告書(H23.6.19)参照。団体は調理師団体の一つで、主に和食(日本料理)調理師によって構成されている。	該当しない。政務調査費を充当するに足る会合の目的・内容があり、かつ按分計上により妥当性が確保されている。	主張はあたらぬ。出席の立場は団体顧問。
の28	相沢光哉	358	調査研究費	5,000	宮城県グリーンニング生活衛生同業組合	23年度懇親会会費	イaケ	県内13業種の生活衛生同業組合の1つ。 政務調査費実績報告書(H23.6.26)参照	該当しない。 357に記載の通り(同等の内容)	357に記載の通り(同等の内容) 出席の立場は団体顧問。
の29	相沢光哉	359	調査研究費	3,333	東北学院仙台同窓会会長	第32回TGS交流チャリティピクニックイベント代	オabコ	東北学院同窓会(例えば県庁TGS会、県議TG会など)の一つで仙台地区を基盤としている。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	請求人は主張区分:オabコと主張しているが、チャリティ-寄付ではなく会合費用であることは明らか。多数の参加者と国政県政等の意見交換の場であり、請求人の主張は誤り。
の30	相沢光哉	359	調査研究費	5,000	宮城県種類飲食業生活衛生同業組合	第53回定期総会会費	イaケ	357に記載の通り(同等の内容)	357に記載の通り(同等の内容)	357に記載の通り(同等の内容)
の31	相沢光哉	360	調査研究費	4,000	立町小学校PTA	立町小学校PTA「歓迎会」参加費	コ	PTA、学区内社協、町内会、日赤赤十字団等の人々が参加する会合であり、初等教育や子ども達の諸課題について意見交換が行われ、県政との関わりが多い。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	主張区分:コとする請求人の主張は見当違いで誤りである。
の32	相沢光哉	361	調査研究費	3,333	本町新光町内会会長	会費	イaケ	356に記載の通り。(同等の内容)	356に記載の通り。(同等の内容)	356に記載の通り。(同等の内容)
の33	相沢光哉	361	調査研究費	2,666	宮城県日台親善協会	参加費	ケ	352に記載の通り。	352に記載の通り。	352に記載の通り。 団体での役職は会長職。

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・東政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の34	相沢光哉	362	調査研究費	666	鈴木しげお連合後援会	くさやの会会費	カ	仙台市議会議員主催の会合であるが、約100名の参 会者との意見交換の真意があり、東政に対する真摯な 要望が多かった。	該当しない。 会合の内容、按分計上から妥当性は十分確保されて いる。	主張区分「カ」は、いわゆる税金で賄われているのだから 政党活動(本件は市議による議員活動)に支出すべ きでないという意味合いと思うが、政治は生きて社会の 多様な国民市民の意見や請願権の上に成り立っている ものであり、一党独裁国家ならいざ知らず、自由主 義、民主主義のわが国にあっては、議員の調査活動 の分野対象を制限するのではなく、その実体の可否を 見極めながら、調査の自由度を担保しなくてはなら ないと思う。666円の支出に対し、このような主張をする こと自体、また監査事務局が何らのチェックを加えず (判断なく書類の提出を求めることに議連監査委員 経験者として、疑問を感じる。
の35	相沢光哉	363	調査研究費	5,000	名掛丁商店街振興組合 専長	総会会費	イアケ	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り(同等の内容)	342に記載の通り(同等の内容)
の36	相沢光哉	364	調査研究費	5,000	愛宕神社社務所	初穂料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。) 初穂料とあるが通会を含めた会費相当の性格を有し ている。338に記載を参考にされたい。なお、政務調査 実績報告書(H23.7.24)参照	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の37	相沢光哉	365	調査研究費	5,000	公平有声氏受容祝賀会表 行委員会委員長	受容祝賀会参加費	コ	政務調査実績報告書(H23.7.30)参照。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は 確保されている。	請求人の主張(主張区分「コ」)は会合の内容よりも冠 婚葬祭や慶弔行事という形式で判断しており、内容・ 実体は政務調査費対象とすることが不適切・不当では ない。
の38	相沢光哉	366	調査研究費	5,000	青葉城本丸講義長	会費	コ	青葉城本丸講義は毎年夏祭りを主催しており、約400 名の参加がある。大震災後の復旧復興等に因する 意見交換の場でもあり、また、米買として採撈も行う。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は 確保されている。	365に記載と同じ(同等の内容)
の39	相沢光哉	367	調査研究費	5,000	立町地区町内会連合会	総会懇親会会費	イアケ	358に記載と同じ(同等の内容) 青葉区立町地区町内会連合会の会合には社会福祉 団体や小学校PTA関係者等も出席する。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は 確保されている。	(主張区分「イアケ」)によって不当とする請求人の主張 は、会合の内容等の把握に全く配慮していない。政務 調査は学術調査ではなく、多様な人々の意見を聞き 取り、回答することによって成り立つことを理解された らなければならない。
の40	相沢光哉	368	調査研究費	5,000	仙台曹司会	例会費	イブク	仙台曹司会は昭和63年に発足した若手経営者の集 まりで、多種多様な職業人(次男以下であることが資 格要件)で成り立っている。会員数約40名。	該当しない。会合の内容及び按分により妥当性は確 保されている。	約30年にも及ぶ団体としての活動が継続しており、主 張区分「イブク」の対象には当たらない。
の41	相沢光哉	369	調査研究費	3,333	宮城県日台親善協会	懇談会会費	ケ	361、352に記載の通り。	361、352に記載の通り。	361、352に記載の通り。
の42	相沢光哉	370	調査研究費	5,000	大崎八幡宮	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の43	相沢光哉	371	調査研究費	5,000	宮城県護国神社社務所	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の44	相沢光哉	372	調査研究費	5,000	大崎八幡宮	平成23年例大祭献酬式 玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の45	相沢光哉	373	調査研究費	5,000	東北朝雲研究会	復興支援キックオフパー ティ会費	イアケ コ	357に記載の通り	357に記載の通り(同等の内容)	357に記載の通り(同等の内容) (主張区分「イアケ」は復興支援という名称がついた めと思うが内容は夏季ハーブフェスティバル 政務調査実績報告書(H23.9.11)参照。

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の46	相沢光哉	374	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	ア	当該団体は微生物の発酵作用による活性炭や有機物処理に関する特許案件を基に産地改良や環境改善をはかる研究団体で県議約10名が参加している。大震災後の指定廃棄物処理についても廃絶化などの手法等を調査研究している。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保されている。	請求人の主張は、実体的外れである。
の47	相沢光哉	375	調査研究費	5,000	三米会代表世話人仙台駅前商店街振興組合理事長	平成23年三米会親月会会費	コ	仙台市中心部商店街振興組合及び仙台市関係者で構成され、年2回懇話会に招かれている。仙台市の商況や経済動向を知る会合。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保されている。	請求人の主張は、実体的外れで、実体について不認識といわざるを得ない。
の49	相沢光哉	377	調査研究費	3,333	くまがい大後澤会会長	熊谷大と県議会議員の会費	カ	参議院議員との国政・県政上の諸課題に関する意見交換の場であり、会費の按分計上は許容される範囲と判断した。	338に記載の通り(同等の内容)が、請求人の主張は意見の分かれる処と思う。	
の50	相沢光哉	378	調査研究費	5,000	青葉神社社務所	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の51	相沢光哉	379	調査研究費	2,666	東北学院中・高校同窓生親睦ゴルフコンパニ世話人代表	祝賀会費	コ	ゴルフコンパニ競技には参加しなかったが、仙台市内津島で開催された懇話会に出席した。大震災後の復旧復興等に関しての意見交換があった。出席者約20名	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保されている。	請求人はリカリエーションの会合と判断したものと思うが、会合の内容から政務調査費の対象(按分あり)とならうかと判断
の52	相沢光哉	380	調査研究費	3,333	東北方面後方支援隊	祝賀会費	イab エ	陸上自衛隊東北方面後方支援隊創設祝賀会に出席(協力会会員として)自衛隊は東日本大震災被災者救済以降陸自内において多大の貢献があり、救済活動等に際して意見交換や説明を受けた。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性を確保。	請求人の主張は何を意図しているのか理解ができていない。
の53	相沢光哉	381	調査研究費	5,000	桜岡大神宮	初祭初穂料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の54	相沢光哉	382	調査研究費	5,000	宮城県護国神社社務所	玉串料	キ	(支出金額の内容等について説明願います。)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の55	相沢光哉	383	調査研究費	4,000	仙台曹司会	初会費	イb ク	368に記載の通り(同等の内容)	368に記載の通り(同等の内容)	368に記載の通り(同等の内容)
の56	相沢光哉	384	調査研究費	2,000	養賢齋塾	国策セミナー	—	—	—	添付資料の通り、右側に「国策セミナー」前取証があり、何故「領収書でない」と主張されるのか分かります。
の57	相沢光哉	385	調査研究費	5,000	日本民謡声水会会主	平成23年度発表会兼懇話会会費	イa ケ	日本民謡愛好者でつくる団体に会員数約80名。日本の歴史・伝統・文化の一端を担っている日本民謡振興は大衆芸術伝承のために大切である。	該当しない。会合の内容と按分計上によって妥当性は確保されている。	請求人の主張は民族文化芸術に對しての関心が薄く、活動内容に対する消費力も想像力も欠如している。
の58	相沢光哉	386	調査研究費	5,000	後藤登氏祝賀受章祝賀会	祝賀会費	エ コ	祝賀受章を受けた方に対する祝賀会開催で、多数の出席者(約250名)間での意見交換に国・県政に対する要望や期待を感じる事ができる。	該当しない。会合の内容及び按分計上に妥当性の確保あり。	会合中味への想像力に欠け、形式的に主張しているだけ。
の59	相沢光哉	388	調査研究費	5,000	宮城県護国神社社務所	玉串料	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の61	相沢光哉	389	調査研究費	4,000	仙台五城ライオンズクラブ	チャリティ食味会チャケット代	オa	仙台五城ライオンズクラブは在仙台ライオンズクラブの中でも活発な活動で知られ、食味会という懇話会も開催行事の一つ。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	チャリティという名称からの主張と異なり、あくまで会費であり、多様な意見交換の場から政務調査費の計上は妥当
の62	相沢光哉	390	調査研究費	3,333	みやぎバイオ研究会会長	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	ア イa	374に記載と同じ(同等の内容)	374に記載と同じ(同等の内容)	374に記載と同じ(同等の内容)

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の63	相沢光哉	391	調査研究費	4,000	仙台曹司会	例会費	1bク	368に記載の通り(同等の内容)	368に記載の通り(同等の内容)	請求人主張に対する見解
の64	相沢光哉	392	調査研究費	5,000	宮城県宅地建物取引業協会	宮城県宅地建物取引業協会主催会合参加費	1a	公益社団法人である本団体は県内の不動産業界(宅地建物業)の諸課題に取組む一方県民の公益法人として県民福祉の向上や県土の発展に寄与する使命を有している。	368に記載の通り(同等の内容) 該当しない。 会合の内容及び振分計上により妥当性は十分確保されている。	協会顧問の立場から言っても協会の公益性・公共性は高く県土地不産産行政を補完して余りあり、1aの対象と考えざるを得ない。
の65	相沢光哉	393	調査研究費	4,000	宮城県鍼灸マッサージ師会	23年度受費者祝賀会及び出版パーティー	1aケ	県内の鍼灸マッサージ師によって構成されている団体で国家資格を有し、盲人就労事業としても重要な分野を担い、県規模障害者支援学校との深い関連もある。	該当しない。 会合の内容、振分計上から妥当性は顕著である。	請求人の主張は団体の実体について無知かと思う位であり、1aケの対象にはなる筈がない。団体の顧問を20年以上上勤めている。
の66	相沢光哉	393	調査研究費	5,000	宮城県麻酔科医会	会費	1aケ	358に記載の通り(同等の内容)	356に記載の通り(同等の内容)	356に記載の通り(同等の内容)
の67	相沢光哉	394	調査研究費	5,000	大和教団本庁	開祖様生誕祭玉串	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の68	相沢光哉	395	調査研究費	3,333	建設TG会	会費	1abエ	建設業界における東北学院同窓会組織、国政、県政に間接的に関与が深く、意見交換の場では多岐にわたる要望や問題提起がある。	該当しない。 会合の内容及び振分計上から妥当性あり。	会合の実体から乖離していると思う。
の69	相沢光哉	396	調査研究費	3,333	仙台オペラ協会	役員会・懇親会費	ケ	336に記載の通り(同等の内容)	336に記載の通り(同等の内容)	336に記載の通り(同等の内容)
の70	相沢光哉	397	調査研究費	5,000	松良千廣先生監受費委員会 奉記念祝賀会事務局	松良千廣先生監受費委員会 奉記念祝賀会会費	1aコ	受費受者者に対する祝賀会であるが約300人の出席者との多様な意見交換があった。	該当しない。 会合の内容及び振分計上により妥当性確保。	会合の主旨から言っても、単なる慶弔行事ではなく、参加者による意見交換は政務調査活動の正当な対象となる。
の71	相沢光哉	398	調査研究費	5,000	日本李登輝友の会	「日台共栄のタベ」参加費	ケ	355に記載の通り(同等の内容) 当団体は本部(東京)組織	355に記載の通り(同等の内容)	355に記載の通り(同等の内容)
の73	相沢光哉	400	調査研究費	5,000	仙台曹司会	年忘れ会費	1bク	368に記載の通り(同等の内容)	368に記載の通り(同等の内容)	368に記載の通り(同等の内容)
の74	相沢光哉	401	調査研究費	4,000	仙台藩士会	新年会費	ケ	336に記載の通り(同等の内容)	該当しない。妥当性については336に記載の通り(同等の内容)	多数の参会者との意見交換の場であり、請求人の主張はあたらぬ。参加した立派は団体参加。 *なお、仙台藩士会報「きずな」に議員が寄稿した小文を政務調査活動の一環の事例として添付させていただきます。
の75	相沢光哉	402	調査研究費	5,000	龜岡八幡宮代表役員	玉串料	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の76	相沢光哉	403	調査研究費	5,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)
の77	相沢光哉	404	調査研究費	5,000	宮城県産科医師会会長	平成24年宮城県産科医師会新年会費	1a	団体は県内産科医師による一般社団法人で、産科医師連盟という同等の組織もある。議員は産科医療政策協議会委員を務める。	該当しない。 多数の出席者(産科医師に限らない)との意見交換の場であり、振分計上により妥当性は確保されている。	請求人の主張は、新年会という形式にとられ、会合の実体に対する認識に欠けている。
の78	相沢光哉	405	調査研究費	5,000	宮城県産科医師会	平成24年新年祝賀会会費	1a	団体は県内政治団体組織もある。 議員は県産科医師会政策委員を務める。	404に記載の通り(同等の内容)	404に記載の通り(同等の内容)
の79	相沢光哉	408	調査研究費	4,000	宮城県隊友会会長	平成24年宮城県隊友会新年祝賀会会費	1a	団体は自衛隊出身者で構成される公益社団法人日本隊友会傘下の県内組織で自衛隊の支援団体、国防や災害復旧活動における自衛隊の重要性を県民に理解されるための諸活動を行っている。	該当しない。 会合の内容と振分計上から妥当性は確保されている。	請求人の主張は、意見交換の場であることの理解に欠けている。
の80	相沢光哉	407	調査研究費	2,886	東北方面後方支援隊協力会	後方支援隊協力会新年会会費	1ab工	380に記載の通り(同等の内容)	380に記載の通り(同等の内容)	380に記載の通り(同等の内容)

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の81	相沢光哉	408	調査研究費	5,000	宮城県美容容業生活衛生同業組合 理事専員	新春懇親会会費	1a	358に記載の通り(同等の内容)	358に記載の通り(同等の内容)	
の82	相沢光哉	409	調査研究費	5,000	宮城県中葯料理生活衛生同業組合	平成24年新年会並びに祝賀祝賀会会費	1a	358に記載の通り(同等の内容)	358に記載の通り(同等の内容)	
の83	相沢光哉	410	調査研究費	5,000	サンモール一番町商店街振興組合	新年祝賀会会費	1aケ	団体は仙台市内中心部商店会の一つで商店街振興組合。三米会の構成組合の一つでもある。区域は一番町・大町通角から南町通までの一番町2・3丁目。県・仙台市の商工業行政との関係が深い。	該当しない。請求人は意見交換の場と按分計上により妥当性は確保されている。	請求人は意見交換の場であることとこの理解に欠けていない。参加の立場は団体顧問で来賓。
の84	相沢光哉	411	調査研究費	5,000	クリスロード商店街振興組合 理事専員	会費代	1aケ	410に記載の通り(同等の内容)	410に記載の通り(同等の内容)	410に記載の通り(同等の内容)
の85	相沢光哉	412	調査研究費	5,000	宮城県菓子工業組合 宮城県和生菓子工業組合 宮城県洋菓子協会 仙台餅屋組合	新年会同祝賀会会費	1aケ	菓子製造・販売業4組合による合同新年祝賀会。菓子への参加や販路拡大の機会が大きい。	該当しない。請求人は意見交換の場と按分計上により妥当性は確保されている。	請求人は意見交換の場であることとこの認識に欠けていない。
の87	相沢光哉	414	調査研究費	2,666	みやぎバイオ研究会会長 交換会会費	みやぎバイオ研究会意見交換会会費	ア 1a	374に記載の通り	374に記載の通り	374に記載の通り
の88	相沢光哉	415	調査研究費	5,000	仙台市薬剤師会	平成24年新年祝賀会会費	1a	405に記載の通り(同等の内容)	405に記載の通り(同等の内容)	405に記載の通り(同等の内容)
の89	相沢光哉	416	調査研究費	5,000	定義如来極楽山西方寺	御祈禱料代	キ	祈禱料という名称になっているが、新年会の会費的性質を有し、折換後の直会において参拝者との意見交換の機会が設けられている。	宗教記(祈禱・奉納等)だけではあられば妥当すべきでないが、1日に記載の通りの内容を有し、新年における地域の課題等の情報交換の場であること、按分計上であることから妥当なものである。	338に記載の通り(同等の内容)
の90	相沢光哉	417	調査研究費	4,666	仙台曹司会	例会費	1aク	368、413に記載の通り(同等の内容)	該当しない。会合の内容と按分計上により妥当性は確保されている。	413に記載の通り(同等の内容)
の91	相沢光哉	418	調査研究費	5,000	宮城県豆腐商工組合代表 理事	組合新年会会費	1aケ	団体は県内豆腐製造・販売業の商工組合で県産大豆ミヤゴボロの普及や健康食品の拡大等の組合事業を展開している。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	請求人は意見交換の場であることとこの認識に欠けていない。参加の立場は組合顧問。
の92	相沢光哉	419	調査研究費	5,000	宮美生組仙台青葉支部	新年会会費代	1aケ	団体は県美容容業生活衛生同業組合傘下の青葉区支部。県の所管は遊藝生活部と暮らしの安全推進課。	該当しない。会合の内容、按分計上により妥当性確保。	請求人は意見交換の場であることとこの認識に欠けていない。
の93	相沢光哉	419	調査研究費	3,333	仙台JCOB会	JCOB会会費	1aク	公益社団法人仙台青年会連合のOB会組織で850名を有する。県、仙台市始め経済・文化・青年・商工・教育等の各分野での社会活動に積極的に関与している。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	請求人は意見交換の場であることとこの認識に欠けていない。
の94	相沢光哉	420	調査研究費	3,333	土井とおる連合後援会 チャレンジ21	土井とおる連合後援会 チャレンジ21 並びに新春の集い会費	力	衆議院議員後援団体であるが、時局後援会及び参事者との意見交換の場であることから、政務調査活動の対象とした。	他の議員の後援会に出席する会費を取調費充当が不適当としている。参事に、議員同士がお互いの後援会会費を相当負担し支出しあう実態があったことがあり、単独かつ双方向性がないケースで、参事者との意見交換の場になる場合は、その実態から按分計上である限り認めべきである。何故なら対象(人口)により禁止・制限することには、自由主義・民主主義に基づく議員の政務調査活動を萎縮させるものであり、不当な措置と言わざるを得ない。	
の95	相沢光哉	421	調査研究費	5,000	宮城県護国神社社務所	玉串料	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)

請求地	議員名	資料No	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
の96	相沢光哉	422	調査研究費	5,000	東北割愛研究会会長	四條公祭会費	4a	373に記載の通り(同等の内容)	373に記載の通り(同等の内容)	請求人主張に対する見解
の97	相沢光哉	423	調査研究費	5,000	大崎八幡宮	前分祭初穂料	キ	338に記載の通り(同等の内容)	338に記載の通り(同等の内容)	請求人主張に対する見解
の100	相沢光哉	425	調査研究費	5,000	日本会議宮城県本部	夏日本憲大憲法復興祈念の集い懇親会会費	ケ	日本会議はわが国の歴史・伝統・文化を大切に、日本再生を目指し憲法改正の意義を高めることを目的とする団体で、東京本部・各道府県に地方本部を擁している。本県に宮城県本部、仙台・石巻に支部がある。	該当しない。会合の内容及び按分計上は妥当性を確保している。	請求人主張に対する見解
の101	相沢光哉	426	調査研究費	5,000	秋葉けんや後援会	パーティー会費	カ	衆議院議員による政治資金パーティーであるが、記念講演及び参事者との意見交換の場があり、按分計上の政務調査費活動の対象とした。	420に記載の通り(同等の内容)	請求人主張に対する見解
の102	相沢光哉	427	調査研究費	3,333	神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	時局講演会懇親会会費	カ	神道政治連盟は東京に本部を置き、各都道府県に地方本部がある。神社界(神社庁加盟)の政治団体、県議員町町議員による議員連絡協議会があり、年1回時局講演会を開催している。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保している。	請求人主張に対する見解
の104	相沢光哉	429	調査研究費	5,000	日本李登輝友の会	総会・懇親会参加費	ケ	日本李登輝友の会は東京都に本部があり、本県には宮城県支部がある(355参照)。本団体は日本と台湾の友好親善のベースを元総統李登輝との緊密な関係に置いている。	該当しない。会合の内容及び按分計上から妥当性は確保している。	請求人主張に対する見解
の105	相沢光哉	430	調査研究費	4,000	宮城県議会TG会会長	宮城県議会TG総会会費	ア	東北学院出身の県議会議員と県庁職員・大学法人関係者との懇親会であり、県私学教育行政との関わりなどについて意見交換あり。	2に記載の通り県行政と私学経営の諸課題についての議論など妥当性は高い。	請求人主張に対する見解
の107	相沢光哉	432	調査研究費	5,000	渡辺椿寿孝お祝い会	「渡辺椿寿孝お祝い会」参加費	コ	元競輪選手全宮城支部所属のWW氏は日本財団の地方自治体支援事業配分に有力な人脈を持ち、県政発展に多大の貢献があった人物。(例、大和町町長選挙支援)	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	請求人主張に対する見解
の108	相沢光哉	433	調査研究費	4,666	仙台曹司会	例会費	4b	368に記載の通り(同等の内容)	368に記載の通り(同等の内容)	請求人主張に対する見解
の109	相沢光哉	434	調査研究費	3,333	故郷戸政一先生を偲ぶ会発起人会	故郷戸政一先生を偲ぶ会会費	コ	元県議会副議長を偲ぶ会において、故人の議会人としての存在感・人柄・事象等参事者との意見交換を行った。	該当しない。会合の内容及び按分計上により妥当性は確保されている。	請求人主張に対する見解
の1(追加)	相沢光哉	464	調査研究費	3,333	宮城ビジョンの会	「講演会」参加費	4b	宮城ビジョンの会は、日本政策研究センター(代表伊藤隆夫氏)とタイアップして毎年複数回歴史講演会等を開催している保守系団体で、正しい歴史認識の普及等に貢献している。	該当しない。会合の内容及び按分計上で妥当性は確保されている。	請求人主張に対する見解
は1	渡辺和喜	435	調査研究費	3,333	巨理郡理容組合	平成23年度通常総会会費	ケ	理容業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じて、その衛生水準の向上をはかることを目的とする。目的達成の為、研修会・講演会等を開催する。構成員は巨理郡内の理容師である。宮城県が理容業の計画的な権限を有し、宮城県の保健所が衛生の指導を行うもので、県政とは深い関わりがある。	該当しない。総会中がもとより引き続き行われる懇親会でも県政とのかわりを中心とした意見交換を行う。政務調査費が中心の会合である。	請求人主張に対する見解
は3	渡辺和香	437	調査研究費	5,000	県南議員会会長	県南議員会懇談会会費	ア	県南地域選出の県議による県南地域共通の県政の課題について意見交換を行い(それぞれを県執行部に要望を行う、(超党派県南選出全議員))	該当しません。懇親会にも県執行部の出席を求めた。	請求人主張に対する見解
は1	今野隆吉	439	調査研究費	5,000	宮城県護国神社	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費	カ	護国神社主催の道徳教育についての意見交換会であり我が国が誇る青少年健全育成について示唆を得たものである。また、護国神社が主催ではあるが県内の業界関係者や有識者が集う集会であった。	前述の通り道徳教育に関する意見交換をした後懇親会を主とする会合ではない。又、道徳が学校教育の中で必修化されたこともあり、本件は政務調査費を充当することは妥当である。	請求人主張に対する見解
は2	今野隆吉	440	調査研究費	5,000	宮城県栗利師会	平成24年新春年賀互礼祝賀会会費	4a	栗利師を構成員とした本県の医薬品について、医師の処方せんに基づいて患者への医薬品の提供・説明をするものである。又、東日本大震災影響においては我が国への医薬品の提供は公衆衛生にも有識者として貢献している。	本件は主として災害時ににおける医薬品について、適正な供給と医療現場において意見交換を実施したものであり、飲食は主目的ではなくかつ災害対応における調査は被災時の課題などについての示唆もあり調査の充当は妥当である。	請求人主張に対する見解

請求No	議員名	資料No	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	政務調査費充当の妥当性	請求人主張に対する見解
U3	今野隆吉	441	調査研究費	5,000	仙台調理師 食味	会費	1a	調理師職業紹介事業の適切な運営と調理士の職業の安定・福祉の増進・調理技術の向上等を通じて国民の食文化の発展に寄与していただいている。また我が県においても本県の食材のPRなどについてもご協力をいただいている。	観光業における宣伝の方法と業界におけるおもてなしを宮城県産物の特色の打ち出しについて意見交換・講義開催したものでありご指摘の件には該当せず充当も妥当である。	見解の相違。
U4	今野隆吉	442	調査研究費	5,000	土井とおる連合後援会 チャレンジ21	土井とおる連合後援会 チャレンジ21 時高講演会並びに新春の集い会費	力	土井とおる代議士の政治団体であり県内外の数多くの有識者が構成員である。本県選出の議会議員であり県政運営についても種々アドバイスをいただいている。	安倍晋三首相(当時)と国政の精鋭についてのご意見交換(篠原の復讐)について)であり、ご指摘の件には該当せず充当も妥当である。又、10,000円の支出という指摘も誤りである。	見解の相違。
U5	今野隆吉	443	調査研究費	5,000	東北割烹研究会会長	四條公祭会費	1a	和食の振興を中心とした和食文化を広く県内外にアピールする団体であり和食文化を通じて本県の食材集荷やインバウンド誘客にも活躍をいただいている。	宮城からの観光情報の発信と食材王国宮城のアピール方法等について意見交換を目的としておりご指摘の件には該当せず充当も妥当である。	見解の相違。
U6	今野隆吉	444	調査研究費	3,333	宮城県柔道整復師連盟委員長	会費	力	県内の柔整師で組織された団体であり同分野の適正な発展・法令遵守を目的に会員相互の研修等を実施している。又、我が県の地域医療機材に対しても有識者としてご助言をいただいている。	社会人のスポーツ教育と医療の現状について意見交換聞き取り調査を実施したもので我が県の船メタボについて茶碗をいただいた。故にご指摘の件には該当せず充当も妥当である。	見解の相違。
U7	今野隆吉	445	調査研究費	3,333	神道政治連盟宮城県本部 議員連絡協議会	神道政治連盟懇親会会費 神高講演会懇親会会費	力	世界に誇る日本文化・伝統の承継や、日本人らしさ、戦後おろそかにされてきた精神的な価値を大切に、我々国民がこの国に自信と誇りを取り戻すために様々な活動を実施している。多くの国会議員や有識者が構成員となっており我が県においても教育問題や選挙権等についてご示唆をいただいている。	我が国の国家・憲法・教育問題についての講演開催と意見交換を実施したもので、指摘された件には該当せず充当も妥当である。	見解の相違。

●は情報公開時黒塗り

住民監査請求(平成23年度政治調査費)に係る関係人(会派所属議員)調査結果(年会費)

請求地	議員名	資料地	使途項目	政治調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要	会派の根拠	年会費支出理由	政治調査費を充当するのに類さない団体の該当について	請求人主張に対する見解	その他
い1	長谷川敦	28	調査研究費	10,000	東北議員会会長	東北議員会会費(平成23年10月~12月分)	ア	東北選出の県議による東北地域共通の県政課題について意見交換。それらを踏まえて県執行部に要望活動をを行った。	ア	ア	該当しません。東北地域の共通課題を共有するため。	集められた会費は適正に支出されており、調査研究活動に充てられた費用の美質に充当するものと判断したものであり、見解の相違である。	
い3	長谷川敦	30	調査研究費	14,000	築館中評会	平成24年度築館中評会年会費	ウ	要原市選出のまちづくり団体であり、中小企業経営者が主な構成員である。定例的な懇談会、地域のまちづくりへの参加等を通じ地域発展に貢献しており、県政にも資すると考える。	ア	ア	該当しません。活動を通じてまちづくりに貢献しており、県政の発展に資するものと考えます。	見解の相違である。	
う32	佐々木幸士	64	調査研究費	10,000	神道政治連盟宮城県本部	平成23年度特別委員会費	カ	日本の文化・伝統を後世に正しく伝えることを目的に、各種事業を展開。神社関係者や趣旨に賛同された県民により構成し、学校教育・社会教育振興等にて県政との関わりを持つ団体。	イ	ア イ	1・2で説明した団体であり、県政全般における諸課題は多岐にわたり、その課題解決のための施策も多岐にわたる。そして、県民との広聴・意見聴取・意見交換の中にも、多種多様な必要と広範なものになる。また、教育・環境・医療・福祉・経済・政治等のあり方について、知事・県庁を深め、一報質問や委員委員質疑、県政報告等にて活かしている。	2・3で説明したとおり、不当な支出とは言えない。	政治資金パーティーではない。
え2	村上智行	66	調査研究費	10,000	仙台教会成成議員懇話会	23年度会費	ア イ エ	県議及び市町村議員が構成員で研修会や意見交換会等で政策方向向上と連携強化を図り、県民・住民の福祉向上に繋げることを目指すとしている。	ア	ア	左記の目的があり、政治活動費の充当は妥当であると考えている。	領収書に基づく支出で活動実績もあり、社会通念上妥当なものと手引に定められている範囲で、請求人の主張の不当な支出には当たらないと考えられている。	
お1	細川雄一	76	調査研究費	10,000	月曜会	異業種交流会会費	イ ab	宮城県と仙台市の整合性のある発展のため努力し、地域社会に貢献することを目的とし、例会、講演会等を開催している。民間企業や議員の会員で例会、講演会等を通して、民間の方々や県政全般に対しての意見交換を行っている。	ア	ア	講師を招いての講演会等も開催する異業種交流団体ですので、充当は妥当と考えます。	実質的な活動を伴っており、主張はあたらないと考えます。	
お3	細川雄一	78	調査研究費	15,000	月曜会	異業種交流会(10.11.12月分)	イ ab	宮城県と仙台市の整合性のある発展のため努力し、地域社会に貢献することを目的とし、例会、講演会等を開催している。民間企業や議員の会員で例会、講演会等を通して、民間の方々や県政全般に対しての意見交換を行っている。	ア	ア	講師を招いての講演会等も開催する異業種交流団体ですので、充当は妥当と考えます。	実質的な活動を伴っており、主張はあたらないと考えます。	
お7	細川雄一	82	調査研究費	20,000	月曜会	異業種交流会会費(1.2.3.4月分)	イ b ウ	宮城県と仙台市の整合性のある発展のため努力し、地域社会に貢献することを目的とし、例会、講演会等を開催している。民間企業や議員の会員で例会、講演会等を通して、民間の方々や県政全般に対しての意見交換を行っている。	ア	ア	講師を招いての講演会等も開催する異業種交流団体ですので、充当は妥当と考えます。	実質的な活動を伴っており、主張はあたらないと考えます。	

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要、県政との関わり	会費の根拠	年会費支出理由	政務調査費を充当するのに適さない団体の該当について	請求人主張に対する見解	その他
か1	高橋伸二	85	調査研究費	10,000	仙台教養校成議員懇話会	23年度会費	ア エ ウ	県及び市町村議員のスキル向上と議員間の連携促進等を行い、もって県民の福祉向上に努めることが目的と理解している。活動内容は研修会、意見交換会等。主な構成員については地方議員、県と市町村は密接不可分の関係にあり市町村議員との連携強化を図ることにより県政発展に寄与することが出来る。	ア	7	左記の通りの政務調査費を行っていることから、政務調査費を充当するのに適さない団体には該当せず、政務調査費の充当は妥当と考える。	領収書に基づき支出で活動実績もあり、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることから、手引に違反した不当な支出とは言えないものと考ええる。 (領収書未記載) 領収書に必要な記載がないとされていることから請求人の主張は当たらないと考	
か9	高橋伸二	93	調査研究費	10,000	仙台教会校成議員懇話会	24年度会費	ア エ ウ	県及び市町村議員のスキル向上と議員間の連携促進等を行い、もって県民の福祉向上に努めることが目的と理解している。活動内容は研修会、意見交換会等。主な構成員については地方議員、県と市町村は密接不可分の関係にあり市町村議員との連携強化を図ることにより県政発展に寄与することが出来る。	ア	7	左記の通りの政務調査費を行っていることから、政務調査費を充当するのに適さない団体には該当せず、政務調査費の充当は妥当と考える。	領収書に基づき支出で活動実績もあり、社会通念上妥当と考えられる範囲内であることから、手引に違反した不当な支出とは言えないものと考ええる。 (領収書未記載) 領収書に必要な記載がないとされていることから請求人の主張は当たらないと考	
き2	菊地恵一	98	調査研究費	2,000	宮城県看護連盟	宮城県看護連盟年費	カ	看護師としての職業を営むために必要な法令制度や政策などの具体化を求め、活動する日本看護連盟の支部組織であり、直接看護に携わる方々が会員であって、県の医療施策を担う県政にとって、その現状についての情報を得ることができると関わりは深い。	ア イ	7	前述の通りの団体であり、政務活動費を会費に充当するのに適さない団体とは理解していない。	請求人の主張は本団体の内容について把握しているように思えず、請求人の主張にも同意できない。	
き8	菊地恵一	104	調査研究費	15,000	古川商工会議所青年部	日本商工会議所青年部 日会費	ク	商工会議所青年部は、若き企業家が集う団体であり、研鑽と交流を通じて企業家精神を高め、企業の発展を原動力としながら経済人として地域社会の発展を目指す団体であり、本会はその青年部を卒業したOBによって構成されており、その多くは各地の商工業議所の議員、役員であって、特に経済商工業分野では県とも密接に関わる団体である。	イ	7	前述の通りの団体であり、政務活動費を会費に充当するのに適さない団体とは理解していない。	請求人は本団体の内容を把握して理解しているように思えず、請求人の主張にも同意できない。	
き9	菊地恵一	105	調査研究費	4,000	大崎市古川観光物産協会	大崎市古川観光物産協会 年費	ク	大崎市古川地域の観光と物産の振興を目的とした団体で、そのための活動を行っている。地域の観光と物産に関わる法人、団体、個人が会員であり、県内第3の都市である大崎市中心地域の観光物産の一端を担う団体として県政との関わりが深い。	ア	7	前述のような活動を行っている団体であり、会費に政務活動費を充当するのに適さない団体とは理解していない。	請求人は本団体の内容を把握して理解しているように思えず、請求人の主張にも同意できない。	
き13	菊地恵一	109	調査研究費	10,000	県北議員会会長	県北議員会会費(平成23年10月~12月分)	7	県北地域域連出の県議会議員により、県北地域の共通の県政課題やその対応策について意見交換する団体であり、またそのことを踏まえて団体として県にも要望活動等を行っている。	ア	7	前述の通り、公的な役割を担う団体であり、政務活動費を充当するのに適さない団体とは理解していないし、活動内容からしても充当するに妥当な団体と理解していない。	集められた会費は、調査活動や意見交換の実費に適正に支出されており、請求人の主張には同意できない。	

請求地	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	会費の根拠	年会費支出理由	政務調査費を充当するのに適さない団体の該当について	請求人主張に対する見解	その他
き14	菊地恵一	110	調査研究費	10,000	宮城県隊友会	特別会費 特別会費							(重複支出) 明記の通り、一方は宮城県全域で活動を行う「宮城県隊友会」の特別会費として、一方は大崎市を中心に活動を行う「宮城県隊友会大崎支部」の賛助会費としての会費であり、明確に違う団体である。
き14	菊地恵一	111	調査研究費	10,000	宮城県隊友会大崎支部 部長	平成23年度支部賛助会費 年会費							(重複支出) 明記の通り、一方は宮城県全域で活動を行う「宮城県隊友会」の特別会費として、一方は大崎市を中心に活動を行う「宮城県隊友会大崎支部」の賛助会費としての会費であり、明確に違う団体である。
き25	菊地恵一	122	調査研究費	10,000	仙台教会牧成議員懇話会	24年度会費	ア 1b ウ エ	研修等により県議ならびに市町議員の資質の向上と議員間の連携促進を図り、県政課題の解決に向けた活動として、研修会や選挙区間での意見交換、それを踏まえて県執行部へ要望活動を行った。	7	前述のとおり、調査研究費に充当するのには適さない団体とは理解しない。		領収書に基づき支出であり、調査研究に直接必要な経費であって、半引に違反し不当な支出とは理解していない。 (領収書未記載) 領収書に必要ない記載がないことから請求人の主張には同意できない。	
け1	只野九十九	126	調査研究費	10,000	県北議員会会長	県北議員会会費(平成23年10月～12月分)	ア	県北選出の県議により、県北地域共通の県政課題(農業の振興・道路網の整備・医師不足の解消など)について、勉強会や選挙区間での意見交換、それを踏まえて県執行部へ要望活動を行った。	7	該当しません。県北地域として共通の重要課題を認識・勉強をし、共通の課題に対することが大専だと考えるから。		集められた会費は適正に支出されており、調査研究活動に要した費用の実費に充当するものと判断したため、不当な支出とは考えられておりません。	
さ1	石川光次郎	137	調査研究費	12,000	陸上自衛隊東北方面特科隊協力会	平成23年度分会費	1b	陸上自衛隊東北方面隊の活動に協力する民間人で構成する団体。隊の地域貢献活動等を行う。隊内の活動が主であり、大いに県政との関わりがある。	7	この通りであるので妥当と考える。		そうは思わない。	
さ2	石川光次郎	138	調査研究費	12,000	宮城青年防衛協会	年会費	1b	防衛意識の高揚を図り、防衛意識の育成強化に寄与するとともに、自衛隊活動を支援、協力する県内の青年層で組織する団体。	7	この通りであるので妥当。		そうは思わない。	
さ52	石川光次郎	190	調査研究費	15,000	月曜会	農業界交流会会費(1～3月分)	1ab	国会議員、県議、仙台市議、民間経営者で組織する農業界交流会。県政、仙台市政の課題を各行政担当者に参加いただき講演をいただく。	7	そうは思わない。		そうは思わない。	
せ1	池田薫彦	202	調査研究費	10,000	県北議員会会長	平成23年度県北議員会会費	ア	県北の諸問題の課題について共有している。講師を呼んで研修会を行い県への要望なども実現している。	7	県北の事業の調査研究であり、県北の問題はないと考えます。		役に立っており見解の相違と考えます。	

請求№	議員名	資料№	使途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	会費の根拠	年会費支出理由	政務調査費を充当するのに適さない団体の該当について	請求人主張に対する見解	その他
そ6	佐々木征治	210	調査研究費	10,000	東北議員会会長	平成23年度東北議員会 年会費	7	仙台一極集中が加速する中、東北地域圏の大崎管内や栗原、登米管内、沿岸部の気仙沼本吉、石巻管内から運出された県会議員で構成されており、大きな目的は、東北部の大きな揺りの中、一極集中活動することを目的としてつくられました。具体例を挙げれば、石巻酒田南高規格道路の乗入れなどを目指しております。	7	7	該当しません。道北地域の共通の重要課題を認識し、共通課題として県政に反映させていることから該当である。	会費は適正に支出されている。見解の相違である。	
そ7	佐々木征治	211	調査研究費	10,000	宮城県隊友会	特別会員会費		(会費として照会していないが県隊友会はNO. 228及びNO. 229で照会している。)					(重複支出) 宮城県隊友会県全体の組織で、宮城県隊友会大崎支部は下部の地理組織であり、構成する委員の顔ぶれも違うことから、情報や話題も異なりやむを得ないと考えている。
そ7	佐々木征治	212	調査研究費	10,000	宮城県隊友会大崎支部支隊長	平成23年度支部補助員 年会費		(会費として照会していないが県隊友会はNO. 228及びNO. 229で照会している。)					(重複支出) 宮城県隊友会県全体の組織で、宮城県隊友会大崎支部は下部の地理組織であり、構成する委員の顔ぶれも違うことから、情報や話題も異なりやむを得ないと考えている。
ち7	皆川章太郎	226	調査研究費	10,000	仙台教会伝道議員懇話会	23年度会費	ウ エ	この団体は、一人ひとりの安定及び向上を目標としており、ユニセフ基金、アフリカに毛布を送る運動会を推進している。更に大震災被災地に対するボランティア活動に取り組んでいます。構成委員は県民であり、交流を図ることにより県政の課題も見え、その対策等々県政に貢献できます。	7	7	会費納入に当たり年間様々な資料提供をはじめ、年一回の研修会、意見交換会が開催されることから、政務調査費の充当は妥当性があります。	平成23年度経費については、実質的な活動、意見交換の機会がありますので、年会費として社会急向上に妥当と考えます。	実質的な活動が行われ、その調査研究・研修にも充当されるので問題はないと考えます。
ち9	皆川章太郎	228	調査研究費	6,000	宮城県隊友会	年会費	ウ	自衛隊の中心として構成されており、県民生活の安全安心を目標としており、防衛行政の諸課題、研究・研修を通して県政の発展に貢献しています。	7	7	前述のことから、政務調査費充当は妥当であると考えます。	団体の規約により請求されたものであり、充当は妥当性の範囲内であり	
ち9	皆川章太郎	229	調査研究費	4,000	宮城県隊友会	年会費	ウ	自衛隊の中心として構成されており、県民生活の安全安心を目標としており、防衛行政の諸課題、研究・研修を通して県政の発展に貢献しています。	7	7	前述のことから、政務調査費充当は妥当であると考えます。	団体の規約により請求されたものであり、充当は妥当性の範囲内であり	
ち11	皆川章太郎	231	調査研究費	10,000	モロロジ-研究所	モロロジ-の年会費	ク	団体の活動目的は、一人の人間として自立した人間形成と社会に貢献することであり、構成員は県民であり、互いの交流を図ることで県政の課題も見え、対策等々県政の推進に寄与できます。	7	7	左記のとおり、地域課題及び大震災にかかわる交流等の意見交換でもあり、調査費充当は妥当性があります。	年会費の経費については、実質的な活動・意見交換の場であり、納める年々費は妥当性がありません。	
ち12	皆川章太郎	232	調査研究費	10,000	東北議員会会長	平成23年度東北議員会 年会費	7	東北地域圏の県議による東北地域共通の県政課題について意見交換、それらを踏まえて県執行部に要望活動を行った。	7	7	該当しません。東北地域の共通課題を共有する場であり妥当であると考えます。	会費は適正に支出されており、調査研究活動に要した費用の実費に充当するものと判断したものであり、見解の相違であります。	
ち15	皆川章太郎	235	調査研究費	15,000	宮城県美容業生活衛生同業組合理事長	平成23年度会費	ク	県内の美容業を経営する方で構成されています。県民の公衆衛生向上における課題に対する意見交換により、県政への反映及び参画に寄与することができています。	7	7	美容業が抱える問題、例えば公衆衛生の向上、及び安福な大型店舗出店諸課題等、意見交換は大切であり、政務調査費を充当したことは妥当であります。	前述のことから、政務調査費を充当することは妥当であり、適法ではないとの見解です。	

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費 充当額 (円)	支出先	支出内容	主張 区分	団体の概要、県政との関わり	会費の 根拠	年会費支 出理由	政務調査費を充当するに 適さない団体の該当について	請求人主張に対する見解	その他
の7	相沢光哉	339	調査研究費	5,000	ヤンググリーンズスクール	年会費	4b	ヤンググリーンズスクールの公益財団法人 仙台青年会議所(現在)が昭和52年全国 大会を開催した際に発足した青年育成事 業で、自然環境の中で子ども達が様々な 体験をすることを継続的にサポートしてい る。仙台JCORBが指導し、会員は毎年 20名前後の小中学生。	7	7	339に記載の通り。	団体の活動内容等は会報等で報告 されている。詳しくは2記載の団体に 照会されたし。	
の12	相沢光哉	343	調査研究費	27,500	仙台Y'sメンズクラブ	22~23年度会費	4b エ	領収書添付票343に記載の通り。 仙台Y'sメンズクラブは仙台YMCA関連 の社会奉仕団体に会員数は約60名。 国際貢献、貧困者救済など県政との関わ りがある。	7	7	該当しない。 按分計上により妥当性大。	団体の活動内容等は公開されてお り、社会的に認知されている団体(こ はロータリークラブやYMCA)の一 つ。	
の15	相沢光哉	346	調査研究費	5,000	青葉神社敬愛会	年会費	キ	(支出金額の内容等について説明願いま す。)	-	-	338に記載の通り。	338に記載の通り。	
の21	相沢光哉	352	調査研究費	1,000	宮城県日台親善協会	年会費(半年分)	ク	領収書添付票352に記載の通り。	7	未記入	宮城県日台親善協会は、日本・台 湾間の友好親善を図る一方、大震 災後世界一の支援を寄せていた。 たいわい台湾劇(立法府、世界台湾 協会、台湾紅十字会等)と宮城 県、被災市町との連携窓口として 大きな活動を行った。	請求人の主張は全く的外れ。	
の23	相沢光哉	354	調査研究費	5,000	次世代を育てる会	平成23年度年会費	4b ク	青少年育成のための任意団体に年に複 数回講演会の開催や施設訪問等を行っ ている。 会長は○○○○氏(現在は故人)で会員 数40名(事務局長○○○氏)。	未記入	未記入	該当しない。 調査費の充当は十分妥当性があ る。	請求人の主張は妥当性がないと考 える。	
の48	相沢光哉	376	調査研究費	2,500	青協・日本協議会縮成40 周年祭	年会費(9~11月分)	ク	青年協議会・日本協議会が縮成されて40 周年の節目に当たり、年会費の請求が あった。保守思想の団体であり、国政展 政の諸課題に取組む上で有意義な活動 団体であると認識している。	ウ	イ	該当しない。 会費の按分計上により妥当性は 確保されている。	請求人の主張は、政務調査活動に 寄与しないと判断したものと想 うが、活動の実態や会報等の内容 は十分対象に合致している。	
の59	相沢光哉	387	調査研究費	10,000	日本協議会	年会費	ク	高の相沢守の立場に立つ団体で、わが 國の歴史、伝統、文化を大切にし、皇室 の安寧を尊ぶ組織。 376に記載の記載の内容を参照。	7	イ	年会費を100%計上していること は、同会の活動実態が国政、県政 上重要な要素を持つていることと 考え、十分な妥当性があると判断 している。	日本の国柄を考える場合、リベラル 思想や共産主義思想の存在そのも のも是とすることは自由主義国家の 要件の一つであり、その上で保守思 想の大切さを考え教えることは政務 調査活動として重要であるという立 場をとることに意義がある。	
の72	相沢光哉	399	調査研究費	5,000	仙台JC中高TG会	年会費	ク	仙台青年会議所出身者による東北学院 中高卒業生の団体。仙台JC及びTG両 面から学校関係者とのつながりが強く、県 政への反映等の活動が多い。	7	7	年会費は、政務調査活動に資す るものにおいて100%計上が認め られており、妥当性は十分であると 判断している。	左記3の通りであり、請求人の主張 は見解の相違と思う。	
の86	相沢光哉	413	調査研究費	30,000	ゼンダインウシカイ	年会費	4b ク	368に記載の通り。	7	7	該当しない。多様な意見交換の場 であり、按分計上を含め、妥当性 は確保されている。	請求人は、青葉交機の場を提供す る団体であることの認識に欠けてい る。	* 参考資料 仙台青同会規約地添付
の106	相沢光哉	431	調査研究費	10,000	仙台ハッピーファミリー協 会	年会費	ウ	この団体はクラシック音楽振興のため仙 台市で本場ドイツの指導者による理論と レッスンを定期的に開催しており、音楽都 市仙台の評価を高めている。県の文化芸 術向上にも貢献しており、有力な演奏者 を送り出している。	7	7	音楽文化芸術の振興は県民生活 の充実に関与しており、特に国際 的な指導者の直接研修を認めて いることは若手演奏家の動みに なっている。充当の妥当性は高 い。	議員の私的財産形成等につながる ものでも、年度を越えるものでもな く、主張は全く当たらない。	

請求地	議員名	資料No	使途項目	政務調査費充当額 (円)	支出先	支出内容	主張区分	団体の概要・県政との関わり	会費の 租税	年会費支出理由	政務調査費を充当するのに通さな い団体の該当について	請求人主張に対する見解	その他
は2	渡辺和壽	436	調査研究費	10,000	仙台教会校成議員懇話会	23年度会費	ア 1b エ	この団体は立正佼成会と関係のある超党派の県議会議員や市町村議会議員で構成する会であり、福祉や地域振興等を計る団体である。その活動の中心は宮城県であり、宮城県政と最も深い関わりがある。	7	7	該当しません。各種資料の提供を受け、年数回開催の意見交換会や地域での活動が県政との関わりが中心である。	平成23年度経費については、実際に意見交換会が数回行われ、年費として充当である。地域における活動や政策懇談会も数回行われた。	
は4	渡辺和壽	438	調査研究費	10,000	仙台教会校成議員懇話会	24年度会費	ア 1b ウ エ	この団体は立正佼成会と関係のある超党派の県議会議員や市町村議会議員で構成する会であり、福祉や地域振興等を計る団体であり、宮城県政と最も深い関わりがある。	7	7	該当しません。各種資料の提供を受け、年数回開催される意見交換会や地域での活動が県政との関わりが中心である。	平成24年度経費については、実際に意見交換会が数回行われ、年費として充当である。地域における活動や政策懇談会も数回行われた。	

●は情報公開時黒塗り

住民監査請求(平成23年度政務調査費)に係る関係人(会派所属議員)調査結果(資料購入費)

請求No.	議員名	資料No.	用途項目	政務調査費充当額(円)	支出先	支出内容	請求人の主張	請求人主張に対する見解
う3	佐々木幸士	33	資料購入費	2,940	自民党サービスセンター	建設産業復興論 保守派生、日本を断送から教え	「保守派生・日本を断送から教え」は政治的イデオロギーの書籍で資料に該当しない不当な支出と考える。	議政全般における諸課題は多岐にわたり、その課題解決のための施策も多岐にわたる。そして、県民との広聴・意見聴取・意見交換の中でも、多種多様な意見があるため、調査対象は必然と広範なものになる。また、教育・環境・医療・福祉・経済・政治等について、知識・見聞を深め、一般質問や委員会質疑、県政報告会等にて活かしている。
う13	佐々木幸士	45	資料購入費	6,000	日本青年協議会	「祖国と青年」年間購読料(24年1月~12月)	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	議政全般における諸課題は多岐にわたり、その課題解決のための施策も多岐にわたる。そして、県民との広聴・意見聴取・意見交換の中でも、多種多様な意見があるため、調査対象は必然と広範なものになる。また、教育・環境・医療・福祉・経済・政治等について、知識・見聞を深め、一般質問や委員会質疑、県政報告会等にて活かしている。
か1(追加)	高橋伸二	447	資料購入費	6,000	仙台祖香の会	祖国と青年購読料	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	憲法を頂点とする戦後体制の問題克服をめざし、皇室・防衛・教育などの諸課題について、日本の伝統・文化に基づきながら新たな時代を切り拓くための提言がなされている。県政を語る上において国の成り立ち、国防のあり方、教育の充実等については理解を深めることは非常に重要なことである。議員活動を行う上において大卒参考者になっていることから政務調査費を充当したことは妥当と考える。請求人の「政治的イデオロギー」の月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。「」との主張は的を得ていないとの印象が強く、私とは全く認識が異なると思える。
く5(追加)	寺澤正志	452	資料購入費	5,000	あけぼの会仙台支部代表	「あけぼの」年間購読料	宗教団体が発行する資料で政務調査活動に寄与しない不当な支出と考える。また、報政審作成者の住所がない。	宗教団体にあたらない。購入した資料を眺むことにより県政策に活かす事ができるため、充当は妥当と考える。報政審作成者の住所記載(省略)
の19	相沢光哉	350	資料購入費	2,500	郷守人編集部	新聞代	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	「政治的イデオロギー」の月刊誌で資料に該当しないといっているが、月刊誌ではなく季刊誌、「政治的イデオロギー」があれば資料に該当しないという主張は全く理解できない。右でも左でも、国内、国外でも、さまざまな政治的イデオロギーに基づく雑誌や考えを調査研究するものは議員(政治家)として当然の任務の一つであり、このような請求人の主張そのものが偏向した姿勢と思えます。なお、按分計上は妥当性を一層強化します。
の98	相沢光哉	424	資料購入費	4,000	フック株式会社	月刊「月刊購読料」	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	政治的イデオロギーの月刊誌だから資料に該当しない不当な支出という請求人は、思想の自由という憲法で保障された国民の権利をどう考えているのか伺いたいものである。以下、資料番号350に記載した通り。なお、按分計上は妥当性を一層強化するものとする。
の99	相沢光哉	424	資料購入費	1,500	國宗津子	隔月刊郷守人購読料	政治的イデオロギーの月刊誌で資料に該当しない不当な支出と考える。	資料番号350、424に記載した通り。
の103	相沢光哉	428	資料購入費	1,400	神通政治連盟宮城県本部議員連絡協議会	書籍「教育勅語の真実」代	政務調査活動に寄与しない資料に該当した不当な支出と考える。	教育勅語は明治23年明治天皇によって国民に示された(漢訳された)教育に関する勅語であり、戦前は、そのわずか315字の中に、天皇の徳による治世、日本の悠久の歴史と伝統、国民が守るべき徳目など、世宗が感嘆した日本精神の神髄が余すところなく凝縮され、国民の道徳教育の礎となっていました。戦後GHQの指導によって、教育教材としての使用は出来なくなりましたが、歴史的文献としてその内容をよく知り、語り継いでいくことは極めて重要で、その意味で政務調査費を充当して学び、研究し、今日に役立てていくことは妥当性の高いことと判断しました。

住民監査請求(平成23年度政務調査費)に係る関係人(会派所属議員)調査結果 (その他事項)

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支払先	支出内容	調査事項	回答
て1	安藤俊威	255 ～ 266	事務所費 事務所費 人件費	1,200,000	21世紀会	事務委託費 (事務所費、事務所賃、人件費)	1 委託内容について説明願います。 3 領収書の宛名が会派になっている理由について説明願います。	議員の活動全般について日程調整、資料整理、文書作成などを1名の常勤職員を置いて行っており、その他として、後援会事務所、自民党白石市支部事務所を兼務する安藤事務所は、議員の政務活動全般の事務を委託されていると解す。 政治資金管理団体は、議員本人が代表を務め、1つしか設ける事ができない。また、年次報告を義務付けられており、報告書は公開されている為、さわめて透明性が高い。
ぬ1	仁田和廣	297 ～ 329	事務所費	750,000	●	事務所賃賃料	4 請求人は(別紙主張区分、工)のとおり主張していますが、これについてどのようか考えますか。政務活動に充当した妥当性について説明願います。 請求人は「事務所の光熱水費が50%なのに、事務所賃借料が50%になっていない。従って合計375,000円(750,000×1/2=375,000)が不当な支出と考える。」と主張しています。これについてどのようか考えますか。政務調査費に充当した妥当性について説明願います。	安藤事務所は上記の通りの事務所であるが、10坪の建物は議員所有の為家賃計上していない。電気、ガス、水道も議員が払っており、事務所賃は暖房用灯油と通信費(電話とネット等)で年額25万程度、事務消耗品代等で15万程度であり、人件費は社会保険込みで年額225万程度となる。その半分以下である金額を設定しており問題はないと考える。 平成23年度当時、事務所は震災復旧・復興に係る住民からの生活相談、各種陳情等、政務活動のみに使用していたため、家賃に関しては全額政務活動費を充当していた。
し1	佐藤光樹	196	事務所費	52,848	三ドバンカメラ	デジタルカメラ	1 デジタルカメラの用途、2台購入した理由について説明願います。 2 請求人は「デジタルカメラ2台必要ないので52,848円は不当な支出と考える。また、仮に2台必要だとしても『手引』3(5)事務用品・備品購入費・リース料『～ま』た、その購入価格についても政務調査費を充当する備品という観点から常識的に判断する必要がある。更に日付がない。』と主張しています。これについてどのようか考えますか。政務調査費に充当した妥当性について説明願います。	23. 3月の東日本大震災で、自宅・事務所2箇所全壊で被災した事を前提にお聞き頂きたいです。 23年6月に購入したデジタルカメラについては、主に被災した地域の現状を捉え、役所等に伝えるものとして活用させて頂いた。24年1月11日購入の2台目については、改選後仮設事務所にてパソコンでのHP、ブログやフェースブックでの活動報告等に活用する為、購入させて頂きました。 第1に日付がない事について、購入店に確認した結果、2012. 1. 11にありませす。確かに高額です。しかし、活用高額との指摘については、現でも報告会用のプロジェクター用写真方法について、現在でも報告会用のプロジェクター用写真撮影や議員としての活動記録に使っている現状、撮影や地域要望箇所撮影等、長期間に亘って十二分にその機能を使わせて頂いております。50%の控分でその購入は、高額であるけれども、その活用について、見解の相違と考える。

住民監査請求(平成23年度政務調査費)に係る関係人(会派所属議員)調査結果(第2回)

請求No.	議員名	資料No.	使途項目	政務調査費充当額(円)	支払先	支出内容	調査事項	回答
さ13	石川光次郎	151	調査研究費	2,666	建設TG会	いも煮会費	芋煮会の具体的な会場、参加者数について記載願います。	広瀬川 ますぶち芋煮会場 30人
さ15	石川光次郎	153	調査研究費	3,333	仙台東郷類飲食業組合	レクリエーション代	領収書には「レクリエーション代」と記載されていますが、当該会合の具体的な内容及び政務調査費を充当した妥当性について説明願います。	レクリエーション代などについては、当日、組合との意見交換や現場の諸課題に関する要望聴取が主であり妥当と考えている。
さ17	石川光次郎	155	調査研究費	3,333	宮城県理容生活衛生同業組合仙台宮城野支部支部長	宮城野支部芋煮会参加費	芋煮会の具体的な会場、参加者数について記載願います。	青葉区内ホテル 会議室 30人
の5	相沢光哉	339	調査研究費	5,000	つくる会教科書基金	年会費	新しい教科書をつくる会のホームページには、「教科書の完成そして、私たちの目的の達成のため、『教科書基金』に一口1万円として一口以上のご寄附をお願い申し上げます。」と記載されています。 また、同会のホームページの入会案内では、会費は、普通会員が6,000円、正会員が12,000円となっております。振込票の名称などからも、教科書基金への寄附金と思われるのですが、いかがでしょうか。	平成23年度は全国的に教科書採択年の重要な時期で、つくる会本部としては、通常の年会費に追加する形で「教科書基金」の募集があった。つまり、基本財産を形成する基金達成では全くなく、重要な運営費充当のためであった。当方としては、寄付という形は出来ないと伝えたいところ。左記の趣旨と、年会費追加と考えていただきたので、本部の記録(宮城県支部代表も確認済み)があったので、全額ではなく、50%抵分で計上したものである。しかし、全額が残るといふのであれば、充当額の返還もやぶさかではない。
の48	相沢光哉	376	調査研究費	2,500	青協・日本協議会結成40周年係	年会費(9～11月分)	支私先が「青協・日本協議会結成40周年係」となっていますが、「日本協議会」等の一般的な団体の年会費との違いについて、説明願います。	支出対象期間を県議選の関係で9～11月の3ヶ月分としたもの。 「40周年係」の名称は、この年が結成40周年の前日に当たるため、年会費を増額したものと思われる。(こちらから勝手に増額して送ったものではない。)青協(＝青年協議会)・日本協議会は、保守系団体として定期的な刊行物を発行し、青年運動の推進に努めており、青年県民層から熱い支持がある。
ぬ1	仁田和廣	287 ～ 329	事務所費	750,000		事務所賃料	事務所賃料に政務調査費を100%充当した理由として「政務活動のみに事務所を使用したことを示す資料を提出願います。また、高熱水質への政務調査費の充当率50%との違いについて説明願います。	3月11日発生の東日本大震災の被害の中心地に事務所があり、震災後3日間で再建し、連日国道45号線他地域住民の復旧相談を受け、又、県、市への要望の場所となっており、100%政務活動のみ事務所として使用したと判断いたしました。ポランティアの皆さん、地域住民の皆さん、ご苦労様です。電気、水道も含めて50%しか可動していません。光熱費等は、電気、水道も含めて50%しか可動していません。この事務所を使った結果、多賀城市、七ヶ浜町では食事の提供がスムーズになり、仮設住宅の整備も早まり、復旧の大きな要因になったものと思われまます。

●は情報公開時黒塗り

政務調査費使途基準に違反すると認められる支出一覧

(単位:円)

請求No.	資料No.	支出内容	主張区分	政務調査費充当額	不当な支出と主張する額	充当すべき額	基準違反と認められる額
う8	40	熊谷大と県議会議員の会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
う23	55	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
う26	58	仙台一高野球部OB広瀬会平成24年度総会費	オb	3,333	3,333	0	3,333
う30	62	会費	カ	2,666	2,666	0	2,666
				12,665	12,665	0	12,665
え4	68	熊谷大と県議会議員の会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
え6	70	会費	キ	3,333	3,333	0	3,333
え9	73	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				9,999	9,999	0	9,999
お2	77	熊谷大と県議会議員の会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				3,333	3,333	0	3,333
か7	91	会費	カ	666	666	0	666
か8	92	女性部新年会費	カ	1,333	1,333	0	1,333
				1,999	1,999	0	1,999
き8	104	日本商工会議所青年部OB会費	ク	15,000	15,000	0	15,000
き18	115	新春「伊藤康志大崎市長を囲む会」参加会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				18,333	18,333	0	18,333
こ1	128	女性部代表者会議懇親会費	カ	1,333	1,333	0	1,333
こ9	136	泉区支部総会費	カ	666	666	0	666
				1,999	1,999	0	1,999
さ4	140	故片桐勝一氏を偲ぶ会費	イa コ	4,000	4,000	0	4,000
さ10	148	熊谷大と県議会議員の会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
さ11	149	会費	カ	2,000	2,000	0	2,000
さ13	151	いも煮会費	エ コ	2,666	2,666	0	2,666
さ18	156	会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
さ19	157	鎌田峻一師特授再任職業承認記念祝賀会費	イa コ	5,000	5,000	0	5,000
さ26	164	松長千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会費	イa コ	5,000	5,000	0	5,000
さ41	179	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	5,000	5,000	0	5,000
さ42	180	会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
さ48	186	宮城野区支部総会費	カ	666	666	0	666
さ49	187	会費	カ	2,666	2,666	0	2,666
				36,997	36,997	0	36,997
せ2	203	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				3,333	3,333	0	3,333
そ3	207	受章祝賀会参加費	エ コ	5,000	5,000	0	5,000
そ10	215	故錦戸弦一先生を偲ぶ会費	イa コ	3,333	3,333	0	3,333
				8,333	8,333	0	8,333
た3	218	松島町21世紀セミナー会費	カ	2,000	2,000	0	2,000
				2,000	2,000	0	2,000
ち2	221	東日本震災復興祈願祭	キ	2,000	2,000	0	2,000
				2,000	2,000	0	2,000
つ5	249	松長千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会費	イa コ	5,000	5,000	0	5,000
				5,000	5,000	0	5,000
て4	270	懇親会費	カ	2,333	2,333	0	2,333
て5	271	後援会懇談会費	カ	666	666	0	666
て7	273	自民党部会総会費	カ	2,000	2,000	0	2,000
て9	275	新年顔合わせ会費	カ	1,666	1,666	0	1,666
て11	277	風間康静後援会総会並びに新春の集い会費	カ	2,000	2,000	0	2,000
				8,665	8,665	0	8,665
な1	284	熊谷大と県議会議員の会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
				3,333	3,333	0	3,333

(単位:円)

請求No.	資料No.	支出内容	主張区分	政務調査費充当額	不当な支出と主張する額	充当すべき額	基準違反と認められる額
ぬ1	297	4月分事務所賃賃料		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	301	事務所家賃代		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	305	事務所家賃代		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	309	事務所家賃代		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	313	11月分家賃		50,000	25,000	50,000	0
ぬ1	320	事務所家賃代		100,000	50,000	50,000	50,000
ぬ1	329	1月分、2月分、修繕費		200,000	100,000	100,000	100,000
				750,000	375,000	400,000	350,000
の2	336	年会費	ク	5,000	5,000	0	5,000
の4	338	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の5	339	年会費	ク	5,000	5,000	0	5,000
の6	339	年会費	オb	2,500	2,500	0	2,500
の9	341	玉串料、直会料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の10	341	例祭玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の12	343	22~23年度会費	イb エ	27,500	27,500	0	27,500
の14	345	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の15	346	年会費	キ	5,000	5,000	0	5,000
の17	348	初穂料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の34	362	くさやの会会費	カ	666	666	0	666
の36	364	初穂料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の37	365	受章祝賀会参加費	コ	5,000	5,000	0	5,000
の42	370	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の43	371	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の44	372	平成23年例大祭献饌式玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の49	377	熊谷大と県議会議員の会会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
の50	378	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の51	379	東北学院中・高校同窓生親睦ゴルフコンペ懇親会費	コ	2,666	2,666	0	2,666
の53	381	例祭初穂料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の54	382	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の58	386	後藤登氏旭日双光章受章祝賀会費	エ コ	5,000	5,000	0	5,000
の60	388	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の67	394	開祖様生誕祭玉串	キ	5,000	5,000	0	5,000
の70	397	松良千廣先生藍綬褒章受章記念祝賀会会費	イa コ	5,000	5,000	0	5,000
の72	399	年会費	ク	5,000	5,000	0	5,000
の75	402	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の89	416	御祈禱料代	キ	5,000	5,000	0	5,000
の94	420	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	3,333	3,333	0	3,333
の95	421	玉串料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の97	423	節分祭初穂料	キ	5,000	5,000	0	5,000
の101	426	パーティ会費	カ	5,000	5,000	0	5,000
の106	431	年会費	ウ	10,000	10,000	0	10,000
の107	432	「渡辺様傘寿お祝い会」参加費	コ	5,000	5,000	0	5,000
の109	434	故錦戸弦一先生を偲ぶ会会費	コ	3,333	3,333	0	3,333
				188,331	188,331	0	188,331
ひ4	442	土井とおる連合後援会チャレンジ21時局講演会並びに新春の集い会費	カ	5,000	5,000	0	5,000
				5,000	5,000	0	5,000
				1,061,320	686,320	400,000	661,320

